

令和4年 第3回定例会

青木村議会会議録

令和4年9月6日 開会

令和4年9月16日 閉会

青木村議会

令和4年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明	10
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	33
○議案第3号の上程、説明	36
○議案第4号の上程、説明	37
○議案第5号の上程、説明	40
○議案第6号の上程、説明	42
○議案第7号の上程、説明	44
○社会福祉協議会会計決算の報告	47
○監査報告	49
○議案第8号の上程、説明	50
○議案第9号の上程、説明	51
○議案第10号の上程、説明	52
○議案第11号の上程、説明	52
○議案第12号の上程、説明	53
○議案第13号の上程、説明	56
○陳情第1号の上程、説明	57
○陳情第2号の上程、説明	59

○散会の宣告	6 0
--------	-----

第 2 号 (9月8日)

○議事日程	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 1
○事務局職員出席者	6 2
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○一般質問	6 3
松本 淳英 君	6 4
居 鶴 貞美 君	7 1
松 澤 正登 君	7 9
塩 澤 敏樹 君	8 8
坂 井 弘 君	1 0 2
平 林 幸一 君	1 3 1
宮 入 隆通 君	1 4 3
○総括質疑	1 5 0
○委員会付託	1 5 0
○散会の宣告	1 5 1

第 3 号 (9月16日)

○議事日程	1 5 3
○出席議員	1 5 3
○欠席議員	1 5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 4
○事務局職員出席者	1 5 4
○開議の宣告	1 5 5
○議事日程の報告	1 5 5

○委員長審査報告	1 5 5
○報告第 1 号の質疑	1 5 8
○報告第 2 号の質疑	1 5 8
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 8
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 6 3
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 7 0
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 7 1
○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 7 3
○閉会の宣告	1 7 5
○署名議員	1 7 7

令和 4 年 9 月 6 日（火曜日）

（第 1 号）

令和4年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年9月6日(火曜日) 午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第15 議案第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第18 陳情第 1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書について
- 日程第19 陳情第 2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書について
- 日程第20 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林宏記君	代表監査委員	内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記
------	------	------	------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回青木村議会定例会を開催します。

本定例会開催に当たり、お願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、6月定例議会同様に、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。8日の一般質問につきましては、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。質問・答弁とも簡潔明瞭に行い、円滑な進行に努めていただきますようお願いいたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により3番、平林幸一議員、9番、沓掛計三議員を指名します。

◎会期決定

○議長（金井とも子君） 日程第2、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る8月30日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日6日から20日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月20日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日6日は開会、議案説明のみで散会といたします。7日水曜日は議案審査のため休会、

8日木曜日は一般質問と令和3年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。9日から12日は議案審査及び休日のため休会、13日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、14日水曜日は社会文教委員会の委員会審議、15日は議案審査のため休会、16日金曜日は委員長報告、審議・採決、17日から19日は休日のため休会、20日火曜日、審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（金井とも子君） ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第3回青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参議院の選挙さなかの7月8日、安倍晋三元首相が凶弾で倒れました。令和の世の中にこんなことが起こるのか、日本は安全・安心な社会であったのにと信じられない思いでいっぱいでございます。

言論による政治を暴力で排除しようとする声は、決して許されることではありません。言葉には言葉で議論を深めて対応することが、戦後我々が培ってきた平和な現代国家であり、日本の議会制民主主義であります。戦前日本のテロの先に何があったのか、我々はいま一度思い返す必要があると考えました。

この事件はその後、世界平和統一家庭連合をめぐって政治・社会問題などに発展しておりまして、その展開に注視をしていく必要がございます。

さて、今年の夏も異常気象でございました。6月下旬から7月上旬にかけては、全国的に猛烈な暑さを記録いたしました。7月中旬になると、一転して天気が不順になり、東北の日本海側や北陸では、活発な前線の活動により各地で大きな水害が発生いたしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。一方、厳しい暑さが続き、東京で日最高気温35度以上の猛暑日が16日となり、年間最多記録を更新いたしました。

厳しい気象条件の中で、関係者によりタチアカネそばの播種が終わりました。きれいに条

まきされた発芽した若葉が一斉に風になびく姿は、今では青木村の美しい風景の一つとなりました。10月上旬の収穫までの間、順調な天候を祈らずにはおられません。

国の令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針につきまして、高齢化社会により介護や医療関係の給付に必要な費用は、年3兆円ベースで膨らむとの試算があります。一段と進む少子化により、その担い手は急速に減少していきます。全ての世代で安心できる持続可能な年金・医療・介護などの社会保障に向けた取組が急務であります。

新型コロナウイルス感染症につきまして、7月以降、コロナウイルスオミクロンの変異株BA.5の極めて強い感染力により、第7波と言われる感染の急拡大が続いており、県内の1日当たりの新規陽性者は減少傾向を見られますが、依然高止まりの状況にあり、なかなか出口が見えない状況が続いております。青木村におきましても、新規陽性者が報告される状況でございます。

現在、全県で感染警戒レベルはレベル6であり、確保病床使用率が50%を超える状況が続いていることから、8月8日に医療非常事態宣言、併せて8月24日から9月4日までBA.5対策強化宣言が発出され、感染防止対策の徹底が呼びかけられてきました。

感染拡大が続く一方で、今年は3年ぶりに行動制限のない夏ということで、青木村でもお盆の期間等には、例年より多い観光客等でにぎわいを見せました。これからは、一人一人が感染防止対策を徹底していただくことによりまして、新規陽性者数の増加を食い止め、医療の逼迫を回避しつつ、暮らしと社会経済活動を維持していくことが求められています。

村では、4回目までのワクチン接種を継続して実施するとともに、オミクロン株対応ワクチン接種について、国・県の動向を見ながら、ワクチンの確保と準備ができ次第、速やかに接種が実施できるよう集団接種の準備を進めてまいります。

また、8月以降村で購入いたしました抗原検査キットを有効に活用してもらうこと等により、感染拡大防止に努めてまいりましたが、今後も第7波を乗り切るためにできる限りの感染対策を実施してまいります。役場では毎週火曜日の朝は、新型コロナウイルス感染症対策本部の定例会を開催するとともに、村内から陽性者が発生した日は、夕方に会議を開催して、情報の共有を行い、各箇所に必要な指示を出しております。

コロナ禍で今年度も多くの行事、大会が開催の中止を余儀なくされ、そのような中で、村民の皆さんが元気をなくしてしまうことが心配でございます。全村民の皆さんとともに、力を合わせてこの困難を克服してまいりたいと思います。

次に、令和4年度の地方創生臨時交付金について、現在の執行状況などについて報告をさ

させていただきます。

令和4年度は、約1億5,000万円の事業費で16の事業に取り組んでいます。主な事業の進捗状況につきましては、保・小・中給食費等軽減事業では、一昨年、昨年に引き続き3年間、村内の保育園・小学校・中学校に通うお子さんなどの給食費について、村が負担をしております。あわせて、物価高騰に関わる食材の高騰分についても増額し、村が負担をしております。

快適・安全保育環境改善事業では、ニーズの高い3歳児未満の保育室について、現在増築を行っています。物価高騰や材料不足ではありますが、できるだけ早く快適な保育環境を提供できるように取り組んでいます。

物価高騰対策といたしまして、生活応援券を外国人を含む全村民4,256人に配布をし、ひとり親家庭や収入が少ない世帯に対しては、上乘せをしてお配りさせていただきました。あわせて、コロナの影響を強く受けている商工業や農業を営む皆さんに、支援金を給付する事業を行っています。

流行が続く第7波の対応といたしましては、感染が疑われる方、感染が心配な方のため、村独自で抗原検査キットを配布する取り組みを行っています。コロナ対策事業は、迅速・平等・公平、そしてきめ細やかに引き続き行ってまいります。

8月11日、悪疫退散と先祖への鎮魂を祈願し、青木村花火大会を開催いたしました。コロナ禍で経済・社会活動が制限されるなど、厳しい世の中となっておりますが、「地域を元気に」をスローガンに実施いたしました。美しい花火の華やかな音と光が青木村の夜空を彩り、沈みがちな心に元気を与えてくれました。

8月15日、我が国は第77回目の終戦記念日を迎え、犠牲になったおよそ310万人の戦没者を慰霊する政府主催の全国戦没者追悼式が都内で行われました。岸田首相はこの式辞の中で、「先の大戦では、300万余の同胞の命が失われました。祖国の行く末を案じ、家族の幸せを願いながら、戦場にたおれた方々。戦後、遠い異郷の地で亡くなられた方々。広島や長崎での原爆投下、各都市での爆撃、沖縄における地上戦など、戦乱の渦に巻き込まれ犠牲となられた方々、今、すべてのみ霊の御前にあって、み霊安かれと、心よりお祈り申し上げます。

今日、私たちが享受している平和と繁栄は、戦没者の皆様の尊い命と、苦難の歴史の上に築かれたものであることを、私たちは片時たりとも忘れません。改めて、衷心より、敬意と感謝の念をささげます。」などと述べました。

私も哀悼の意を込めて、正午から1分間の黙禱をさせていただきました。

8月15日前後の各新聞には、この戦争に関する記事がたくさん掲載されております。私が今年特に印象に残ったのは、学徒出陣しビルマ戦線で九死に一生を得、今は地元の小学生にその惨状を語っている滋賀県草津市の山本栄策さんのコメントでした。「平和な日常は、決して当たり前にあるものではない。後世の人たちには平和の尊さを感じ続けてもらいたい。」とありました。ウクライナの惨状にも重ね合わせ、命の大切さをしっかり認識しなければと強く思いました。

1868年明治維新から1945年の太平洋戦争終結まで77年、戦後から今年2020年まで同じく77年が経過いたしました。終戦までの77年間と終戦からの77年間を歴史的に比べてみますと、私は、戦前の77年間は現代日本の礎をつくった激変の時代であったと思います。その中で、反省すべき史実の最たるものは、日本の攻撃で始まった太平洋戦争でありました。私たちは深く反省の上に立ち、二度と戦争の惨禍を繰り返してはなりません。

8月28日、青木村総合防災訓練を実施いたしました。新型コロナウイルス第7波による感染警戒レベル6の状況の中、各種通信訓練を中心に実施いたしました。緊急速報メールの試験発信を実施し、有事の際の避難指示発令を発信する場合に、円滑な運用ができるようになるための良い訓練となりました。また、当郷地区及び沓掛地区では、区民の参加の下、避難訓練を実施いたしました。コロナ禍のため、規模を大幅に縮小しての実施となりましたが、各区それぞれに工夫をしていただきまして、有意義な訓練となりました。

企業誘致した株式会社竹内製作所の工場建築工事は、建物基礎工事が終わり、躯体となります鉄骨の組み立て工事が順調に進捗しております。改めてその大きさを目の当たりにいたしまして、1年後の操業開始が楽しみでございます。周辺整備工事につきましても、先の臨時議会で議決をいただきました後、周辺道路及び水路工事の正式契約も済ませ、いよいよ着工となります。村民の皆さんには、工事期間中片側通行などご迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

9月2日、東急グループ創立100周年記念祝賀会が渋谷で開催され、私もお招きをいただき出席してまいりました。開会式冒頭の野本会長の挨拶は、「1922年9月2日、現在の東急株式の前身となる目黒蒲田電鉄株式会社が設立されました。以来、交通事業・不動産事業を基盤に、建設、ホテル、レジャーなどにいたる幅広い分野において、まちづくりを展開してまいりました。今後東急グループは、これからの社会問題にも向き合い、新しい価値を提供するという挑戦を続け、変化に対応し、“美しい時代へ”というグループスローガンのもと、『文化大国日本』の一翼を担える企業グループとして邁進してまいります。」とありま

した。式典には岸田首相も出席するなど、東急グループの社会的位置づけを再確認させていただきました。

今後、村では五島慶太未来創造館を中心に慶太翁の顕彰活動を展開する中で、子供たちの夢を育む場としての役割など、村の活性化につなげてまいります。

8月25日公表の内閣府月例経済白書によりますと、8月の景気は緩やかに持ち直しているとのことでございます。

先の6月定例会閉会后本日までの主な行事の報告でございますが、コロナ禍の中、多くの会議、行事が中止となりましたことから、特に申し上げることはございません。

さて、本9月議会は決算議会でございますので、まず、令和3年度の青木村決算状況について申し上げます。

一般会計につきまして、歳入総額34億5,298万7,416円、歳出総額32億6,575万2,243円、歳入歳出差引額1億8,723万5,173円、繰越明許費繰越額1,423万7,000円、実質収支といたしまして1億7,299万8,173円の黒字となりました。

特別会計につきまして、国民健康保険、別荘事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計などにつきましては、いずれも黒字決算となり、健全な財政運営が行えました。

公営企業会計につきまして、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業につきまして、昨年度に引き続き経常利益を計上することができました。

次に、一般会計の主な歳入について申し上げます。

1、村税は、前年度より558万3,000円減の4億2,002万1,000円。2、地方交付税、前年度より2億1,072万9,000円増の17億6,344万4,000円。歳入合計の構成比は51.1%となっており、依然財源として高い状況でございます。3、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付事業の皆減等により、前年度より4億4,606万1,000円減の4億3,376万円でございます。4、繰入金は、青木村診療所施設整備のため、青木診療所施設等整備基金を1,078万円取り崩しました。5、村債は、前年度より5,613万円の減、1億4,160万円でございます。

次に、主な歳出について申し上げます。

総務費は、地方創生臨時交付金事業等の減等で、前年度より1億5,338万8,000円の減。2、民生費は、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業の皆減等によりまして、前年度より3億1,967万8,000円の減。3、土木費は、橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務、湯本地区避難路整備事業、岡石工業地周辺道路整備事業等により前年度より9,840万

6,000円の増でございました。

その他、主な事業につきましては、決算附属資料を御覧いただきたいと思います。

次に、積立金についてでございます。

財政調整基金へ7,296万8,000円、減債基金へ2,170万円、公共施設整備基金へ1億8,000万円を積み立てることができました。その他、森林環境譲与税基金や情報通信関連事業基金等、今後の事業計画からそれぞれ積立てを行い、基金現在高は総額22億4,816万1,000円となり、前年度比2億8,914万6,000円の増となりました。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

健全化判断比率並びに公営企業の経営状況を判断する資金不足比率について、法律に基づきました結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、資金不足比率の算定はございませんでしたが、実質公債費率は7.1%、前年度比0.4%の増となりました。

今後も、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債、上水道企業債の償還が始まること、また、借入れも予定していることから、ここ数年は比率が上昇することが予想されます。

次に、経常収支比率についてでございます。

この経常収支比率とは、用途を制限されない経営的な収入に対する経常的な支出の割合でございまして、この比率が低いほど自由に使える財源があり、財政にゆとりがあることを示す指標です。令和3年度の経常収支比率は76.0%となり、前年度比5.4%の減となりました。

次に、財政力指数について申し上げます。

財政力指数につきましては、3か年平均で0.23、前年度比0.01の減となりました。前年度の県内町村の財政力指数の平均は0.35であり、平均より0.1%以上低い現状でございます。

全体として、公債費に関係する比率が若干伸びておりますが、全て制限基準を下回る比率であり、財政状況及び公営企業の経営状況ともに、健全な財政運営がされておりました。令和3年度全体といたしまして、健全財政と判断できる決算とすることができました。これは、議員皆様の御支援と御協力によるものと厚く御礼を申し上げます。

一般会計の主な決算状況につきまして説明いたしました。特別会計、公営企業会計につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

去る9月2日に、村の監査委員の内藤賢二代表監査委員、宮下壽章監査委員から、令和3年度青木村各会計歳入歳出決算について意見書をいただきました。この審査に当たりまして、両監査委員には、長い時間をかけて慎重な審査をいただいたとともに、適切な意見書を頂き、誠にありがとうございました。今後は、頂きました意見書を職員共々に真摯に受け止めさせ

ていただき、村民サービスと住民福祉の向上につながる行財政運営に努めてまいります。

次に、令和4年度一般会計補正予算について、その概要を申し上げます。

一般会計第2号補正予算は、歳入歳出それぞれ1,502万5,000円を追加いたしまして、総額を31億5,853万1,000円といたします。令和4年度9月補正予算におきます一般会計の主な事業は、以下のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、新型コロナウイルスワクチンの国庫負担金257万5,000円、同国庫補助金200万5,000円でございます。次に、第3子以降の保育料減免事業補助金として14万4,000円、次に、一般寄附金2件で113万円、教育費でございますが、図書館費の寄附金1件及び奨学資金寄附金1件で200万円の増でございます。前年度繰越金717万1,000円を増いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

職員共済制度改正に伴う新制度支援業務委託料といたしまして23万1,000円の増、給食調理室のエアコン、保育所ですね、給食調理室のエアコンの更新工事83万6,000円の増、新型コロナの関係で接種事業の委託料257万5,000円の増、集団接種会場機材賃借料125万1,000円の増。次に、農地費でございますが、柿ノ木水路国道横断先部の工事で700万円の増、村単独でございますが、土地改良事業の補助金40万円、それから、青木村奨学基金へ100万円の増。次に、民俗資料館の関係であります、シロアリ防蟻修繕工事、それから館裏のフェンス設置工事で62万3,000円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（金井とも子君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、報告第1号につきまして御説明を申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和3年度健全化判断比率報告書でございます。

実質赤字比率につきましては、普通会計、本町におきましては一般会計と別荘事業特別会計となりますけれども、こちらを対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、連結赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、こちらも資金の不足が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金等の比率となります。公営企業会計に対する元利償還金の増額や、平成30年度、令和元年度に借り入れした起債の据置き期間が終了し、元金の償還が始まったことにより、単年度では7.7%で、前年度より0.4%の増となりましたが、指標となる3か年平均では、前年度から0.4%増の7.1%となりました。

続いて、将来負担比率につきましては、地方債、職員の退職金、連結実質赤字など普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対し、地方交付税で措置される見込みや財政調整基金積立金をはじめとする充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の国の基準数値は、早期健全化基準を記載してございます。いずれの数字も、早期健全化基準を下回り、良好な状態でございます。

以上、報告第1号について御説明を申し上げます。

続きまして、報告第2号につきまして御説明を申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度の各公営企業会計における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

こちら、裏面をお願いいたします。

令和3年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率であり、青木村で対象となるのは簡易水道事業会計、それから特定環境保全公共下水道事業会計の2会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、おのおのの会計における事業の規模、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額となっております。

以上、報告第2号について御説明を申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第5、議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、令和3年度各会計決算の説明をさせていただきます。

一般会計、特別会計ともに数値の朗読をもつての説明は記載のとおりでございますので、できるだけ簡略化をさせていただきます。

また、決算書は見開きの2ページで1つの表となっておりますので、説明では左のページでお示ししますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、目次の次のページ、一般会計特別会計歳入歳出決算総括表をお開きください。

各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合は、一般会計73.7%、国民健康保険特別会計12.7%、別荘事業特別会計0.4%、介護保険特別会計11.8%、後期高齢者医療特別会計1.4%、収入済額の合計46億8,720万8,051円は、前年度対比マイナス7.3%、3億6,977万2,228円の減になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計73.3%、国民健康保険特

別会計12.6%、別荘事業特別会計0.3%、介護保険特別会計12.3%、後期高齢者医療特別会計1.5%、支出済額の合計44億5,719万6,306円は、前年度対比マイナス7.7%、3億7,094万162円の減になります。

それでは、議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税11.6%、不納欠損額は85万6,663円、収入未済額は1,363万53円でございます。地方譲与税1.1%、利子割交付金の構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金0.1%、法人事業税交付金0.1%、地方消費税交付金2.8%、自動車税環境性能割交付金0.1%、地方特例交付金0.4%、地方交付税51.1%、交通安全対策特別交付金の構成割合は出てまいりません。分担金及び負担金1.1%、176万6,923円の収入未済額が出てまいりますが、保育料でございます。

4ページにまいりまして、使用料及び手数料2.3%、1,205万2,200円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービス利用料及び住宅使用料でございます。国庫支出金12.6%、県支出金4.5%、財産収入0.4%、寄附金0.3%、繰入金0.3%、繰越金5.7%、諸収入1.7%、村債4.1%でございます。

歳入合計34億5,298万7,416円、前年度対比マイナス10.5%、4億632万1,346円の減でございます。

6ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.2%、総務費27.4%、民生費24.7%、衛生費8.0%、農林水産業費4.7%、商工費3.4%、土木費13.3%、消防費3.6%、教育費7.8%、災害復旧費0.1%。

8ページ、公債費5.8%、予備費、支出はございませんでした。

歳出合計32億6,575万2,243円、前年度対比マイナス10.8%、3億9,509万5,220円の減でございます。

歳入歳出差引残高は1億8,723万5,173円、執行率は95.8%、歳入総額に対します残高割合は5.4%になります。

12ページをお開きください。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に申し上げます。款1村税、新型コロナウイルス感染症の影響等により前年度対比マイナス1.4%で588万

2,933円の減でございます。現年・滞繰合計での徴収率ですが、項1村民税98.3%、収入未済は21万9,706円の減。

項2固定資産税94.8%、収入未済は60万8,535円の増。

項3軽自動車税93.3%、収入未済は9万8,000円の増。

項4村たばこ税、前年度対比プラス8.6%、189万2,255円の増。

項5入湯税、前年度対比プラス23.3%、23万5,350円の増となっております。

村税全体での徴収率は96.5%でございます。

款2地方譲与税、前年度対比プラス1.4%、53万円の増。

項1地方揮発油譲与税は、前年度より22万1,000円の増。

項2自動車重量譲与税は、前年度より25万7,000円の増でございます。

14ページ、項3森林環境譲与税は、設置から3年目となり、前年度より5万2,000円の増でございます。

款3利子割交付金、前年度対比マイナス19.8%、7万5,000円の減。

款4配当割交付金、前年度対比プラス41.1%、68万8,000円の増。

款5株式等譲渡所得割交付金、前年度対比プラス31.3%、60万4,000円の増。

款6法人事業税交付金、前年度対比プラス210.0%、206万2,000円の増。

款7地方消費税交付金、前年度対比プラス8.6%、770万4,000円の増。

款8自動車税環境性能割交付金、前年度対比プラス8.0%、16万円の増。

16ページ、款9地方特例交付金、前年度対比プラス243.8%、1,022万6,000円の増となっております。

項1地方特例交付金は、前年度より15万5,000円の減。

項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度に限った対策で、中小企業者、小規模事業者に対する固定資産税の減免に対する減収を補填するもので、新設につき皆増でございます。

款10地方交付税は、前年度対比プラス13.6%、2億1,072万9,000円の増。内訳は普通交付税で1億9,717万5,000円の増、特別交付税で1,356万6,000円の増でございます。

款11交通安全対策特別交付金は、49万7,000円の皆増。

款12分担金及び負担金、前年度対比プラス28.2%、827万4,196円の増でございます。

18ページ、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、当郷中村水路の改修に伴うものでございます。

項2負担金、目1総務費負担金、節1高速情報通信サービス負担金は、通信サービスの加入負担金1件分、放送サービスの加入負担金で2件分。節2地方創生推進交付金事業実施負担金は、御当地そばのPR番組及びCM作成、放映委託経費等に充てたもので、長和町からでございます。節3地方創生臨時交付金事業実施負担金は、青木村及び長和町の道の駅の消費喚起事業に充てたもので、同じく長和町からの負担金でございます。

目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金は備考のとおり。節2児童福祉費負担金及び節3滞納繰越金は保育料で、合計では前年度より292万6,189円の増となっております。

収入未済額は現年・滞繰合わせて176万6,923円で、前年度対比35万2,833円の減でございます。

目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金の未熟児療育医療受給者負担金は、国2分の1、県4分の1、残りを村と本人で負担するもので、1名分でございます。節2上水道費負担金及びその下、目4土木費負担金、節2公共下水道費負担金は、企業会計になった両会計の人員費について、一般会計で支出したものの負担金分でございます。

款13使用料及び手数料、前年度対比マイナス2.5%、202万8,708円の減でございます。

項1使用料、目1及び節1の総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分で5名9万9,000円、青木区、商工会それぞれ3万3,615円となっております。村営バス運行収入は、前年度対比32万3,330円の増。

20ページにいきまして、節2現年度分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで22万9,200円の減、放送サービスで3万9,000円の減。節3滞納繰越分、高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで14万4,386円の増、放送サービスで1万8,000円の増となっております。

なお、収入未済額の内訳は、現年度分が75万4,500円で1万1,700円の増、滞納繰越分が295万3,300円で34万1,300円の増でございます。

節4光ケーブル使用料は、前年度より29万9,706円の増でございます。

目2商工使用料、節1観光施設使用料、キャンプ場使用料は、前年度より30万3,900円の増、昆虫資料館使用料も7万4,500円の増、合計でプラス53.5%の増でございます。

目3土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住促進住宅に係るもので、前年度対比マイナス8.9%、315万2,580円の減。

なお、収入未済額は、合計834万4,400円で、前年度対比プラス6.4%、49万8,600円の増となっております。

目4教育使用料、節1保健体育使用料81万3,025円は、前年度より3万1,910円の減。節2会館使用料10万3,446円は、前年度より6万8,250円の増。節3美術館使用料76万6,790円は、前年度より2万6,090円の増でございます。

項2手数料は、前年度対比マイナス2.8%、7万2,180円の減でございます。

目1総務手数料、節3総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は、情報電話の広告宣伝に係るもので、前年度より9,000円の減。

目2衛生手数料、犬の新規登録手数料17頭分、注射済票交付手数料260頭分、一般廃棄物処理業等許可申請手数料は5件分でございます。

目3土木手数料、備考のとおりでございます。

款14国庫支出金、前年度対比マイナス50.7%、4億4,606万1,418円の減でございます。

22ページ、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は384万6,075円の増。節2児童福祉費負担金、児童手当負担金は115万2,335円の減。節3保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち2分の1を国で見させていただくもので、ほぼ前年並みの9,345円の減でございます。

目2衛生費国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は皆増、同じく新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫負担金も皆増でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、地方創生推進交付金464万4,286円は、タチアカネそばの普及拡大に係るもので、前年度対比21.1%の増でございます。地方創生臨時交付金は、事業者支援分も含め合計9,701万8,000円で、前年度対比マイナス59.4%で、1億4,223万1,000円の減でございます。節2村営バス運行管理費補助金は、備考のとおり。節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、新設により皆増でございます。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金は、特別定額給付金事業の終了により4億4,051万8,100円の減。節2児童福祉費補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金事業等により9,177万1,975円の増でございます。

24ページ、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金は、新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金の増により、前年度対比2,294万233円の増でございます。

目4土木費国庫補助金、節1土木費補助金、備考欄、道路メンテナンス事業補助金は、橋梁の長寿命化に係る点検作業の補助でございますが、令和2年度からの繰越事業にかかるものでございます。節2住宅費補助金は、備考欄のとおりでございます。

目5 教育費国庫補助金、新型コロナに関する事業の補助金、情報通信環境施設・機器整備費補助金等の減により、前年度対比1,163万2,070円の減でございます。

項3 委託金は、衆議院議員と参議院議員選挙の実施により、1,944万9,676円の増でございます。

26ページ、款15 県支出金、前年度対比マイナス5.0%、806万546円の減でございます。

項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金3,146万3,787円は、介護給付訓練等給付費負担金の増により361万6,340円の増。節2 児童福祉費負担金は、児童手当負担金が18万1,335円の減によるもの。節3 保険基盤安定負担金は、税の軽減のうち4分の1を県で見えていただくもので、9万3,825円前年度より減となっております。

目2 衛生費県負担金、備考欄のとおりでございます。

項2 県補助金、目1 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金は、障害者福祉医療費給付事業補助金の増加等により76万6,000円の増。節2 児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の減少により108万8,000円の減でございます。

目2 衛生費県補助金、備考のとおりでございます。

28ページ、目3 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金は、野生鳥獣被害総合対策事業補助金、直接支払推進事業費補助金、人・農地問題加速化支援事業補助金、農業次世代人材投資事業補助金の減少により790万3,738円の減でございます。節2 林業費補助金は、保全松林健全化整備事業の減少により304万2,900円の減でございます。

目4 土木費補助金、節1 住宅費補助金は、備考のとおりでございます。

目5 教育費補助金、節1 社会教育費補助金は、地域発元気づくり支援金が96万8,000円の減。節2 教育総務費補助金、私立幼稚園施設利用給付金が37万2,535円の減でございます。

目6 商工費県補助金、節1 商工費補助金、U I J ターン就業創業移住支援事業補助金は1件分、特別警報2 発出市町村等事業者支援交付金、第6波対応事業者支援交付金は、いずれも新型コロナウイルス感染症関連で、県からの要請に協力して休業等を行った事業所に対して支給される協力金で、件数はそれぞれ24件と49件分でございます。

30ページ、項3 委託費委託金、前年度対比プラス23.6%、237万8,918円の増でございます。

目1 総務費委託金、節2 徴収費委託金は、県民税の徴収事務委託金が前年度より459万1,871円の増。

目2 民生費委託金、目3 農林水産業費委託金は、備考のとおりでございます。

款16財産収入、前年度対比プラス159.9%、916万8,587円の増でございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、土地貸付け等に係るものでございます。

目2節1利子及び配当金は、基金の運用益。

項2財産売却収入、目2不動産売却収入は、行政財産の用途廃止に伴う土地の売却が2件、岡石工場用地村道換地分土地の売却が1件でございます。

款17寄附金、前年度対比マイナス16.0%、211万316円の減でございます。一般寄附金が89万3,316円の減、青木村ふるさと応援寄附金が121万7,000円の減でございます。

款18繰入金は、前年度対比マイナス92.8%、1億3,922万円の減でございます。32ページ、青木診療所改修工事に係る費用の財源として、同基金より繰り入れたものでございます。

款19繰越金、前年度対比プラス8.9%、1,615万429円の増でございます。

款20諸収入、前年度対比マイナス22.9%、1,354万5,637円の減でございます。

項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金は備考のとおり。

項2村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3貸付金元利収入、備考欄、勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫上田支店への預託金でございます。商工預託金元金は、八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ、750万円ずつ預託をしたものでございます。

項4雑入、目1雑入、節1市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売上げから市町村へ配賦されるもので、46万8,616円の増。節2消防団員退職報償金、前年度より44万8,000円の減。節3雑入、備考欄、雑入523万5,233円の内訳につきましては、別紙でお手元に配付をいたしました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

34ページ、款21村債、前年度対比マイナス28.4%、5,613万円の減でございます。

項1村債、目1地域活性化事業債、節1国土保全対策事業債は、当郷区中村農業用水路改修工事分。

目2緊急防災・減災事業債2,840万円は、中村湯本地区道路改良工事、村松国道北2号線改良工事及び保育所空調設置工事に係るもの。

目3防災対策事業債3,160万円は、令和2年度からの繰越しで、杓掛地区琴山川河川改修工事及び中村湯本地区道路改良工事に係るもの。

目4節1臨時財政対策債は、普通交付税の不足分を補填するもので、2,100万円の増でございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額27億3,200万円、補正予算額5億9,467万円、

繰越事業費繰越財源充当額8,197万6,000円、予算現額計34億864万6,000円、調定額が34億8,129万3,255円、収入済額34億5,298万7,416円、不納欠損額85万6,663円、収入未済額が2,744万9,176円でございます。

36ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 議会費、前年度対比マイナス1.4%、74万6,876円の減でございます。

項1 議会費、節1 報酬から節4 共済費は、村議会議員の皆さんの人件費が主なものでございます。節9 交際費につきましては、支出がございませんでした。節10 需用費、印刷製本費は、議会だよりの印刷代。節12 委託料、議事録の作成に係るものでございます。

款2 総務費、前年度対比マイナス14.6%、1億5,338万8,230円の減でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 報酬は、産業医1名の報酬。節2 給料は、特別職1名、一般職員9名分、再任用職員2名、任用職員2名分。節3 職員手当等から38ページへまいりまして節4の共済費につきましては、給料賃金に伴うものですので、この後も出てまいりますが、特別なことのない限りは、説明は省略させていただきます。節9 村長交際費の内訳につきましては、別紙でお手元に配付をいたしました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。節12 委託料と節13 使用料及び賃借料は、電算機器に関する保守等の委託料や使用料が主なものですが、ほかに役場宿直業務委託料330万3,391円、コピー機の使用料242万3,269円などがございます。節18 負担金、補助及び交付金、負担金は自治体情報セキュリティクラウド利用負担金109万9,927円、高度情報通信ネットワーク負担金116万3,580円が主なもの、補助金は地区運営補助金283万9,440円が主なものでございます。

目2 文書広報費、こちらは広報あおきの発行や例規集等、参考図書等の管理に関する費用で、節12 委託料、地区文書連絡員の委託料142万8,945円、例規システム委託料264万円、特定個人情報の取扱い状況点検業務及び行政手続整備支援業務委託料338万8,000円を支出しております。

目3 財政管理費、節10 需用費は、予算書及び決算書の印刷代でございます。

目4 会計管理費、節2 給料、一般職員2名分でございます。

40ページ、目5 財産管理費は、前年度対比マイナス2.5%、866万9,317円の減となっております。節10 需用費、役場庁舎の管理に関する光熱水費。節11 役務費、保険料は、村有物件災害共済分担金455万342円が主なもの。節12 委託料、庁舎の清掃管理業務委託料284万

3,440円、公共施設警備業務委託料157万9,723円、雨量計機器更改業務委託料187万円が主なものでございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は、運動公園、村営住宅等の公共施設地代に加え、公用車のリース代に係るものでございます。節14工事請負費、村単事業工事請負費は、役場庁舎及び保健センターの受変電設備の更新工事。節16公有財産購入費、村営プール並びに保育園西側の用地の購入でございます。節18負担金、補助及び交付金、番号制度中間サーバープラットフォームの利用負担金281万5,000円が主なもの。節24積立金は、財政調整基金へ7,000万円、公共施設整備基金へ1億8,000万円、減災基金へ2,170万円、土地開発基金へ990万円が主なものでございます。

目6企画費、地域おこし協力隊やふるさと納税に関する支出等ですが、前年度対比マイナス17.0%、507万3,428円の減となっております。節1報酬から節4共済費までは、協力隊員1名の人件費。節7報償費、ふるさと応援寄附者返礼品代284万3,086円が主なものでございます。節10需用費、印刷製本費は、村政要覧並びに第6次青木村長期振興計画書の印刷代194万1,500円が主なものでございます。

41ページ、節11役務費は、地域おこし協力隊に係る公用車や住宅の維持管理に関する支出とふるさと寄附金に関する手数料。節12委託料は、第6次青木村長期振興計画策定支援業務320万1,000円、ふるさと寄附金はウェブサイト運用業務及び配送業務に係る委託料でございます。節13使用料及び賃借料、備考欄、賃借料は公用車のリース代が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金では上田地域広域連合の負担金657万1,000円が主なもので、補助金は村民活動支援活動補助金3件分でございます。

目7諸費、前年度対比プラス18.7%、134万5,786円の増でございます。節1報酬、青少年補導員6名分と太陽光発電整備等設置審議委員11名分の報酬。節10需用費、修繕料はLED防犯灯設置4基及びカーブミラーの修繕工事2件。節14工事請負費は、カーブミラーの設置が5件。節18負担金、補助及び交付金、補助金は防犯灯設置補助金19万円、同じく電気料の補助金が34万2,000円、夏祭り補助金200万円、住宅用太陽光発電導入補助金が63万円、コミュニティ助成事業補助金が253万6,490円が主なものでございます。

目8情報通信サービス事業費、前年度対比マイナス0.6%、21万253円の減。節1報酬から節4共済費までは、会計年度任用職員、フルタイム職員2名分と、パートタイム職員1名分の人件費が主なもの。44ページにいきまして、節12委託料は、サーバー保守委託料841万9,125円。節13使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添架料300万7,180円。節14工事請負費、情報センターの消防連携サーバー構築業務委託491万7,000円が主な

もの。節24積立金、1,100万円は、情報通信施設等整備基金への積立てでございます、年度末残高は7,650万円でございます。

目9地方創生プロジェクト事業費、前年度対比プラス72.6%、673万3,068円の増で、タチアカネそばのPR事業に係る支出が主なものでございます。節10需用費、印刷製本費は、タチアカネのパンフレット、暮らしの便利帳の印刷代。節12委託料、タチアカネそば成長戦略事業評価198万円、小県御当地そばPRCM作成放映委託料110万円、エネ空青木タワーの安全対策業務165万円などが主なものでございます。

目10地方創生臨時交付金事業費、前年度対比マイナス62.0%、1億7,533万9,935円の減で、新型コロナウイルス感染症対策に係る支出が主なものでございます。節7報償費、信州小県道の駅消費喚起事業の共通商品券の報償費145万6,500円。46ページ、節10需用費、アルコール消毒液やマスク、アクリルパーティション等感染予防に係る消耗品の購入費が主なものでございます。節11役務費、広告料は、信州小県道の駅消費喚起事業で、プレミアム商品券PRのCM作成料。節12委託料、中小事業者等相談強化業務300万円。節14工事請負費、青木診療所ワクチン接種円滑実施改修工事550万円、発熱外来用コンテナ移設工事107万8,000円、小中学校水道水洗自動化工事101万2,000円、浄化センター換気環境改善工事99万円が主なものでございます。節17備品購入費、分散型業務用パソコン18台381万8,100円、ジェットヒーター5台92万9,500円、簡易テーブル、デスク、椅子等217万8,060円が主なものでございます。

事業全体の概要については、附属資料の43、44ページに記載がありますので、後ほど御確認をください。

項2村営バス運行管理費、前年度対比マイナス0.4%、12万4,507円の減でございます。

目2運行管理費、節1報酬、代替の運転手の報酬。節2給料は、会計年度任用職員の運転手3名分。節10需用費、光熱水費は、バスターミナルに係るもの。節12委託料は、公共交通評価検証業務委託料36万3,000円が主なもの。48ページ、節18負担金、補助及び交付金1,398万円は、運賃低減バス運行事業の負担金でございます。

項3町税費、目1税務総務費、節1報酬は、パートの会計年度任用職員1名。節2給料は、一般職員3名、任用職員1名分でございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は納税申告相談時のコピー機レンタル料。節18負担金、補助及び交付金、負担金は地方税電子化協議会負担金10万3,210円、地方税滞納整理機構負担金5万円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、住民税還付金で前年度より1,081万9,378円の増。

目2賦課徴収費、節10需用費の印刷製本費は、各種納付書や窓あき封筒の印刷代が主なものでございます。

50ページ、節11役務費、手数料は指定金融機関取扱い手数料100万円が主なものでございます。節12委託料、固定資産課税客体調査業務及び基礎資料整備業務1,188万円、電算処理委託料832万4,964円が主なものでございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価のシステムリース料でございます。

項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料は、一般職員2名分の人件費。節12委託料は、印鑑、戸籍、住基の電算処理委託料で、社会保障・税番号システム整備が終了したため743万9,078円の減でございます。節13使用料及び賃借料、賃借料、総合戸籍システムハードリース料428万2,080円、住基ネットワークハードリース料124万800円でございます。

目2マイナンバーカード交付事務費48万4,954円は、新たに新設されたもので、節3職員手当等、節10需用費、節17備品購入費とも交付事務に係る支出でございます。なお、令和4年3月末時点の交付率は41.68%でございます。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費、52ページにいきまして、節1報酬、選挙管理委員4名分でございます。

目2選挙啓発費、支出はございません。

目3参議院議員選挙費、令和3年4月25日執行の参議院議員選挙の準備から執行に係る経費。

目4衆議院議員選挙費、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙の準備から執行に係る経費でございます。

54ページ、目5村長・村議会議員選挙費は、無投票になりました村長・村議会議員選挙の準備に係る経費でございます。

項6統計調査費、前年度対比マイナス88.0%、220万8,640円の減となっております。本年度は、経済センサス活動調査を実施しております。

項7目1監査委員費、節1報酬、監査委員2名分でございます。

款3民生費、新型コロナ関連の支出の減により、前年度対比マイナス28.4%、3億1,967万7,665円の減でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬、委員報酬は民生児童委員、福祉委員17名分でございます。節2給料、一般職員3名、任用職員1名分。56ページ、節7報償費、出

産祝い金で、内訳は22人分、前年度より4人の減でございました。節18負担金、補助及び交付金、負担金で主なものは社会福祉協議会負担金328万450円でございます。節27繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より97万8,756円の増となっております。

目2障害者福祉費、節12役務費、手数料は福祉医療費事務取扱い手数料115万4,355円が主なもの。節13委託料は、電算処理委託料117万8,760円。節18負担金、補助及び交付金、負担金は障害者自立生活支援センター業務委託に係る負担金288万8,000円が主なもの。節19扶助費は、障害者医療給付費1,622万5,579円、障害者補装具交付等給付事業217万2,672円、障害者介護給付訓練等給付費1億1,707万1,412円が主なものでございます。節22償還利子及び割引料、令和2年度の障害児入所給付費等国庫負担金交付額確定に伴う返還金155万1,865円が主なものでございます。

目3老人福祉費、節7報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上13人、88歳の方39人分、その他でございます。節10需用費、燃料費はくつろぎの湯灯油代。58ページにいきまして、節12委託料、くつろぎの湯管理委託料1,094万4,000円、配食サービス委託料1,191万円、老人センター管理委託料857万2,000円、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業業務委託料700万円が主なものでございます。節18負担金、補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合負担金5,979万1,473円、シルバー人材センター負担金89万9,732円が主なもの、補助金57万3,000円は高齢者クラブの補助金でございます。節19扶助費は、老人保護措置費5名分でございます。節27繰出金、買物券特別会計へ8,171万3,015円、後期高齢者医療特別会計へ1,498万3,720円を繰り出しております。

目4地域包括支援センター費、節1報酬、任用職員3名。節2給料、一般職員2名、任用職員1名分。節12委託料、介護予防サービス計画作成委託料231万9,600円、介護予防ケアマネジメント委託料151万3,230円でございます。

目5国民年金費、特に申し上げることはございません。

60ページ、目6人権対策費は、支出がございませんでした。

目7地域少子化対策強化事業費、節10需用費、消耗品費は乳児健診用のパンフレットの購入代。節18負担金、補助及び交付金1万867円は、定住自立圏事業への負担金でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、児童手当システムに係る電算処理委託料でございます。

目2児童措置費、節19扶助費、児童手当6,316万円、乳幼児児童医療給付費868万1,277円でございます。

目3 母子父子福祉費、節19扶助費、母子父子家庭の医療給付費でございます。

目4 保育所費、節1 報酬、パートの任用職員と嘱託医師2名分。節2 給料、一般職員10名、任用職員8名分。62ページにいきまして、節10需用費、賄い材料費は物価高騰により前年度より89万3,594円の増。節12委託料、電算委託料36万9,600円、電培養検査食品衛生微生物検査39万2,700円が主なものでございます。節14工事請負費、FF暖房器取替え工事68万2,000円が主なもの。節17備品購入費、未満児専用のリトルプール2基ほか。節18負担金、補助及び交付金、通園バス定期代村負担分24万5,189円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間の登園自粛に係る還付金31名分でございます。

64ページ、目5 児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節1 報酬、任用職員1名分。節2 給料、任用職員4名分。節10需用費、修繕料はウオータークーラーの修理費でございます。

目6 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代に対する支援として、18歳以下の子供1人当たり10万円の給付金を支給する事業の実施に係る費用6,597万7,100円を支出してございます。支給対象人数は、1人当たり10万円で643人に支給をいたしました。

66ページ、目8 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する支援として、該当の児童1人当たり5万円の給付金を支給する事業の実施に係る費用358万7,931円を支出してございます。26世帯に支給対象児童数46人分230万円を支給いたしました。

目9 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税世帯に対する支援として、1世帯当たり10万円の給付金を支給する事業の実施に係る費用3,530万159円を支出してございます。支給世帯数340世帯に対して10万円、計3,400万円支給をいたしました。

項5 生活保護費、項5 災害救助費、支出はございませんでした。

款4 衛生費、前年度対比プラス24.4%、5,125万2,903円の増でございます。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節1 報酬、委員報酬は12地区の衛生委員、保健補導員42名、各種健診や事業での保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、事務者の任用職員、嘱託医2名分でございます。節2 給料、一般職員5名分。68ページ、節7 報償費、保健事業と介護予防の一体化事業に係る講師の委託、心配事相談弁護士報酬が主なもの。節12委

託料、胃検診、肺がん検診をはじめ各種検診等の委託料1,129万2,676円、保健センターの管理等88万1,850円、電算処理委託料494万1,420円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は病院輪番制運営負担金114万5,000円、初期救急センター負担金114万4,089円が主なもの。補助金では、不妊症治療費給付金124万1,838円、青木診療所整備事業補助金1,078万円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、国庫返納金は感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴うものでございます。

目2予防費、節10需用費、医薬材料費は予防接種のワクチン代。節12委託料、主には個別または高齢者予防接種委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金、人間ドック等受診補助金で37名分と、小児のインフルエンザ予防接種の補助金でございます。

目3環境衛生費、70ページ、節1役務費、資源物収集運搬費でございます。節12委託料、合併浄化槽の法定点検検査委託料54万5,000円、合併処理浄化槽保守点検業務委託料161万9,300円、不法投棄ごみ処理委託料49万3,845円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は大星斎場負担金が109万5,000円、補助金は各区ごみ分別指導補助金79万9,982円、粗大ごみ処理補助金57万5,000円、合併処理浄化槽清掃補助金32万2,190円が主なものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費、令和2年度より新設となった目で、前年度対比プラス1,791.1%、4,622万9,208円の増でございます。節1報酬は、パートの任用職員10名分の報酬。節10需用費は、ワクチン接種に係る消耗品代。節12委託料は、ワクチン接種事業委託料3,062万7,234円、電算処理委託料145万900円が主なもの。節13使用料及び賃借料は、ワクチン接種会場で使用する機材等の賃借料でございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節10需用費、消耗品費は村指定ごみ袋代金等でございます。節11役務費、収集運搬費、燃やせるごみの収集運搬373万5,600円、燃やせないごみ収集運搬が468万6,000円。節12委託料、燃やせないごみ処理業務委託料。節17備品購入費は、ごみステーション4基分。節18負担金、補助及び交付金、上田クリーンセンター負担金999万4,000円、ごみ処理広域化推進事業負担金256万5,000円、焼却灰処理リサイクル事業負担金221万1,443円でございます。

目2し尿処理費、72ページ、節18負担金、補助及び交付金、汚泥再生処理施設経費負担金876万4,954円を長和町に支払っております。また、運搬を行う業者に遠隔地運搬補助金31万2,466円を補助してございます。

項3上水道費、前年度対比マイナス15.7%、1,320万9,740円の減でございます。簡易水

道事業企業会計の person 費分を計上し、負担金として同企業会計から納付を受けております。
節18負担金、補助及び交付金の負担金6,390万3,000円は、簡易水道事業補助金で、前年度より1,460万8,000円の減でございます。

款5農林水産業費、前年度対比マイナス8.4%、1,401万8,793円の減でございます。

項1農業費、前年度対比マイナス9.1%、925万2,864円の減。

目1農業委員会費、節1報酬、農業委員、推進委員12名分。節12委託料、農地情報システム管理委託32万3,800円、農地台帳システム保守委託46万2,000円等でございます。

目2農業総務費、節1報酬、パートの任用職員1名分。節2給料、一般職員3名分、フルタイム職員1名分。節18負担金、補助及び交付金、千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金10万円、21農業活性化協議会負担金2万3,800円でございます。

目3農業振興費、節1報酬、リンゴの腐乱病点検等の雇人報酬3万2,500円と、節12委託料では、有害鳥獣駆除委託料443万円、農業支援センター委託料156万5,000円が主なもの。
節18負担金、補助及び交付金、補助金では水田営農機械施設等導入補助金254万円、獣害予防施設設置事業補助金29万3,070円、交付金では中山間地域等直接支払事業交付金1,288万7,359円、多面的機能支払交付金は926万3,160円、農業次世代人材投資費に1名分で150万円でございます。

目4畜産業費、76ページ、節25積立金、乳用育成牛事業基金への積立てでございます。

目5農地費、節12委託料、農業用ため池ハザードマップ策定業務委託48万4,000円、農業用農業水利施設個別施設計画策定業務委託165万円。節14工事請負費、循環型社会形成事業で当郷中村水路改良工事273万9,000円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金で3件分でございます。

目6生産調整推進対策費、節18負担金、補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目7山村振興費、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費、節1報酬、任用職員2名分。節2給料、一般職員1名分。78ページ、節12委託料、一筆地租供養業務委託46万900円、地籍事務支援システム保守管理委託35万7,500円が主なものでございます。

項2林業費、前年度対比マイナス7.3%、476万5,929円の減。

目1林業総務費、節18負担金、補助及び交付金、負担金は長野県緑の基金20万円、林業振興会負担金7万9,000円が主なもの。補助金は、青木小学校の緑の少年団の活動補助金で

ございます。節24積立金は、森林環境譲与税基金積立金でございます。

目2林業振興費、節1需用費、修繕料は林道等の修繕。節12委託料、備考欄の委託料は信州上小森林組合青木支所への林務委託料。80ページ、国庫補助事業委託料は、全て松くい虫対策で伐倒駆除847万円、衛生伐2,688万4,000円、樹幹注入127万6,000円でございます。

森林環境譲与税事業委託料は、松くい虫被害拡大防止事業に係るもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は材料支給事業、重機借り上げ料4件分。節14工事請負費は、林道飯縄山線舗装修繕工事。節15原材料費は、林道補修資材等。節17備品購入費は、鳥獣捕獲用くくりわな捕獲器及びサル用捕獲おりの購入でございます。

款6商工費、前年度対比プラス24.2%、2,163万5,850円の増でございます。

項1商工費、目1商工総務費、節2給料、一般職員4名分。節12委託料、太陽光発電施設の設置に関する業務委託料。

目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金、負担金は上田地域定住自立圏事業負担金、補助金では新型コロナウイルス第6波対応事業者支援補助金587万5,000円、小規模事業振興補助金400万円、商工貯蓄共済融資保証料補助金55万4,873円、県制度資金融資保証料補助金69万4,654円、商工業振興奨励金11件で164万円等を支出しております。節20貸付金、商工振興資金預託金原資として八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ750万円、勤労者生活資金融資預託金原資として長野県労働金庫へ300万円を貸し付けております。

82ページ、目3観光費、節1報酬は、キャンプ場の管理人報酬ほか。節10需用費、印刷製本費は観光総合パンフレット等の印刷代、修繕料は観光施設トイレ等の修繕及び登山道の修繕が主なもの。節12委託料、駐車場トイレ等清掃委託料114万100円。節14工事請負費は、夫神岳登山ステーション貯水タンク設置工事。節18負担金、補助及び交付金、負担金は上田駅観光案内所負担金17万7,000円、補助金は田沢・杓掛温泉旅館組合補助金50万円、観光事業推進協議会補助金35万6,000円が主なものでございます。

目4昆虫資料館費、節1報酬、パートの任用職員1名。節2給料、フルタイムの任用職員1名。節7報償費、講演、イベント等の謝礼2件分。節10需用費、印刷製本費は入館券2,000枚、官報200部、案内パンフレット1万部の印刷代でございます。84ページ、節12委託料は、消防設備の点検委託料でございます。

目5移住定住促進費、節2給料、フルタイム任用職員2名分。節10需用費、光熱水費は、田舎暮らし体験住宅の電気水道ガス代金。節18負担金、補助及び交付金、補助金は定住促進応援補助金11件分で996万、民間賃貸住宅家賃補助事業補助金6名分で103万5,000円、U I

Jターン就業創業移住支援事業補助金1件分で100万円でございます。

目6道の駅関連施設運営費、節10需用費、修繕料はそば保管庫の除湿器設置工事62万400円、24時間トイレ情報休憩施設畳修繕工事31万200円が主なもの。節12委託料、道の駅管理委託料559万円、情報休憩施設等関連施設管理委託料471万1,000円、ふるさと公園管理委託料472万円等でございます。節14工事請負費は、農産物加工施設の空調設備工事でございます。

86ページ、款7土木費、前年度対比プラス29.3%、9,840万6,236円の増でございます。

項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料、一般職員2名、フルタイムの任用職員1名分。節12委託料、道路台帳補正業務委託料82万5,000円、滝川ダムハザードマップ作成業務委託料82万5,000円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は長野県治水砂防協会会費14万7,000円、長野県道路整備期成同盟会会費3万2,000円が主なものでございます。

目2公共下水道費、下水道事業に係る人件費と繰出金に当たる補助金について支出するもので、節2給料は、一般職員1名分。88ページ、節18負担金、補助及び交付金、補助金は下水道の企業会計への補助金で1,008万1,000円の増でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬は、入奈良本の除雪作業に係る賃金2名分。節10需用費、消耗品費は道路融雪剤、修繕料は村道修繕等72か所に係るものでございます。節12委託料、備考欄の委託料は除雪に係るもの、村単事業委託料は用地測量に係るものでございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は建設材料支給事業に係る重機等の借り上げ8件分。節14工事請負費、10か所で前年度より763万523円の減。節15原材料費、建設資材支給事業の6地区分304万5,143円が主なものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料、一般職員1名分。節12委託料は、当郷地区用排水路に係る測量設計2件1,948万6,500円が主なもの。90ページ、節14工事請負費は、繰越分は中村湯本地区内道路新設工事、当年度分は中村湯本地区村松国道北2号線の道路新設及び改良工事、道の駅駐車場造成工事でございます。節16公有財産購入費、村松国道北2号線及び当郷国道北3号線道路改良工事に係る用地代が主なものでございます。

目3橋梁維持費、節14工事請負費（繰越分）は、橋梁定期点検、長寿命化修繕計画策定計画策定更新業務に係る支出でございます。

目4河川改良費、節14工事請負費（繰越分）は、琴山川河川整備工事に係る支出でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費、節10需用費、修繕料は、村営住宅、教員住宅に係るもの

86件で、前年より557万7,694円の増。節12委託料、公営住宅管理システムの電算委託料が主なものでございます。

目2住宅建設費、節18負担金、補助及び交付金、住宅リフォーム補助金10件分、費用の2割、上限20万円を補助するもので、前年度より68万2,000円の増でございます。

款8消防費、前年度対比マイナス13.0%、1,772万6,940円の減でございます。

項1消防費、目1常備消防費、上田広域消防に係る村の負担分で、前年より154万9,000円の増でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、団員報酬は昨年より22万5,450円の増。節3職員手当等、機関員手当は昨年と同額、出動手当は46万2,000円の増。節7報償費、退職報償金10名分。節10需用費、消耗品費は難燃性の活動服70着のほか団員の法被、ヘルメット、ゴーグル等の補充が主なものでございます。節11役務費、保険料は消防福祉共済掛金。節18負担金、補助及び交付金、負担金は退職報償金掛金384万円、消防団員公務災害補償掛金58万5,200円、県消防防災航空隊負担金16万5,000円等でございます。補助金は、分団運営補助金133万358円、消防本部運営補助金52万円、地域商品券購入補助金64万1,250円が主なものでございます。

目4消防施設費、節10需用費、修繕料は積載車の車検代、ポンプ、消火栓その他の修理等でございます。節12委託料、備考欄の委託料は非常通報装置保守委託料、村単事業委託料は指定避難所空調設備工事に係る設計委託料と防災メールシステム設定委託料でございます。節14工事請負費は、指定避難所1か所の空調設備工事。節17備品購入費は、消防ホース60本分。節18負担金、補助及び交付金、県防災行政無線設備保守管理経費負担金10万8,229円が主なものでございます。

目4水防費、特に申し上げることはございません。

款9教育費、前年度対比マイナス5.6%、1,515万3,489円の減でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬は、教育長代理、教育委員3名分でございます。

目2事務局費、94ページ、節1報酬、スクールカウンセラーとして任用職員1名分。節2給料、特別職1名、一般職4名分、フルタイムの任用職員2名分。

96ページ、目3教育指導費、節7報償費は、小・中学校の各行事のバス運転謝礼、G I G Aスクール構想職員研修会講師謝礼、郷土芸能等の指導者謝礼が主なものでございます。節12委託料、A L T外国語指導業務委託の派遣委託料。節18負担金、補助及び交付金、負担

金は定住自立圏事業負担金、補助金は子育てのための施設等給付金、服飾費補足給付費が主なものでございます。節19扶助費、準要保護等児童生徒就学援助費、対象者は小学校26名、中学校で27名、特別支援で、小学校23名、中学校で6名でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、パートの会計年度任用職員は非常勤講師7名分と校医5名分でございます。節2給料、村費の講師6名と庁務員1名、給食調理員3名分。節10需用費、修繕料は体育館排煙システム修繕工事15万1,800円、職員女子トイレ修理工事7万5,400円、給食室火災非常ベル設置工事6万6,000円が主なもの。節11役務費、手数料はタブレットパソコンのソフト更新手数料35万2,000円、便培養検査、食品検査33万4,950円。節12委託料、防火設備点検委託料57万8,600円、校内ネットワークシステム保守委託料54万円、校舎の清掃委託料58万4,100円が主なものでございます。

98ページ、節14工事請負費、本校舎から給食室棟までの間の下屋設置工事66万円、LED改修工事31か所分で41万2,060円が主なもの。節17備品購入費、タブレットタイプカバー72個83万1,600円のほか教科備品、図書館の図書等でございます。

目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金、バス定期代村負担分18名分でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、パートの任用職員は村費講師5名と代替給食調理員4名分、校医は5名分でございます。節2給料は、フルタイムの任用職員5名分。節10需用費、修繕料、休憩室のFF暖房器修繕14万6,300円、給食室給湯ボイラー修繕23万5,400円等でございます。節12委託料、校内ネットワークシステム保守委託料54万円、昇降機保守料52万8,000円、消防設備保守点検委託料45万1,000円が主なもの。節14工事請負費、校内電話設備更新工事319万円、給食室蒸し器更新工事236万5,000円が主なもの。節17備品購入費、オンライン授業用ヘッドセット120個41万3,160円のほか教科備品、図書館の図書等が主なものでございます。

100ページ、目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金、補助金はバス定期代村負担分2名分でございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節1報酬、社会教育委員3名分。節10需用費、印刷製本費は生涯学習カレンダー1,800部の印刷代でございます。

目2公民館費、節1報酬、分館主事12名分。節7報償費、子供はつらつネットワークコーディネーター謝礼、あおきっこ寺子屋講師謝礼、成人式の記念品代等が主なものでございます。節18負担金、補助及び交付金、補助金は分館活動補助金65万円、夫神区公民館改修工

事補助金244万5,000円が主なものでございます。

目3文化会館費、102ページ、節1報酬、パートの任用職員、文化会館の当直2名分。節2給料、フルタイムの任用職員1名分。節12委託料、文化会館清掃委託料199万7,600円が主なものでございます。

目4文化財保護費、節1報酬、委員報酬は文化財指導員1名分、パートの任用職員報酬は、古文書整理等報酬2名分と埋蔵文化財宝蔵地調査報酬1名分でございます。節13委託料、埋蔵文化調査指導業務委託料119万807円が主なものでございます。節18負担金、補助及び交付金、補助金は民俗芸能補助金8団体で56万円、義民顕彰会運営補助金5万円等でございます。

104ページ、目5青少年健全育成費、節1報酬、節3職員手当は、部活動の外部指導に係るもので、指導員手当3名分、通勤手当2名分でございます。節7報償費、スポーツ少年団の指導者、小・中学校のクラブ活動の指導者謝礼でございます。節18負担金、補助及び交付金、補助金は育成会活動補助金40万6,000円、スポーツ少年団活動補助金14万5,046円等でございます。

目6美術館費、節1報酬、美術館長とパートの任用職員5名分。節2給料は、フルタイムの任用職員1名分。節14工事請負費、火災通報装置の交換工事。節15原材料費は、喫茶室で提供する商品のためのものでございます。

106ページ、目7図書館費、節1報酬、パートの任用職員4名。節2給料、一般職員、月により1から2名分、フルタイムの任用職員1名分。節10需用費、消耗品費、図書館で提供する月刊誌等はこちらから支出をしております。節12委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料82万8,696円、清掃管理業務委託料96万7,428円が主なもの。節17備品購入費は、図書購入と書架でございます。節18負担金、補助及び交付金、図書館情報ネットワーク運営経費負担金132万6,000円が主なものでございます。

目8歴史文化資料館費から108ページにいきまして目9の民俗資料館費は、特に申し上げることはございません。

目10五島慶太未来創造館費、節1報酬、パートの任用職員は2名分。節2給料、フルタイムの任用職員1名分。節10需用費、印刷製本費は企画展のポスター、チラシの印刷代。節12委託料、ナウマンゾウ企画展展示パネル製作設置委託料108万7,350円、清掃委託料50万4,944円が主なもの。節15工事請負費は、地域発元気づくり支援金事業で、歴史文化資料館の照明と監視カメラの増設工事を行っております。節17備品購入費は、展示ケース2基60

万5,000円が主なものでございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節1 報酬、スポーツ推進員11名分。

110ページ、目2 体育施設費、節1 報酬、総合体育館管理人2名分38万140円、プールの管理人4名分35万9,988円等でございます。節10 需用費、光熱水費、体育館、グラウンド証明の電気代、プールの水道代等でございます。修繕料は、村営プールの流水計と循環ろ過配管修繕74万8,000円、総合体育館屋外消火栓ポンプフート弁取替え修繕39万6,000円が主なもの。医薬材料費は、プールで使用する次亜塩素酸ソーダ等でございます。節12 委託料は、総合体育館運動公園等の清掃委託料204万6,163円、プールの管理委託69万5,183円が主なもの。節18 負担金、補助及び交付金、入奈良本、村松マレットゴルフ場整備補助金でございます。

款10 災害復旧費、前年度対比マイナス90.5%、4,827万6,350円の減でございます。

項1 農林水産業施設災害復旧費、目1 農地農業用施設災害復旧費は、支出がございませんでした。

目2 林業施設災害復旧費、節10 需用費の修繕では、8月の豪雨による林道災害の修繕2件分。

112ページ、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費は支出がございませんでした。

目2 道路橋梁災害復旧費、節10 需用費の修繕は、同じく8月の豪雨による村道災害3件分でございます。

款11 公債費、前年度対比プラス1.4%、259万8,134円の増でございます。

項1 公債費、目1 元金で496万2,861円の増。

目2 利子で236万4,727円の減となっております。

なお、詳細については、附属資料の33ページに記載がございますので、御覧ください。

款12 予備費は、支出はございませんでした。

一般会計の歳出合計は、当初予算額27億3,200万円、補正予算額5億9,467万円、繰越事業費繰越額8,197万6,000円、予算現額計34億864万6,000円、支出済額32億6,575万1,243円、翌年度繰越額繰越明許費4,076万5,000円、不用額1億212万8,757円でございます。

以上、議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金井とも子君） ここで暫時休憩を取りたいと思います。

11時10分までとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第6、議案第2号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議案第2号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

116ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税15.9%、不納欠損額27万7,600円、収入未済額860万9,109円でございます。一部負担金、使用料及び手数料、国庫支出金は、構成割合は出てまいりません。県支出金73.8%、繰入金6.0%、繰越金3.8%、諸収入0.5%でございます。

歳入合計5億9,763万2,455円、前年度対比プラス6.9%、3,877万9,598円の増でございます。

118ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費0.8%、保険給付費76.4%、国民健康保険事業費納付金21.1%、保健事業費1.2%、諸支出金0.5%、予備費は支出ございません。

歳出合計5億6,248万3,498円、前年度対比プラス4.9%、2,624万7,274円の増でございます。

歳入歳出差引残高は3,514万8,957円、執行率は98.9%、歳入総額に対します残高割合は

5.9%になります。

122ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 国民健康保険税、前年度対比マイナス0.1%、13万2,100円の減、徴収率は91.5%でございます。

款2 一部負担金、124ページにいきまして、款3 使用料及び手数料、特に申し上げることにはございません。

款4 国庫支出金、前年度対比マイナス84.7%、147万5,000円の減。

項1 国庫補助金、国保税の新型コロナウイルス感染症に係る減免対応分が主なものでございます。

款5 県支出金、前年度対比プラス6.6%、271万3,127円の増でございます。

項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金、節1 保険給付費交付金（普通交付金）は、前年度対比プラス6.2%、節2 保険給付費交付金（特別交付金）の内訳で、保険者努力支援分は、保険者の事業に対する評価分でございます。

款6 繰入金、前年度対比プラス2.8%、97万8,756円の増でございます。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金、節2 保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者等を対象とした保険料の軽減相当額を国・県・村で補填するものでございます。節4 出産育児一時金繰入金、歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたものでございます。節5 財政安定化支援事業繰入金、法定内での単費繰入れ分でございます。

項2 目1 基金繰入金、繰入れはございません。

126ページ、款7 繰越金、前年度対比プラス135.4%、1,300万7,885円の増。

款8 諸収入、前年度対比マイナス18.3%、70万7,870円の減でございます。

項2 雑入、目5 雑入、備考欄、雑入は令和2年度の給付費等交付金の返還金が主なものでございます。

歳入合計、当初予算額5億4,662万3,000円、補正予算額2,205万4,000円、予算現額計5億6,867万7,000円、調定額6億651万9,164円、収入済額5億9,763万2,455円、不納欠損額27万7,600円、収入未済額860万9,109円でございます。

128ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 総務費、前年度対比マイナス12.1%、62万7,161円の減。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節12委託料、国保連合会委託料141万6,192円、国保資格システム等電算委託料134万1,120円でございます。

項 2 徴税费、目 1 賦課徴収費、節12委託料は国保税の電算委託料でございます。

項 3 運営協議会費、支出はございませんでした。

款 2 保険給付費、前年度対比プラス6.6%、2,669万425円の増でございます。

項 1 療養給付費、前年度対比2,035万4,870円の増。

130ページ、項 2 高額療養費443万2,370円の増となっております。

項 3 移送費、支出はございません。

項 4 出産育児諸費、出産育児一時金 4 名分、皆増でございます。

項 5 葬祭諸費、8 名分、昨年より 4 件増でございます。

132ページ、項 6 世帯主入院療養費、支出はございません。

項 7 結核精神諸費、827件分で昨年より115件の増。

款 3 国民健康保険事業費納付金、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄える分を除き市町村ごとに納付額を決定するものでございます。総額で 1 億1,866万8,474円、前年度対比マイナス1.0%、118万3,896円の減でございます。

134ページ、款 4 保健事業費、前年度対比プラス44.0%、202万606円の増となっております。

項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節18負担金、補助及び交付金、人間ドックの補助金で日帰り66人、泊まり10人分でございます。

項 2 目 1 特定健康診査等事業費、節12委託料、国保特定健診委託料ほかでございます。

款 5 諸支出金、前年度対比マイナス17.2%、65万2,700円の減となっております。

項 1 償還金及び還付金加算金、136ページ、目 1 一般被保険者保険税還付金、所得構成等で国保税額が過納となったものに対するものでございます。

目 5 保険給付費等交付金償還金、節22償還金利子及び割引料、令和 2 年度国民健康保険療養給付費等負担金の確定による返還金でございます。

款 9 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額 5 億4,662万3,000円、補正予算額2,205万4,000円、予算現額計 5 億6,867万7,000円、支出済額 5 億6,248万3,498円、不用額619万3,502円でございます。

以上、議案第 2 号 令和 3 年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第7、議案第3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

140ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

財産収入、収入はございません。繰越金6.1%、別荘管理収入は93.0%、不納欠損額78万1,200円、収入未済額は539万7,400円でございます。諸収入0.9%、歳入合計1,688万7,190円、前年度対比マイナス5.5%、99万6円の減でございます。

142ページをお開きください。

歳出の総括表でございます。款の支出済額の構成割合を申し上げます。

予備費は支出がなく、事業費が100%でございます。

歳出合計1,547万3,350円、前年度対比マイナス8.2%、137万9,672円の減でございます。

歳入歳出差引残高141万3,840円、執行率は92.9%、歳入総額に対します残高割合は8.4%になります。

146ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 財産収入、収入はございません。

款2 繰越金、前年度対比マイナス2.4%、2万5,772円の減でございます。

款3 別荘管理収入、前年度対比マイナス0.5%、8万3,400円の減。

款4 諸収入、テニスコート使用料は前年度より6,500円の減でございます。

歳入合計、当初予算額1,636万6,000円、補正予算額29万1,000円、予算現額計1,665万7,000円、調定額2,306万5,790円、収入済額1,688万7,190円、不納欠損額78万1,200円、収入未済額539万7,400円でございます。

148ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1事業費、前年度対比マイナス8.2%、137万9,672円の減となります。

項1別荘事業費、節1報酬、パートの任用職員11名分。節2給料、フルタイム任用職員1名分でございます。節10需用費、修繕料は街灯修理7か所で11万9,878円、管理事務所トイレ便器交換工事19万4,480円。節12委託料は、別荘地内の夜間パトロール委託料。節13使用料及び賃借料、賃借料は案内板土地借地料、軽トラックのリース料1台分等。節14工事請負費、管理事務所前の舗装工事112万2,000円。節15原材料費、砕石代及び鳥獣被害防止柵資材等でございます。節18負担金、補助及び交付金は、区費及び協力金。節24積立金は、別荘事業基金への積立金。なお、年度末の基金残高は450万でございます。節26公課費は、消費税と自動車重量税でございます。

款2予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額1,636万6,000円、補正予算額29万1,000円、予算現額計1,665万7,000円、支出済額1,547万3,350円、不用額118万3,650円でございます。

以上、議案第3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第8、議案第4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議案第4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

152ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料19.8%、収入未済額は186万4,380円でございます。使用料及び手数料、率としては出てまいりません。国庫支出金25.0%、支払基金交付金25.1%、県支出金14.1%、繰入金14.8%、繰越金1.2%、諸収入、村債は収入がございません。

歳入合計 5 億5,315万2,070円、前年度対比マイナス0.3%、191万5,510円の減でございます。

154ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.2%、保険給付費90.1%、財政安定化基金拠出金は支出がございません。基金積立金1.3%、地域支援事業4.8%、諸支出金1.6%、公債費、予備費は支出がございません。

歳出合計、5 億4,714万4,495円、前年度対比マイナス0.3%、138万3,980円の減になります。

歳入歳出差引残高600万7,575円、執行率で99.1%、歳入総額に対します残高割合は1.1%でございます。

158ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 保険料、前年度対比プラス0.5%、52万4,760円の増。徴収率は98.3%、収入未済額186万4,380円でございます。

項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 現年度分特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 国庫支出金、前年度対比プラス2.2%、294万4,176円の増。

項 1 国庫負担金、前年度対比70万5,340円の減。

項 2 国庫補助金、364万9,516円の増でございます。

160ページ、款 4 支払基金交付金、前年度対比マイナス2.4%、336万7,778円の減。

款 5 県支出金、前年度対比マイナス1.0%、75万1,084円の減でございます。

162ページ、款 6 繰入金、前年度対比マイナス3.3%、277万1,365円の減でございます。

項 2 基金繰入金はございませんでした。

款 7 繰越金、前年度対比プラス29.8%、150万2,481円の増となっております。

款 8 諸収入から164ページ、款 9 村債は、収入はございませんでした。

歳入合計で、当初予算額 5 億5,466万6,000円、補正予算額マイナス244万9,000円、予算現額計 5 億5,221万7,000円、調定額5,501万6,450円、収入済額 5 億5,315万2,070円、収入未済額186万4,380円でございます。

166ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 総務費、前年度対比マイナス5.6%、71万1,198円の減。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節12委託料、電算処理委託料及びシステム改修に係る委託料でございます。

項 2 介護認定審査会費、広域連合への負担金でございます。

款 2 保険給付費、前年度対比マイナス2.1%、1,066万3,792円の減でございます。

項 1 介護サービス等諸費、要介護 1 から 5 の認定者に係るものでございます。

目 1 居宅介護サービス給付費381万6,085円の減。

168ページ、目 5 施設介護サービス給付費380万5,259円の減。

項 2 介護予防サービス等諸費、要支援 1、2 に係るものでございます。

目 1 介護予防サービス給付費206万9,854円の増でございます。

170ページ、項 3 その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

項 4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合、超えた分に対し支給されるもので、59万3,173円の増でございます。

172ページ、項 5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等の施設入居者に係るもので、545万4,472円の減でございます。

項 6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担の合算が一定額以上の場合支給されるもので、31万1,532円の減でございます。

174ページ、款 3 財政安定化基金拠出金、支出はございません。

款 4 基金積立金、介護保険支払準備基金に700万円の積立てを行いました。年度末の現在高は1,250万4,280円でございます。

款 5 地域支援事業、前年度対比プラス7.3%、177万6,596円の増でございます。

項 1 介護予防生活支援サービス事業費、要支援 1、2 の方、または介護予防ケアマネジメントにより下記サービスが必要とされた方に係るもので、117万7,571円の増でございます。

項 2 一般介護予防事業費、全ての高齢者を対象とする事業で、お口の健康教室や能力アップ教室、介護予防教室などの開催等に係る支出で、9万3,750円の減となっております。

176ページ、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 2 権利擁護事業は、いずれも成年後見に係るものでございます。節12委託料、成年後見センター運営事業・運営業務委託料でございます。

目 4 任意事業費、節12委託料は、介護予防地域支え合い事業委託料、緊急通報システム業

務委託料、訪問理美容サービス助成金でございます。節18負担金、補助及び交付金、介護用品補助金37件分。節19扶助費、寝たきり認知症老人介護慰労金でございます。

款6 諸支出金、前年度対比プラス241.3%、879万236円の増でございます。

項1 償還金及び還付加算金、178ページ、目2 償還金、令和2年度精算に伴う介護給付費国庫負担金633万5,131円の返還が主なものでございます。

款7 公債費、款8 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額5億5,466万6,000円、補正予算額マイナス244万9,000円、予算現額計5億5,221万7,000円、支出済額5億4,714万4,495円、不用額507万2,505円でございます。

以上、議案第4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第9、議案第5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議案第5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

182ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料77.2%、収入未済額が164万1,000円でございます。使用料及び手数料は、構成割合として出てきません。繰入金22.5%、諸収入、構成割合として出てきません。繰越金0.3%でございます。

歳入合計6,654万8,920円、前年度対比プラス1.0%、67万5,036円の増でございます。

184ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金100%、諸支出金、構成割合としては出てきません。予備費、支出はございません。

歳出合計6,634万2,720円、前年度対比プラス1.0%、67万1,436円の増でございます。

歳入歳出差引残高は20万2,600円、執行率は99.99%、歳入総額に対します残高割合は0.3%になります。

188ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療保険料、前年度対比プラス1.4%、68万7,500円の増。徴収率は96.9%、収入未済額は164万1,000円でございます。

項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、前年度対比2万4,564円の減でございます。

項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減部分に係るものでございます。

款4 諸収入、前年度対比8,500円の増でございます。

項1 雑入、目1 雑入、過年度還付金に係る収入でございます。

款5 繰越金、前年度の繰越金でございます。

歳入合計、当初予算額6,680万2,000円、補正予算額マイナス45万6,000円、予算現額計6,634万6,000円、調定額6,818万9,920円、収入済額6,654万8,920円、収入未済額164万1,000円でございます。

190ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、前年度対比プラス1.0%、66万2,936円の増となります。

項1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

款2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、保険料の過誤納分を歳出還付したものでございます。同額を歳入において県広域連合より補填されています。

款3 予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額6,680万2,000円、補正予算額マイナス45万6,000円、予算現額計6,634万6,000円、支出済額6,634万2,720円、不用額3,280円でございます。

以上、議案第5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げ

げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第10、議案第6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議案第6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の8ページをお願いいたします。

まず、事業報告書について御説明を申し上げます。

1、概況の（1）総括事項については、記載のとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

2、工事については、本年度では1千万円を超える建設改良工事はございませんでした。

続いて、3、業務（1）業務量でございますが、年度末給水人口は4,257人で、前年度対比で66人減少をしております。年間配水量は53万9,820立方メートルで、前年度対比1.2増加をしておりますが、年間有収水量は38万4,942立方メートルとほぼ前年並みで、水道使用量についても、前年とほぼ同じでございました。

次に、10ページをお願いいたします。

（2）事業収入は、一番右の増減欄で前年度対比合計で2,085万7,931円減少しています。これは、主に一般会計からの繰入金を減額したことにより、営業外収益が減少したことによりります。

（3）事業費は、同じく一番右の増減欄合計で1,732万7,282円減少していますが、これは、主に減価償却費の減少をしたことによるもので、前年度で耐用年数を迎えた固定資産が多くあり、これらの資産の減価償却費が当年度でなくなったためでございます。

次に、4、会計の（1）重要契約の要旨ですが、本年度では1千万円以上の工事契約はありませんでした。250万円以上の委託契約については1件あり、水質検査委託契約でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

(2) 企業債についてですが、当年度借入額が930万円、償還が7,685万1,119円で行われました。その結果、企業債の年度末残高は10億3,230万3,031円となっております。

以上、事業報告の主な内容について御説明を申し上げます。

次に、1 ページ、2 ページにお戻りを願います。

決算報告書でございます。これは、予算に対する決算の状況を説明するものであり、税込みの表示となっております。

まず、収益的収支ですが、収入は第1 款水道事業収益の予算額 1 億8,577万3,000円のところ、決算額で 1 億8,573万2,327円、支出は、第1 款水道事業費用の予算額 1 億8,175万5,000円のところ、決算額で 1 億8,260万6,507円でございます。

なお、特別損失の決算額についてですが、地方公営企業法の移行時に引き継いだ未収金について、水道料金1 か月分相当を多く計上していたことが当年度に判明したため、残高を修正したことにより発生したものでございます。現金の支出を伴う費用ではないため、予算の補正は必要とされていません。

次に、資本的収支ですが、収入は第1 款資本的収入の予算額4,901万8,000円のところ、決算額4,881万8,850円で行われました。支出は、第1 款資本的支出の予算額9,619万8,000円のところ、決算額は9,554万3,819円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足している額については、下の欄外に記載のとおり補填をしております。

次に、3 ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明申し上げます。

損益計算書は、収益的収支とほとんど同じ項目と内容ですが、金額については税抜き表示となっております。

1、営業収益は8,163万3,001円で、その他営業収益の負担金などが減少したことにより、前年度対比0.5%の減、2、営業費用は 1 億5,362万9,714円で、減価償却費が減少したことにより前年度対比10.9%の減、その結果、営業損益の段階では赤字となり、7,199万6,713円の営業損失となりました。

3、営業外収益は 3 億9,593万9,536円で、主に他会計補助金が減少したことにより前年度対比17.6%の減。

4、営業外費用は1,699万3,093円で、支払利息の減少により前年度対比12.2%の減。

この結果、経常損益の段階では黒字になり、694万9,730円の経常利益となります。

5、特別損失は552万3,248円で、全額が先ほど収益的収支の説明で申し上げました未収金残高の修正に伴うものです。

以上の結果、当年度純利益は142万6,482円となり、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益に前年度繰越利益剰余金495万7,131円を合算して638万3,613円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

剰余金の計算書ですが、先ほど損益計算書で当年度純利益が計上されたことにより利益剰余金は前年度末から同額が増加して、当年度末残高は638万3,613円となり、資本合計の当年度末残高は3億4,454万7,785円となっております。

続いて、その下、剰余金処分計算書案でございます。これは、当年度末の未処分利益剰余金638万3,613円の会計上の処理についてになりますが、地方公営企業法を適用してまだ2期目ということもあり、未処分利益剰余金の金額も少ないことから、そのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

次の5ページから7ページの貸借対照表、12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属書類につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第11、議案第7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算書8ページをお願いいたします。

事業報告書について申し上げます。

1、概況の（1）総括事項については記載のとおりでございます。

次に、9ページ、2、工事についてですが、本年度では1千万円を超える建設改良工事はありませんでした。

続いて、3、業務（1）業務量でございますが、水洗化世帯数が1,407世帯で、前年度と比較して5世帯増加しております。年間処理水量は32万791立方メートルで、1.6%減少しておりますが、有収水量は30万8,085立方メートルで、ほぼ前年並みで、下水道使用料についてもほぼ前年並みで同じでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

（2）事業収入でございますが、一番右の増減欄で前年度対比、合計で2,322万9,473円減少しております。これは、簡易水道同様に、主に一般会計からの繰入金を減額したことにより、営業外収益が減少したことによります。

（3）事業費は、同じく一番右の増減欄で、前年度対比合計で1,928万4,825円減少しておりますが、こちらも簡易水道同様、主に減価償却費の減少により営業費用が減少したことによるもので、前年度で耐用年数を迎えた固定資産が多くあり、これら資産の減価償却費が当年度で計上されなくなったためでございます。

次に、4、会計の（1）重要契約の要旨ですが、本年度では1千万円以上の工事契約はございませんでした。250万円以上の委託契約については、10ページから11ページにかけての記載のとおり3件契約がございました。

次に、（2）企業債についてですが、記載の借入れはございませんでした。償還は、1億9,029万4,650円となり、その結果、企業債の年度末残高は9億7,756万8,458円となっております。

以上、事業報告書の主な内容について御説明いたしました。

次に、1ページ、2ページにお戻りを願います。

決算報告書でございます。税込み表示となっております。

収益的収支ですが、収入は第1款下水道事業収益の決算額で2億2,630万5,320円、支出は第1款下水道事業費用の決算額で2億2,574万7,038円でございます。

なお、特別損失の決算額463万3,336円についてですが、簡易水道事業会計と同様、未収金残高の修正であり、現金の支出を伴う費用ではないため、予算の補正は必要とされていません。

次に、資本的収支ですが、収入は第1款資本的収入の決算額で1億9,165万9,000円、支出は第1款資本的支出の決算額で1億9,866万1,150円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、下の欄外に記載のとおり補填をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明申し上げます。

損益計算書は、収益的収支とほとんど同じ項目と内容となっておりますが、金額については税抜きの表示となっております。

1、営業収益が6,272万4,995円で前年度とほぼ同じでございます。

2、営業費用は1億8,567万9,722円で、減価償却費が減少したことにより、前年度対比7.9%の減でございます。

その結果、営業損益では赤字となり、1億2,295万4,727円の営業損失となりました。

3、営業外収益は1億5,732万732円で、他会計補助金と長期前受金戻入が減少したことにより、前年度対比13.0%の減。

4、営業外費用は2,993万4,977円で、支払利息の減少により、前年度対比14.8%の減。

この結果、経常損益では黒字になり、443万1,028円の経常利益となりました。

5、特別損失は463万3,336円で、全額が収益的収支の説明で申し上げた未収金残高の修正に伴うものです。

以上の結果、当年度純利益は20万2,308円のマイナスとなり、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金374万2,340円を合わせて354万32円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

剰余金計算書ですが、先ほど損益計算書で当年度純利益がマイナスだったことにより、利益剰余金は前年度末から同額が減少して、当年度末残高は354万32円となり、資本合計の当年度末残高は1億3,599万4,006円となっております。

続いて、その下、剰余金処分計算書案ですが、これは当年度末の未処分利益剰余金354万32円の会計上の処理についてになります。簡易水道事業会計と同様の理由により、そのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

次の5ページから7ページの貸借対照表、12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属書類につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（金井とも子君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和3年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

奈良本会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、令和3年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の3ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金17.6%、配分金2.6%、事業委託金54.7%、使用料及び手数料10.7%、繰越金13.8%、諸収入0.4%、財産収入は率を出てまいりません。寄附金0.2%でございます。

歳入合計3,568万4,581円、前年度対比プラス9.9%、321万112円の増でございます。

5ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費14.8%、事業費85.2%、予備費は支出がございません。

歳出合計3,116万3,580円、前年度対比プラス13.2%、363万2,591円の増でございます。

歳入歳出差引残高452万1,001円、執行率87.3%、歳入総額に対します残高割合は12.7%になります。

7ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 補助金、前年度対比プラス87.7%、292万8,450円の増でございます。

項1 村補助金、村からの補助金でございます。

款2 配分金、前年度対比プラス4.5%、4万35円の増。長野県共同募金会からのものがございます。

款3 事業委託金、前年度対比プラス3.2%、59万6,000円の増でございます。

項1 村委託金、老人センター分で67万円の減、くつろぎの湯で126万6,000円の増でございます。

款4 使用料及び手数料、前年度対比プラス10.2%、35万2,556円の増でございます。

項1 使用料、くつろぎの湯入浴料で34万850円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款5 繰越金、前年度対比プラス0.7%、3万3,497円の増。

款6 諸収入、前年度対比マイナス77.5%、54万8,558円の減。

9 ページ、款7 財産収入、N T T 電柱の借地料で昨年と同額でございます。

款8 寄附金、前年度対比マイナス76.7%、19万1,868円の減。一般寄附金が3万8,132円、フードバンク事業への寄附金が2万円でございます。

歳入合計、当初予算額2,911万6,000円、補正予算額658万9,000円、予算現額計3,570万5,000円、調定額3,568万4,581円、収入済額は調定額と同額で収入未済額はございません。

11ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事務費、前年度対比プラス90.3%、218万8,865円の増でございます。

項1 事務費、節1 報酬、会長1名、理事4名、評議員8名分でございます。節2 給料、再任用職員1名分。

款2 事業費、前年度対比プラス5.8%、144万3,726円の増。

項1 援護費、目1 援護費、節19 扶助費、両親、片親のいない家庭への慰問金30世帯分20万4,000円、フードバンク事業で68万262円、生理用品無償配布事業で5万7,450円でございます。

項3 助成金、目1 助成金は、高齢者クラブ連合会、身体障害者協会、遺族会、ボランティアの会、赤十字奉仕団への活動補助金でございます。

項4 心配事相談事業費、13ページ、節1 報酬、心配事相談員5名分。

項5 老人センター費、節1 報酬、パートの任用職員2名分。節2 給料、フルタイムの任用職員2名分でございます。

項6 在宅介護者リフレッシュ事業費、項7 福祉ふれあい事業費は支出はございません。

項8 くつろぎの湯運営費、15ページ、節1 報酬、パートの任用職員1名分、節2 給料、フルタイムの任用職員1名分でございます。節10 需用費、消耗品費は石けん類、風呂の清掃業務等、修繕料はくつろぎの湯ろ過器ろ材及びろ過ポンプ交換72万2,480円が主なもの、節12 委託料、貯水槽等清掃委託料38万5,000円、施設清掃業務等委託60万3,495円が主なもの。節13 使用料及び賃借料、備考欄賃借料は、温泉借湯料30万円。

款26 公課費、消費税でございます。

項9 地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合い事業に係るものでございます。節18 負担金、補助及び交付金、単価2万円の9地区分でございます。

項10 結婚推進事業費、節1 報酬、結婚相談員4名分でございます。

項11防災事業費、特に申し上げることはございません。

17ページ、款3予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額2,911万6,000円、補正予算額658万9,000円、予算現額計3,570万6,000円、支出済額3,116万3,580円、不用額454万1,420円でございます。

以上、令和3年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

◎監査報告

○議長（金井とも子君） ここで、監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（内藤賢二君） それでは、令和3年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の監査報告をいたします。

監査は、宮下壽章監査委員とともに毎月1回の例月監査と8月18日から8月23日のうちの4日間、決算監査を行いました。

一般会計、特別会計、公営企業会計について、関係諸帳簿及び証拠書類等照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。

歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組まれ、各会計いずれも黒字決算であり、健全な財政運営が行われていること、限りある財源の有効利用と経費の節減に努めている点の評価いたします。あわせて、前年の指摘事項についても改善の方向に努力されていることを確認いたしました。

9月2日に北村村長に決算審査意見書を提出いたしました。本来であれば、議員の皆さんに詳しく報告させていただくところではありますが、今議会は新型コロナウイルス感染症対策に配慮した議会運営とお聞きしておりますので、お手元にお配りしました令和4年9月2日付令和3年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてをもちまして、監査報告とさせていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

では、13時10分から開会したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午後 零時 06分

再開 午後 1時 10分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第12、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第8号について御説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

4ページ以降に概要説明をおつけしてございますので、そちらを御覧いただければと存じます。

令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、妊娠・出産・育児に関わる休暇の新設・有給化、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等が図られてきました。

地方公共団体にあつては、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められますことから、本村においても、総務省の助言に基づき整備をしてきたところでございます。

今般、未施行の措置として残ってございました育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置について、国において令和4年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を受け、総務省より条例案等が示されましたので、本村におきましても、所要の改正を行うものでございます。

今回の育児休業制度の改正に当たりましては、関係する規則の改正も複数ございまして、条例の部分のみを切り取って説明することが大変難しいものでございますから、制度全般の

改正についてのポイントをまとめてみましたので、こちらで説明をさせていただきます。

常勤職員、それから非常勤職員ごとにまとめてございますが、初めに常勤職員についてですけれども、子の3歳の誕生日の前日までの育児休業について、改正前は1回までであったものが2回まで取得可能となります。また、この育児休業とは別に、子の出生日から57日以内にする育児休業、いわゆる産後パパ育休ですね、最大4週間の期間についても、2回までの取得が可能となります。

このことに関連して、期末・勤勉手当について、産後パパ育休とそれ以外の期間に関する育児休業のそれぞれについて、承認を受けた期間が1か月以下であるものは手当の除算の対象となりません。また、産後パパ育休の請求期限については、従来は1か月前までの請求ということがうたわれておりましたけれども、こちらが2週間前までに短縮されることとなります。

また、5日間取得ができる育児参加のための休暇については、配偶者の出産予定日の6週間前の日から出産の日の以後8週間を経過する日までとされていた取得期限が、出産の日以降1年を経過する日までに拡大されます。

非常勤職員については、育児休業の取得要件に変更はございませんが、常勤職員同様2回までの取得が可能となり、産後パパ育休についても取得要件の期間が緩和され、回数も2回までとなり、請求期限も2週間前までに短縮をされます。

また、子が1歳以降の育児休業について、期間の途中で夫婦交代の取得を可能とするなど、柔軟に対応できるようになります。

育児参加のための休暇につきましても、常勤職員同様、出産後1年を経過する日までに拡大されるものとなります。

以上、議案第8号について御説明いたしました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第13、議案第9号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） では、議案第9号の説明を申し上げます。

青木村奨学基金条例の一部を改正する条例（案）。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

裏をお願いいたします。

青木村奨学基金条例の一部を改正する条例。

平成19年青木村条例第18号の一部を次のように改正する。

第2条中「及びふるさと応援寄附金等」を「、山本悟様奨学金及びふるさと応援寄附金等」に改める。

附則、この条例は交付の日から施行する。

これは、山本悟様より寄附を頂いた100万円を奨学金とさせていただくものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第14、議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてでございますが、人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第15、議案第11号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第11号 教育委員会委員の任命について。

この案件につきましては、人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第16、議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、御説明申し上げます。

議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,502万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ31億5,853万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区部ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2歳入について御説明申し上げます。

初めに、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は257万5,000円を追加し、851万2,000円とするもので、節1保健衛生費負担金は、新型コロナワクチンの3回目と4回目の接種に係る国の負担金の追加交付分となります。

項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金は200万5,000円を追加し、1,388万1,000円とするもので、節1保健衛生費補助金は、こちらもワクチン接種の事務的経費に係る補助金の追加交付分でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金は14万4,000円を追加し、1,265万8,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は、第3子以降の保育料減免事業補助金で、3歳未満児の該当者4名分に係る補助金でございます。

款17項1寄附金、目1一般寄附金は113万円を追加し、1,313万2,000円とするもので、節

1 一般寄附金は、上田信用金庫様より100万円、NPO法人地域活性化プラザ様より13万円でございます。

目3教育費補助金は、200万円を追加し、212万円とするもので、節1図書館費寄附金100万円は株式会社ピーアンドディコンサルティング様より村の図書館に90万円、小・中学校図書館に5万円ずつ図書の購入費用として御寄附を頂いたものでございます。節2奨学資金寄附金100万円は、当郷区の山本悟様より奨学資金に役立ててほしいと御寄附を頂きました。

続いて、款19項1目1繰越金は717万1,000円を追加し、1億4,456万9,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、次のページ、9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出については、担当課ごとに御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費項1総務管理費、目1一般管理費は50万1,000円を追加し、1億9,720万7,000円とするもので、節12委託料の電算処理委託料23万1,000円は、この10月より週20時間以上勤務されているパートタイムの会計年度職員につきましても、社会保険から共済組合への加入となりますことから、これに伴う給与システムの改修に係る費用を計上いたしました。節13使用料及び賃借料27万円は、コピーに係るコストを抑えるため、役場に印刷機を導入するためのリース代をお願いするものでございます。

以上、議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算（第2号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長、お願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

引き続き、9ページ、10ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4新型コロナウイルス予防接種事業費を458万円追加し、1,571万4,000円とするもので、節8旅費1万円の増、節10需用費33万9,000円の増、節11役務費38万9,000円の増、節12委託料257万5,000円の増、節13使用料及び賃借料125万1,000円の増、節17備品購入費1万6,000円の増は、いずれも新型コロナウイルスワクチンの接種事業に係る費用の増額によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、稲垣建設農林課長、お願いいたします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明を申し上げます。

引き続き、9ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費740万円を追加し、8,964万9,000円とするもので、節14工事請負費700万円は、8月の臨時議会で議決をいただいた当郷地区の柿ノ木水路改良工事の先線で、国道143号を横断した南端から殿土地区の既設水路へ接続するため延長32.9メートルの工事費でございます。節18負担金、補助及び交付金40万円は、区からの要望に基づき、当郷橋付近で阿鳥川から農業用水を取水するゲートの修繕事業補助金として計上いたしました。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続いて、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

引き続き、9ページ、10ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費83万6,000円を追加して、1億4,430万9,000円とするものです。節14工事請負費の83万6,000円は、2台ある給食室厨房のエアコンのうち1台が壊れてしまい、設置させていただいたものでございます。もう一台も同時期に設置したものと考えると、いつ故障するか分からないため、大出力の業務用のものをつけさせていただきました。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

9ページです。よろしく申し上げます。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費ですが、100万円を増額して2,052万6,000円といたしました。節27繰出金の増で、奨学資金寄附金として山本悟様から頂いた寄附金を奨学資金とするものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

項2小学校費ですが、株式会社ピーアンドディコンサルティングから寄贈いただいた100万円のうち5万円を小学校の図書館費に充てるものです。財源振替になります。

同じく項3中学校費ですが、小学校と同様に5万円を中学校の図書館費として財源振替を行うものであります。

続きまして、項4社会教育費、目7図書館費ですが、8万5,000円を増額して2,412万円といたしました。節13使用料及び賃借料の増で、コピー機を新しくしたリース代金になります。また、小・中学校と同様に株式会社ピーアンドディコンサルティングから寄贈いただい

た100万円のうち90万円を図書購入費として財源振替をしてございます。

続きまして、目9民俗資料館費ですが、62万円3,000円を増額して78万7,000円といたしました。これは、節10需用費の増で、民俗資料館の渡り廊下でのシロアリ駆除のための費用と、民俗資料館の裏側を流れる用水路に危険防止のためのフェンスを取り付ける費用でございます。

教育費は以上でございます。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第17、議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算、以下、予算と言う、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分、（4）主要な建設改良事業、ロ、配水施設費、補正前6,562万6,000円、補正後9,019万円。

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,236万6,000円は、損益勘定留保資金3,605万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額631万6,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,233万円は損益勘定留保資金3,378万1,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額854万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款資本的収入、第1項企業債2,460万円を追加し、9,400万円とするものです。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費2,456万4,000円を追加し、9,404万円とするものです。

第4条 予算第5条に定められた起債の限度額6,940万円を9,400万円に改める。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算の内訳書でございます。

資本的収入、款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債、節1水道事業債2,460万円につきましては、建設改良費の増に伴う簡易水道事業債の増でございます。

資本的支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水施設費、節33工事請負費2,456万4,000円につきましては、五反田減圧弁更新工事707万7,000円は、事前試掘調査の結果、当初設計で予定をしていなかった箇所への漏水が発見されたことによる増工、夫神配水池計装機器移設更新工事359万7,000円は、建屋の工材価格の上昇による増工、国道143号線歩道設置に伴う配水管布設替え工事426万円は、仮設配管及び配管延長の増、岡石工業団地に伴う配水管布設替え工事970万円は管口径の増変更、また、いずれの工事でも資材、原材料費の高騰に伴い、予算策定時と実施設計段階での資材単価に差分が生じていることから増額分を補正計上いたしました。

以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第18、陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書についてを議題といたします。

片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第1号について、陳情書の朗読をもって説明とさせていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書。

2022年8月12日、青木村議会議長、金井とも子様。

陳情者、長野県上田市大手2丁目7-13、長野県教職員組合上小支部、代表者名、沓掛正喜。

陳情事項。

2023年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1 どの子どもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

陳情理由。

2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。長野県内では1月27日から「蔓延防止等重点措置」が適用され、3月6日に終了となりました。「小学校の新規陽性患者数は依然として高い」「分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられている」などと分析され、30人規模学級を実施している県内でも分散登校等の継続方針が示されました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

ということでございます。

以上、陳情第1号について御説明いたしました。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第19、陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書についてを議題といたします。

片田事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） 陳情第2号につきまして、同じく朗読をもって説明とさせていただきます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書。

2022年8月12日、青木村議会議長、金井とも子様。

陳情者、長野県上田市大手2丁目7-13、長野県教職員組合上小支部、代表者名、沓掛正喜。

陳情事項。

2023年度長野県の予算編成について、以下の内容の意見書を長野県知事・長野県議会議長あてに提出していただきたい。

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡充している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年以前の水準に戻すこと。

陳情理由。

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、

1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願者倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面では大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善を行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

長野県教職員組合は、県教育委員会に対し一貫して、以前の支給率に戻すよう訴えてきました。私たちは、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが喫緊の課題であると考えます。

以上、陳情第2号について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後全員協議会を開きますので、議員控室のほうへ御移動ください。

以上、お疲れさまでございました。

散会 午後 1時44分

令和 4 年 9 月 8 日（木曜日）

（第 2 号）

令和4年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年9月8日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本 淳英 君	2番	塩澤 敏樹 君
3番	平林 幸一 君	4番	宮入 隆通 君
5番	坂井 弘 君	6番	松澤 正登 君
7番	金井 とも子 君	8番	宮下 壽章 君
9番	沓掛 計三 君	10番	居鶴 貞美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
参事兼 総務企画課長	片田 幸男 君	商工観光移住 課長	小林 利行 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	奈良本 安秀 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	保 育 園 長	成沢 亮子 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長兼 防災危機 管理	小林 義昌 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢 幸哉 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏 君
総務企画課 企画財政係長	金井 大介 君	住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女 敦 君
総務企画課 庶務係長	宮澤 俊博 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林 宏記 君

事務局職員出席者

事務局長 片田 幸 男

事務局員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとより、13日、14日には委員会審議が行われますので、御都合がつかましたら傍聴いただければ幸いです。

本日は、令和4年第3回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長（金井とも子君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。

一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。特に、時間短縮はいたしません。コロナ禍の状況を踏まえ、質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、円滑な進行に努めていただきますようお願いいたします。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本淳英議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英でございます。

事前通告に基づき、大きく2項目について質問いたします。

それぞれの項目ごとに一括質問とさせていただきます。

まず、最初の項目としまして、運賃低減バスについて質問いたします。

千曲バス青木線を上限300円の乗車運賃で利用できる運賃低減バスは、分かりやすい安価な価格で上田市へのバス利用ができるということで、村民においては、もはや必要不可欠な事業となっております。この事業は、上田市によって策定される定住自立圏共生ビジョンの取組の一つとなっております。定住自立圏においては、上田市が自立的に中心都市宣言をし、当村は上田市と個別に協定を結び、協議の上に事業に取り組むものと理解しております。

この運賃低減バスについて、上田市の資料によりますと、運行期間は令和元年10月1日から3年間となっております、3年ごとに検証していくこととなっております。間もなく3年の運行期間が終了を迎えようとしております。

最初の質問としまして、今後の運用について、どのような協議がされておりますでしょうか。当村としては、どのような考えで取り組まれておりますでしょうか。

次の質問としまして、運行ダイヤについて伺います。

青木線においては、土日祝日の夜9時以降にもう1本、青木行きバスがあればいいという声をお聞きいたします。費用等の運行会社の負担の問題があるかとは思いますが、夜間料金の考えを導入し、運行会社にインセンティブをつくることも可能かと思えます。土日祝日の夜9時台のバスは運賃低減をせず、正規の運賃や新たな別の運賃での運行とし、バス会社にメリットをつくるのが具体的に考えられます。また、土日祝日の夜9時以外にも運行ダイヤについて、村民の要望は何かしらあるかと考えます。

質問としまして、運行ダイヤについて当村としてどのような考えで取り組まれておりますでしょうか。

次に、高校生の通学補助についてお伺いいたします。

上田市においては、運賃低減バスとは別に高校生の通学負担軽減のための補助制度があります。特定の自治会在住者に一定額が支払われるとともに、公共交通機関の利用距離が片道13キロメートル以上の方にも定期代の20%が支払われます。具体的な例では、出浦からバスに乗車した場合、上田市中心にある高校への通学は補助の対象にはなりません。上田駅でしなの鉄道に乗り換え、西上田駅や田中駅まで通学する場合は、13キロメートル以上ということで補助の対象になります。長野や屋代等に通う場合においても、上田市内である西上田駅までは補助の対象になります。

片道13キロというのは、自動車で移動した場合に30分以上かかるということ想定しているそうです。単純に当村でこの基準を適用した場合、上田駅で乗換えをする全ての学生のみならず、上田市中心部に通う学生も青木バスターミナル以西にお住まいであれば、ほとんどの方が対象となります。

残念ながら当村は、高校進学において不便な場所です。当村においては、保育園から中学校まで恵まれた教育環境にあり、子供を育てるには大変良いという定評があります。しかし、子供が中学を卒業し、高校に進学すると状況が大きく変わります。子供の高校進学をきっかけに引っ越し本気で考える方も中にはいらっしゃいます。このような状況も、青木峠の新トンネルの開通により大きく変化することが期待されます。今までの東信地域と一部北信地域だけではなく、中心地域の高校も通学の選択肢になります。このように、多様な地域の高校に通学できる場所は県内でも限定され、選択肢において大変恵まれた貴重な場所に一気に変わることになります。

質問になりますが、多くの高校への通学に車で30分以上かかるという地理的な特性と今後訪れる大きな変化を踏まえて、高校通学における補助の在り方について、当村としてどのように考えているのか、御回答をお願いいたします。

以上、3点お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、松本議員の3番、高校生の通学の補助制度について、私から答弁を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、青木村では公共交通につきまして、さきの3月の議会で御決定いただきました、笑顔あふれる村づくり計画の分野2の中で施策5、公共交通の位置づけをいたしま

して暮らしの足の確保に鋭意取り組んでいるところでございます。

千曲バスは御案内のとおり、高校生のみならず、青木村民の生命線の一つであるというふうに思っております。株式会社にもそれぞれ財政的な支援をさせていただいております。今、JRでは効率の悪い路線について足切りをというような議論もあるようでございますが、絶対そんなことがないように、配慮していかなければならないと思っております。ただいまいただきました御質問は、どちらかといえば公共の足の確保とともに、教育の機会の輪を広げてというための御質問というふうに考えました。

そこで、令和2年度と3年度の青木中学生の進路、90人おりますけれども、17校に行っております。この2年間の平均を見ますと、私が想定する範囲内でありまして上田駅から徒歩圏内が26.5人、それから上田駅から電車で数駅が10人、丸子へ5人、その他3.5人となっております。

青木村の高校生の通学支援は、青木バスターミナルから上田駅を経由して、秋和車庫まで運賃低減となっております。御質問の青木村内のバスターミナル以西、以東にかかわらず支援している状況でございます。運賃低減に関わっているということです。上田周辺の各高校もそれぞれ、特色と魅力のある教育をしておられまして、村内の中学生の進路先として旧上田市外へも進学しておられます。その生徒の通学方法について調べてみましたら、公共交通以外でも家族の車での送迎、あるいはびっくりしたんですが、田中の駅から自転車で丸子までという生徒もおられました。また、御質問にもありました青木峠のトンネルが完成すれば、松本方面中心地域への通学も可能だということで、この峠のバイパスの整備が教育のチャンスの輪が広がるということで、大変喜ばしい、良いことだというふうに思います。

そういう状況の中ではありますが、コロナ禍の中、村民生活の財政支援の額が大変伸びてきておりますので、またこの終えんが見えない状況の中で、御質問の件はよく分かるわけですが、今すぐ実行できるような状況でないことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから、1番目と2番目の御質問について御答弁申し上げたいと思います。

運賃低減バスの今後の運用について、また村としてどんな考えで取り組んでおられるかというような御質問だったかと思いますが、千曲バス青木線の運賃低減バス事業につきまして

は、上田市では平成25年から、青木村でも26年10月から取り組んでいるところでございます。本事業によりまして、脱炭素社会への貢献ですとか、渋滞対策、観光促進、高齢者福祉や買物弱者対策とともに、特に、通学、通勤、通院に対する負担の軽減など、大きな成果を生んでいるというふうに認識をしております。また、千曲バス株式会社からも利用が増えるということで大変好評をいただいているというふうに考えております。

御質問のとおり、本年9月末をもって3年間の運行期間、計画期間が一区切りとなるわけでございますけれども、上田市それから青木村のそれぞれの地域公共交通会議において、さらに3年間、令和7年9月までの運行について承認をされているところでございます。今後9月中に、上田市とまた新たな3年に向けて、この負担割合どうしていくかですとか、その辺を細部について協議をさせていただいて、また新たな協定を締結する運びとなっているところでございます。

2番目の御質問の運行ダイヤについてでございますけれども、青木線については、御承知のとおり、赤字運行という中にありましても、現状1時間に1本の運行ですとか、通勤通学に配慮した運行ダイヤを維持していただいているところでございます。平日の最終バスにつきましては、運賃低減バスのこの事業導入時に、村民からの要望も強かった上田駅21時35分を増便していただいた経過がございます。それによってまたサービスの向上につなげていただいているところでございます。

土日祝日も21時台というお話でございます。議員、御指摘のとおり運行費用の面からも厳しい経営状況の中で増便というのは厳しい側面もあるかと思っておりますけれども、本村の地域公共交通会議に提出されております千曲バスの地域間幹線系統別確保維持計画というのがあるんですが、その中では、利用実態に即した実用的なダイヤ編成を行うというふうにされておりますので、ここはまた御意見として上げさせていただきたいというふうに考えております。

青木線をこの運行ダイヤも含めて、今後も維持していくためには、やはりより多くの村民の皆さんに利用していただくことが第一だというふうに考えておりますので、またバスの利用促進についても引き続きお願いをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 運賃低減バスにつきましては、自治体の境界線を越えた運賃の設定の恩恵を多くの村民が実感しており、定住自立圏の枠組みを有効に機能させていると考えられます。一方で、定住自立圏は上田市が主体となる取組のため、当村村民としては、事業の見

通しに不透明感を抱きやすいかと思われます。引き続き、丁寧な情報開示を続けていただけたらと思います。

また、子育て世帯への支援は、少子化対策や世代間の公平性の面で非常に重要であります。様々な補助政策が考えられますが、限られた財源の中では全ての補助政策を行うにも限界があるものと考えます。地方自治においては、各自治体の特性を踏まえた政策を打つことが重要であり、当村の特性を踏まえた総合的な子育て支援の中で、通学補助についても考えていただけたらと思います。

次に、大項目 2 番目、情報電話の将来について質問いたします。

引き続き、一括質問とさせていただきます。

情報電話を中心とする高速情報通信センターによる各種サービスは、システムを構成する部品の生産が既に終了していることで、今後どの程度の期間、現在のサービスが続くのか懸念されております。今後のサービス提供の見通しや新しいシステムの導入の計画等がありましたら御回答ください。

次に、仮に新しい形でのサービスを導入する場合、スマートフォンやタブレット端末を利用しアプリケーションを通じてサービスを提供する形が、利便性や将来的な拡張性、利用者の費用負担の面でメリットが大きいものと考えられます。一方で、このような形でのサービスの提供にはなじまない方もいらっしゃるし、利用料の問題もあります。

質問になりますが、新しいシステムの導入において、どのような形態が選択可能なのか。また、どのような基準をもって導入を決めていくのか、当村のお考えを御回答ください。

次に、サービスのプラットフォームである既存の光ファイバーケーブルは、当村において貴重な資産であり、この活用機会はいろいろあると考えます。質問として、光ファイバーのさらなる活用をどのように考えているのか、御回答ください。

最後の質問となりますが、国の地方政策において、デジタル田園都市国家構想が柱の一つとなっております。今後期待される交付金の活用について、当村においては、高速情報通信センターの更新も選択肢の一つでもありますし、それ以外にも、デジタル田園都市の交付金の活用方法があるかと考えます。

質問になりますが、期待されるデジタル田園都市の交付金について、当村としてどのような考えにあるのか、御回答ください。

以上、4点お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私からは4点目の件について答弁をさせていただきたいと思います。

御質問の中にもありましたように、情報電話、平成23年ですからもう10年をかなり超えておりまして、いろいろ次のステップを検討しなければならない時期に来ているというふうには、今思っております。今情報いろいろ集めているというところがございます。青木村にも、自治体からの視察が大変多くなりました。いろいろなことの視察の中で、特にこの情報電話あるいは、その機能について大変高い評価があったり、あるいは羨望の声をいただいているところがございます。

御質問にもありましたデジタル田園都市国家構想推進交付金は、ただいまおっしゃいましたような情報電話の次のステップを考えると、大変、情報告知サービスの更新にもこの充当が可能であります。一方では、同じようなもので、国の制度で緊急防災・減災事業債を借りて行う、これは返済時交付税措置の70%ということになりまして、御質問の交付金の補助率50%よりは有利であるわけですが、両者の是非をもう少し検討いたしまして、それからもう一つはタイミングもありますので、その中で判断をしてまいりたいといふうに思っております。

さらに、その交付金はこの情報電話だけではなくて、このデジタル社会において、情報通信事業以外にも具体的な構想は、今計画はありませんけれども、メニューを見ますとたくさん事例がありますので、そういう中で、先行事例もあるようがございますので、青木村として何が適するのか、あるいは今何が可能か、そんなことを含めて検討してまいりたいといふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから1番目から3番目までについて御質問について御答弁申し上げたいと思います。

まず、新しいシステム導入の計画があればということでございます。今、村長から答弁があった部分もございますけれども、議員さん御指摘のとおり、平成23年度よりサービスを開始いたしました情報告知サービスの設備については、メーカーの製造、また修理対応が終了しているというような状況で、今お話にもありましたとおり、今後の方向について現在、検討をしているところがございます。

現状、じゃ、どうしているかという、不具合が発生した際には、ストックとして持っている機器等が相当数ございますので、それらの交換等によりまして対応をしている状況でございます。すぐに使えなくなるといったような状況ではございません。

そんな中でありますけれども、多くの村民の皆さんにサービスが行き届くということを念頭に、早めに方向性を決定して、現状のサービスをそこまで維持しながら、数年後を目安に新しいサービスへの移行をしていけたらというふうに考えているところでございます。

2番目に、じゃ、その新しいシステムの導入というのはどんな選択が可能なのか、また、どのような基準で導入を決めていくのかという御質問だと思うんですが、新たなシステムについては、いろいろな仕組みがあるかと思うんですが、今検討している段階の中では、1つには、今の情報電話を後継機種に入れ替えていく方法が1つ目としてあるかと思えます。また、2つ目としましては、御質問の中にもありましたスマートフォンですとか、タブレット等のアプリを利用する方法、それから3つ目には、今の既存のテレビ網を使って、テレビに文字放送などでお伝えしていくような方法などが考えられるというふうに考えております。

1つ目の情報電話の更新につきましては、センターの中とそれから各戸の機器の交換ということで、大変大きな費用がかかることが予想をされます。また、今、課題となっております停電時の使用については引き続き課題が残るかなど。この停電という面については、3つ目にお話ししたテレビを使った場合についても同様であるというふうに考えております。

2つ目のスマホ等のアプリを使った場合、こちらはほかに比べれば比較的ローコストで整備が可能かと思えますし、また、戸別受信機を併用して設置することで、スマホになじまない方へのカバーもできる。また、停電にも強いといった利点があるというふうに考えております。しかしながら、今あるそのテレビ電話の機能というのを失うことになるということでは、悩ましいところでございます。

大きな課題としましては、いずれも非常に大きな費用を要するという、それから、また高齢者の方にも利用しやすい仕組みにしていかなきゃいけないということであるかというふうに認識しております。村民の皆さんへの確実な情報伝達、それから利便性、導入費用でありますとか、ランニングコスト、この辺を考慮しまして、これからまた様々な方々、皆さんの御意見をお聞きする中で、方向性については決定してまいりたいというふうに考えております。

それから、既存の光ファイバーケーブルの活用についてという御質問でございましたけれども、議員さん御指摘のとおり、全村に整備された光ケーブル網、これは大変大きな財産であるというふうに我々も認識しております。こちらは、村が事業主体となって整備しておりますので、一部は現在NTTにも貸出しをしているという状況で、年間840万円を超える使用料も頂いているところでございます。また、既存のケーブルは、テレビの配信にも使用さ

せていただいておりますので、これが例えば、情報電話の仕組みを変えることで不要になるということはないわけでございますけれども、これからその情報告知サービスのリニューアルの方向をどうしていくかということによっては、余裕が出てくる可能性も出てまいります。今、新たなその仕組みと並行して、N T Tにもその利活用について、相談をしているところでございます。

まだ具体的にこうだという方向はお示しできないわけでございますけれども、様々な可能性を持っているというふうに考えておりますので、村民の皆さんにとって有益なサービスが提供できるように、これからも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 高速情報通信センターによるサービスは、多くの村民にとって大切な生活インフラとなっております。このサービスの変更の際には、村民のニーズの把握や新サービスに対する説明に十分な時間を取っていただけたらと思います。

また、全村にアクセス可能な光ファイバー網は当村における貴重な資産であり、引き続き、村民の方々にとって、有益な活用を図っていただけたらと考えます。

以上をもちまして、私からの質問を終了させていただきます。

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（金井とも子君） 続いて、10番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴貞美議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） 議席番号10番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、担当課長より一問一答方式にて答弁をお願いをいたします。

質問事項は、青木村の財務書類についてでございます。

令和2年度、青木村の財務書類が令和4年3月に作成されて、ホームページで公表されているところでございます。この関係につきましては、以前にも質問してございますが、その後において、どうなのかという点を中心にお聞きしてまいります。この財務書類、これ皆さん御覧になったというふうに思います。ホームページに出ておりますので、40ページぐらい

にわたっておりまして、難しいかなというふうを感じる方が多いのも一般的だと、このように思います。

議長、よろしいですか。

○議長（金井とも子君） はい、続けて。

○10番（居鶴貞美君） まず1点目についてお聞きをします。

この財務書類作成に当たりまして、現在の考えをお聞きをしたいと思います。ここには、財務諸表として「はじめに」ということで、ここに書いてございますが、その点も踏まえながらお願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御承知のとおり、これまで村で一般的に行われている官庁会計制度におきましては、1年間の現金の収支を記録することに重点を置いた単式簿記による方式が用いられております。これを企業会計で用いられる複式簿記に置き換えることによりまして、村の経営状況を客観的に数値で把握できるということ。それから、資産の適切な管理やコスト意識、これによって行政運営の効率化という面でも有効であるというふうを考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この財務書類につきましては、企業の決算書の財務諸表を参考に作られたと、こういう経緯があるようでございます。

2点目に入りますが、財政の透明性、住民に対する説明責任を果たして、財政の効率化、適正化を図る趣旨で、青木村では平成28年度より作成されているところでございます。この点を踏まえまして、財政書類作成に至った経過とただいま課長から説明いただいたのですが、この財務書類を作成した以降の変化、あるいは以前と比べての相違点、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 村では、総務省の指針に基づきまして、平成18年度の決算から、まず一般会計のみを対象に財務書類の作成、公表をスタートしております。その後、平成22年度の決算から総務省の改定モデルに従いまして、一般会計と特別会計も連結した財務書類の作成と公表を行ってきております。

議員さん御指摘のとおり、平成28年度の決算からは、総務省の統一的な基準に基づきまして、一般会計等ということで2会計、一般会計と別荘会計になりますけれども、この2会計

と全体会計では、特別会計を含む7会計、それから連結会計としまして、一部事務組合ですとか、広域連合、第3セクター等、関係する16会計を作成の範囲としております。

このことによりまして、作成の作業というのは大変な作業になってきているわけですが、関係団体の決算が加味されるということもありまして、より実態に即した数値が把握できているというふうに認識をしております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、3点目に入りますが、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度の青木村の財務書類、こちらが今年の3月に作成され、公表されているというところでございますが、今年令和4年3月までの作成の手順、あるいは手段等、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 作成の手順ということでございます。9月に前年度の決算が議会でお認めいただいて、認定ということになりまして、その後、作成作業に入ることになります。国からは10月の公表が望ましいというようなことを言われているとされているところでございますけれども、遅くとも年度内、3月までには公表を求められているところでございます。近隣を含め、3月に公表しているという自治体が多いんじゃないかなというふうに我々も認識はしているところでございますけれども、単式簿記の決算を複式簿記に調整し直すということで、細かな数字の拾い上げですとか、関係団体との数字のやり取りなど、思いのほか時間を要する作業でございまして、通常の業務に加えまして、その間に補正予算の調整ですとか、新年度の予算の調整が入ってきたりとかというようなことがありまして、どうしても3月の公表ということになっていることを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま課長から、10月が望ましいと、このようなお話あったんですが、青木村みたいなこういう小さい自治体の場合なんかは、実際に9月の定例議会に公表されるのが望ましいとは言われております。青木村において、今、課長から説明いただいたんですが、なかなか9月には難しいと。これも私も理解はしておりますが、できるだけ早めにとりかかるとか、この後の質問でこの関係についてもちょっとお聞きをしてみたいと思います。

議長。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 4点目ですが、この財務書類、これ行政における活用状況、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 財務書類の活用状況ということでございます。今のスケジュールでいきますと、例えば、次年度の予算編成の段階では、まだ前年度の財務書類は完成していないわけでございますけれども、それ以前からの書類によりまして、数値的な傾向といいますか、そういうものを知ることができますので、そういった面で、予算編成方針を定める上で参考とさせていただいているところでございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 今、課長から御回答いただいたんですが、実際に予算編成において、この財務書類を有効に使うと、そういうことが言われておりますので、この点もぜひお願いしたいと思います。

それと、事業評価における活用についてお聞きをしたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 財務書類の中では、なかなか個々の事業がどうであったかという部分を、その財務書類を見ただけで直ちに読み取るということは難しいかなというふうに思うわけですが、事業評価につきましては、今、予算編成に合わせて、別途ヒアリングシートを課ごとに作成して行っておりまして。全体として、その事業が財務書類の数値にどういうふうに影響しているかということを確認しているというような状況で評価に役立てているということでございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 5点目ですが、関連の質問になろうかと思いますが、平成26年3月に、関東財務局長野財政事務所から財務状況把握ヒアリングが青木村で行われました。平成26年度以降の動向についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 平成26年3月、関東財務局長野財政事務所からヒアリングございました。当時、たまたま私、財政の担当をしております、御質問のヒアリングを受けた記憶がございます。こちらは、財政融資の償還の確実性を確認するという観点から、平成17年度より毎年、幾つかの市町村を抽出で行っているヒアリングだというふうに認

識しております。決算統計のデータを用いまして、そこから様々な指標を割り出して、それらの指標を基に各市町村とヒアリングを行って、その結果の概要というものが交付されるとともに、財務健全化のアドバイス等もいただけるというものでございます。

当時、特段問題となるような指摘事項はなかったというふうに私も記憶してございますけれども、平成26年3月以降、同ヒアリングは本村には入っておりません。ここ数年は、辺地債等の財政融資資金を借りて行う事業もなく、実質公債費比率もヒアリング当時よりも良好な数値で推移しておりますので、その後の動向についても問題はないというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 当時の診断表を私、持っているんですが、債務償還能力、資金繰り状況の評価は両方とも留意すべき状況には全くないと、このようなヒアリング結果となっております。

6点目ですが、行政コスト計算書についてお聞きをします。

内容に関する明細で、補助金等の明細がございます。令和2年度、この財務書類では大幅に前年度より増加しております。要因等の御説明をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策で、例えば、1人10万円の特別定額給付金ですとか、臨時交付金を活用した各種支援事業等がございましたものですから、それにより、大きく増加しているという状況でございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 目的別行政コストというのがございます。これについて、高い順にお願いをしたいと思います。この目的別行政コスト、これは生活インフラ国土保全、2として教育、3として福祉、4として環境衛生、5として産業振興、6として消防、7として総務、8として議会等と、このようになっております。この中の高い順に上位3つぐらいでよろしいんですが、お願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 私どものほうでは、今の目的別、費目ごとに整理をしておりますけれども、令和2年度は、コロナ対策に係る経費がやっぱり決算統計上、総務費でカウントされているということがございますので、2年度については、目的別でいきますと総務費がトップでございます。その後、民生費、土木費、教育費、そのような順番となっ

ております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この行政コスト計算書の重要性、これは、かなり高いと私は判断しておりますので、今後ともこの関係はしっかりと勉強もしていきたいというふうに思っております。

はい。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 7点目ですが、長期延滞債権と未収金の明細についてでございます。

長期延滞債権は、令和2年度で1,863万4,000円、徴収不能引当金が176万7,000、未収金は783万円で、徴収不能引当が47万6,000円と、このようになってございますが、村民税とか、保育料とかもろもろあるんですが、傾向とそれから回収策についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 財務諸表に計上いたしております未収金につきましては、議員さんのおっしゃいますとおり、納付期限から1年を経過していない未回収債権、通常の決算書で申し上げますと現年度分の収入未済額に上がっている村税ですとか、保険料、保育料、住宅使用料、通信放送サービス使用料、水道下水道使用料等でございます。また、長期延滞債権は、納付期限から1年以上経過をしても回収されていない債権で、決算書でいうところの滞納繰越分の収入未済額に上がっている金額でございます。

傾向といたしましては、平成30度まではほぼ横ばい状態で推移しておりましたけれども、令和に入りまして、新型コロナウイルス等の影響もございまして、10%程度増加をきており、その後また横ばい状態が続いております。回収策につきましては、主には、年3回の全職員による滞納整理とあと県の建設事務所との併任徴収を随時行っている状況でございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 地方税滞納整理機構がございまして、こちらの現在の利用状況、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 地方税滞納整理機構の利用

状況につきましては、平成23年度に設立された広域連合でございますけれども、平成23年度から25年度までの3年間は利用をしてございましたが、その後、平成26年度以降は、現在まで利用はしてございません。現在、地方税滞納整理機構へは基本負担金の5万円のみ支出をしている状況でございます、財務書類では比例連結をしているという状況で、比例連結割合は0.028%でございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 8点目に入りますが、連結対象団体についてお聞きいたします。

この比例連結に株式会社道の駅あおきがございまして、連結割合は32.8%でございますが、決算状況についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、道の駅あおきにつきましては、村の出資割合が50%以下ということがございますので、その出資割合に応じて32.8%の比例連結ということで計算をさせていただいております。道の駅あおきにつきましては、令和2年度の決算におきましても3,300万円余の計上利益と1,080万円余の純利益を出しておりますので、村の財務書類と連結した際にも、プラスに働いているというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 指定管理料といたしまして、村から道の駅に1,500万円ほど計上されております。参考までに。比例連結の中に、先ほどの長野県地方税滞納整理機構、これが0.028%です。それから青木村及び上田市共有財産組合、こちらが39.09%の比例割合です。参考までに。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 最後になりますが、今後、この財務書類を住民の皆さんに対してどのように周知されていくのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 福沢諭吉は「学問のすゝめ」を書いたときに、お手伝いさんに書いた状況を聞いて筆を進めたというふうに聞いております。私も公文書を書くときに、どの辺をターゲットにしてということで、中学2年生の皆さんが分かる、理解してくれる、そんなような公文書を作ろうよということを目指しております。しかし、そういうような中で、こ

の御質問の財務書類は大変難しいわけでございます。理解がしにくいというか、説明しにくい。村の事業は、より多くの村民の皆さんに知っていただくということは、理解していただくことは大変大事でありまして、村の事業を理解してもらって、支援してもらって、意見を聞いて、そして私どもはそれをフィードバックしてということを進めてまいりたいと思っております。

今、財務書類の書類の周知については、ホームページ、あるいは役場に来ていただいて説明をさせていただいておりますけれども、なかなか難しいわけでございますけれども、今後は、より分かりやすい分析資料だとか、解説文などをつけて公表してまいりたいと思っております。

大変、役場の財政状況も厳しくなっております。そういう中で、創意と工夫をして、村民の皆さんの福祉の向上に努めている役場のこういった状況もぜひ知っていただくためにも、私どもはこれをしっかりやっていきたい、そんな努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この財務書類に対しまして、私ども議員に対しても全国的に、青木だけじゃなくて、全国的に議員の中で、この財務書類に対する意識が低いというか、議員が多いという指摘がなされておりました。私も前々からこの関係については、関心を非常に持っておりますので、まだまだ勉強不足がありますので、また、しっかりと勉強をしていきたいと思っております。

それで、要望といたしまして、この財務書類できる前に青木村財務諸表作成時に総括がされておりました。ちなみに、総括のところ、例えば、行政コスト計算書、これに対しては金額がまず出ております。それで、住民1人当たりの行政コストが幾らとか、このように出ております。この関係、私も新たなどころで見ているんですが、1人当たりの行政コストが幾らなのかなとか、ちょっと今現状、分からないところがあるんですが、ちょっとこれ大分昔ですが、平成23年度の資料なんです、1人当たりの行政コストが51万円と、このように出ておりました。今後、担当される方の人数ほかとか、もろもろおありだというふうに思いますが、この総括的なものも加えていただくと非常にありがたいと、このように感じております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 10番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（金井とも子君） 続いて、6番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤正登議員。

[6番 松澤正登君 登壇]

○6番（松澤正登君） 議席番号6番、松澤正登でございます。

通告に従いまして、私は大きな2点について質問をさせていただきます。

なお、一問一答方式でお願いいたします。

それでは、大きな1番といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症第7波により、新規感染者数が各地で急増しております。県内の医療機関でも病床数や外来患者の受入れを制限するなどの対応を余儀なくされています。世界では8月16日現在で、5億9,000万人を超えました。国内では8月18日の報告では、過去最多を更新して、25万5,000人、県内でも70市町村と県外在住の10歳未満から100歳以上の男女3,599人が感染したとの報道でありました。

青木村でも10人を超える日もありました。また、昨日9月7日までの青木村の感染者数の累計は239人出ております。新型コロナウイルス感染症長野県対策本部では、8月8日、7日時点で、確保病床使用率が54.8%で、医療負荷が増大しているとして全県で医療非常事態宣言を発出して、現在に至っております。感染者はその後増加の一途をたどっており、死者も増加しております。昨今、政府は社会経済活動の維持をすることを重点に、自宅療養期間の短縮を発表しています。しかし、アフターコロナを見据えたコロナ禍からの安全安心な生活の確保に見通しが見えない状況でございます。

そこで、まず質問させていただきます。こうした状況下で、村長はコロナ感染症の現状をどう捉えているか。今後はどんな取組をお考えなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） コロナ対策につきましては、議会の皆さんには大変大きな御支援をいただいておりますことを感謝を申し上げたいと思っております。

そういう中で、新型コロナウイルスの感染症から既に3年を経過しておりますけれども、

いまだにその終息の道筋は見ておりません。7月以降、オミクロン変異株BA.5による爆発的な感染拡大によりまして、ただいま御質問の冒頭にありましたように、県内の1日当たりの陽性者数は、過去最多を更新し、青木村でも連日のように新規陽性者が報告されて、非常に一時は危機感を持った時期もございました。そういう状況の中ではありますけれども、青木村の感染率につきましては5.6%と県内の8.3%、上田管内の7.9%と比べて低い状況でございまして、これは村民の皆さんのたゆまぬ努力の結果と敬意を表したいというふうに思っております。

今後につきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種について、国及び県の動向を見ながら、ワクチンの確保等、準備ができ次第、速やかに接種が実施できるよう、集団接種の準備に入るとともに、村で購入いたしました抗原検査キットを有効に活用した感染拡大の防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

従来もそうでしたけれども、今後もコロナ禍で痛手を受けている、あるいは村民の皆さんに、議会の皆さんの御協力をいただきながら公平に平等に、そして迅速に対応させていただきたいと思っております。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新しいワクチンについて、厚労省は8月8日、10月半ばにも接種を開始する方針を決め、発表いたしました。新型ワクチンの対象者は、少なくとも2回の接種を終えた全ての全住民対象を想定しています。新しいワクチンは、従来のワクチンに比べて、高い効果が期待されていると言われております。新しいワクチンは、今まで5歳から11歳へのワクチン接種が努力義務対象外となっていましたけれども、保護者の努力義務の適用ができるようになりました。村の考えは、また未就学児童への感染も増加しておりますけれども、未就学児童への対応等が考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは答弁いたします。

今後接種が予定されておりますオミクロン株対応型ワクチン接種につきましては、ただいま村長から答弁がありましたように、国・県の今後の動向等を確認しながら、ワクチンの確保等の準備ができ次第、早期に集団接種が開始できるように準備を進めてまいりたいという

ふうにご考えております。

また、5歳から11歳の接種につきまして、今後12歳以上と同様の予防接種法上の努力義務が課される予定ではございますが、ただし、この努力義務が課されたといたしましても、接種はあくまでも本人等の意思に基づくものであり、強制ではございません。接種を行うかどうかは、今後も引き続き本人、保護者等で御検討していただければというふうにご考えます。また、5歳未満の未就学児童への接種につきましては、現在のところワクチン接種の対象にはなっておりませんので、接種を行うことは今のところできない状態でございます。

以上です。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

いずれにしても、今、専門家は子供の場合、軽症者が多いけれども、熱が出やすい、また熱によるけいれん等の発生が多いと、こんなふうにご評価しているようでございます。しかし、ワクチン接種により感染症や重症化だけでなく、感染症に伴うリスクも低減されるのでワクチン接種を進めたいと、こんなふうにご指導をしております。親切丁寧な説明、指導により接種の増えることをお願いをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） それでは、3問目にいきたいと思います。

貧困には絶対的貧困と相対的貧困があると呼ばれております。新型コロナウイルスのパンデミックが始まった2020年に、全世界で貧困者は9,000万人と増えたと推定されております。絶対的貧困とは、1日たった1.9ドル未満で暮らさなければならない状況のことで、日本では1日250円だと言われております。しかし、日本の場合は1か月を約10万円以下で暮らさなければならない状況が相対的貧困と呼ばれております。

また、日本には、絶対的貧困の状況は全人口の15.4%とおおよそ6人に1人と言われております。当村でもここに該当する人たちが少なからずいらっしゃると思います。長引くコロナ禍、物価の上昇を鑑みて、今後生活困窮者に対する支援策や村民への支援策の取組のお考えがあるかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 新型コロナウイルス感染症によりまして、様々な困難に直面している方々を支援するために、昨年度1人当たり10万円の国の子育て世帯給付金によりまして、所得制限で対象にならない世帯につきましても村で独自に支援を行いました。また、今年度につきましても全村民の方を対象に、1人当たり5,000円、そして非課税世帯とひとり親家庭

につきまして、それぞれ5,000円を追加いたしました地域商品券の配付を村の独自事業として実施したところでございます。

また、良いタイミングで始まりました社会福祉協議会で実施しておりますフードバンク事業につきまして、多くの村民の皆さん、本当に多くの皆さんで御協力いただいたり、それから郵便局、コンビニ、金融機関、企業等の大変な御協力をいただきまして、生活困窮者の方に日常生活品等の配布を実施しているところでございます。村といたしましても、引き続き、この事業にも協力してまいります。

今後もし引き続き、コロナ禍により生活困窮者になられた方には、寄り添った必要な支援を国・県等の支援も最大限使いながら行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

いずれにしても、終息のめどが立たない、こんな感染症は、打ち出される感染予防に一人一人が徹することはもちろんでございますけれども、ワクチン接種を積極的に受診し、また、広報活動にも努めていただき、コロナに感染しないワクチン接種により、後遺症からの心配も理解できるところでございますけれども、感染しても軽症で済む、リスクを理解して1日も早い安全安心な村づくりを村民総動員で取り組んでまいりたいと思います。

はい、議長。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 次に、大きな2番目にいきます。

空き家、移住定住対策についてでございます。

2022年、第6次青木村長期振興計画前期基本計画には、青木村の特性や魅力を最大限に生かし、周辺自治体や関係機関とも連携、協力してU J Iターンがしやすくなるような支援の強化を図るとともに、移住定住につながる環境づくりや効果的な情報発信に努め、村の発展と目標人口の達成につなげるとございます。

そこで、まず1点目の質問といたしまして、空き家対策について質問させていただきます。

青木村は、空き家対策特別措置法の施行に伴い、平成27年から29年にわたって、空き家の実態調査が行われ、青木村空き家等対策計画が策定されました。当初の調査結果は、平成28年度調査で230棟、空き家率で13.1%とも報告されております。

その後、村内の空き家も有効活用し、定住促進にも地域の活性化や都市住民等の交流を図る目的で青木村空き家情報登録制度、空き家バンクが始まりました。現状を見ると、空き家の増加も顕著でありますけれども適正に管理されているとは思えない空き家が目につきます。

中には、住居の周りの木々は大きくなり、近隣の迷惑と思われる空き家もあります。そこで、質問をさせていただきます。現在の青木村の空き家状況をどう感じているかお聞きをしたいと思えます。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 平成29年度以降、空き家の実態調査は行っておりませんが、私の近所を見ても増えているように思えます。また、独居老人、高齢者夫婦世帯等、また増える要素もあると思えます。一方で、空き家情報登録制度、通称空き家バンクを活用されまして、空き家を購入される方も増えているように思えます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 次に、空き家バンク登録の現状を教えてくださいと思えます。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 空き家バンクによる空き家の登録件数ですが、令和3年度末現在の累計で95件の登録件数がありました。その空き家を購入された方は、これも令和3年度末の累計で72名の方が購入されております。

したがいまして、令和3年度末現在で23件の空き家の登録がございます。その情報を利用される登録者数は、令和3年末現在、累計で300名の方が登録されています。令和4年度4月以降も増えておりまして、8月末までに令和4年、新しく12戸の空き家の登録件数、またその情報を利用される方56名となっております。

以上でございます。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。はい、議長。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） では、質問を進めてまいります。

空き家バンクの登録申込み時、青木村空き家情報登録制度実施要綱に基づいて申込みを受け付けていると思えますけれども、土地、また建物について所有者の所有経過など注意を払っていることがあれば教えてくださいと思えます。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 空き家バンクの移住相談では、両方時間をかけてそれぞれの思いを伝え合うということを努めております。移住希望者の要件、あるいは条件を伺うと同時に、村では青木村の実態、あるいは気候、風土について説明し、より適切なマッチングを行うよう

努めております。

一昨年より、新たにベテランの相談員を増強いたしましてこれに対応しております。居住権の自由は憲法に、御案内のとおり、保障されておりますので、なかなか移住希望者をノーとは言にくい制度上のこともあります。移住相談の段階から、移住後、地元の方に迷惑をかけることのないよう配慮してまいりたいと思います。

インターネットで、コロナの時代の中に、そう時間をかけないで移住をする人が最近増えてきたなという感じがします。ですから、なかなか時間をかけて気候、風土に合った自分の思うところ、あるいはこちら側も十分説明し切れているのかという心配もありますけれども、そういう中にはありますけれども、都市部の皆さんには、こういった地方のコミュニティー、そういうのも含めて説明してまいりたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

それでは、進めてまいりたいと思います。

空き家情報登録申込みの際に、利用希望者との契約交渉の形態に直接型と間接型がありますが、すけれども、その辺の申込みの際の問題は起きていないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 空き家バンクの取扱いに当たりまして、所有者御本人で全てをこなされる直接型と、あとは空き家バンクのほうの中で村の商工会に加盟していただいている宅建業者に委託する間接型、2種類ございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

それでは、進めてまいりますが、契約交渉に当たっては、村は交渉の円滑化や契約上のトラブル防止とあって、今、お話がございましたけれども、専門業者の仲介を進めております。その後以降については、専門業者と所有者と利用希望者3者にお任せになっているのではないかと。専門業者は、村の業者とは限らず、村外の場合もあると思います。また、専門業者が入らず、本人の責任で利用希望者と同意している場合もありますけれども、問題は起きていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今まで空き家バンクを行ってくるに当たりまして、特に

大きな問題はありません。実際、入られて地域の方となじめないというような問題はありませんでしたが、この空き家バンクを使っての契約、交渉についての問題はないというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 次に進めてまいりたいと思います。

他の市町村にあつては、空き家改修補助金制度、または空き家片づけ補助金制度などがございます。そして適正な管理や有効活用を促進するなどの定住人口の増加、それから地域の活性化等をも図っているかと思いますが、青木村での空き家バンク登録制度、また空き家情報登録制度などの見直しの必要を考えているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員御指摘のとおり、空き家バンク制度とは別に特定空家等の問題も生じております。こちらにつきましては、空き家を活用するというよりも、解体してその更地をあと利活用するというような解体撤去工事費用に補助を出すようなそういった制度のほうも現在施策として考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

空き家につきましては、私もいろいろ村内を回るときに見ておりますけれども、なかなか一旦荒れてしまうと容易じゃないんだと、こんなふう感じております。

それでは、次に、移住定住についてお伺いをしたいと思います。

私の地域でも最近移住者が増えつつあり、地域の行事にも積極的に参加するなど、地域住民との融和を図り、地域の活性化にも役立っているところでございます。しかし一方、入居の予告はあったものの、地元地域でびっくりするほどの大胆な行動等の連絡があると、こういうケースが出ております。移住定住には幾つかのケースがありますが、U I Jはよく聞くところでございますけれども、ほかには、夫単、嫁単、それから2拠点移住、他拠点の移住、外国からの移住等があります。

そこで質問させていただきますけれども、青木村への移住の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問についてですが、議員御指摘のとおり、空き家バ

リンクを活用されての移住、あるいは若者定住促進の補助を使っただけの移住ということで、平成28年度からの累計で、152世帯314名の方が村の独自の統計で移住されてきております。うち県外からは61世帯117名の方にお越しいただいております。令和3年度につきましては、37世帯61名の移住がありました。その内訳は県外から18世帯27名でございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

そういった中で、なお一層、移住は今後増えると思いますけれども、次の質問といたしまして、効果的な情報発信をさせていただいていると思いますけれども、どんな手段を進めているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まず、第一にインターネットを介した空き家バンクの情報を提供しております。また、コロナ禍で自粛傾向がありましたけれども、県や上田地域と合同で移住相談会、東京、名古屋、大阪で開催されますが、そちらのほうに合同で相談会を設けております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

次に進めてまいりたいと思いますけれども、移住に際し、移住希望者は様々なケースが想定されます。例えば、反社会的集団、暴力団に関係の人なども考えられる中、移住希望者の希望経過など、十分に行われているのか、まずお聞きをしたいと思います。

また、移住希望者と誓約書を取り交わしているわけでありますが、誓約書の取り交わしに終わり、誓約書内容の十分な説明が欠けていないか。居住地域の意見も十分考慮して了解が必要ではないか。また、了解が得られない場合は、移住は認めないなどの考えはあるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村では、議員、御指摘、御心配のことがないように、支援員を配置しています。その中で、移住を希望される方には、様々な御事情をお持ちの方も実際ありますので、面接や電話連絡等でその情報を把握した中で、移住の相談も受けております。ときには、御本人のことを思いまして、こちらのほうも厳しい御対応をさせていただ

くこともございますが、移住、空き家バンクにつきましては、空き家の有効活用による交流人口の拡大と定住促進というのが大きな目的でありますので、そこを重々に支援員ともに情報を共有して対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。なお一層のそういったトラブルが起きないように努力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に進めてまいります。

村は、ライフスタイルに対応した相談体制の充実とか、集落支援員の配置をされて御苦労をされているところでございます。移住に際しては、受入れ地域に十分な配慮した業務が大事と考えます。支援員の増員、また各地域にも相談窓口を置くべきと考えておりますけれども、そういった考えはあるかお聞きをしたいと思ひます。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村では、集落支援員をこの移住施策の相談員として配置しております。その担当者は村内をよく知り、また県外に住み、働いていた経験を持っているベテランを配置しております。空き家を登録していただいた段階で、その家は当然ですが、空き家の周辺の環境もチェックしております。コロナの関係で移住希望者は誠に増えておりますが、反面、急ぐあまり居住地の勉強や環境調査が十分でない方も見受けられます。我々、また支援員は移住希望者に青木村や地元のコミュニティー、地元の決まりなどにつきましても時間をかけて丁寧な説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。

先ほどからお話があるように、こういった時代でございます。多くの方がまた日本人、また外国の方にかかわらず、移住されてくるんじゃないかなと、こんなふうを考えております。いずれにしても、今、村が掲げております日本一住みたい村づくりをキャッチフレーズといたしまして、明るい、また優しい、あったかいを目指す安心安全な村づくりを共々つくってまいりたいと、こんなふうと考えております。

ありがとうございました。以上で、私の質問を終わります。

○議長（金井とも子君） 6番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開は10時半からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（金井とも子君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤敏樹議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従い、大きく2点について質問させていただきます。

まず1点目、鳥獣被害についてであります。

これについては、今までも一般質問させていただいてきましたが、鳥獣被害は、農林業を基幹産業とする青木村にとって、決して無視できない問題であります。営農をされている方にとっても、営農活動に多大なる被害を及ぼします。

現代では、増加した野生動物による農作物被害、また、生態系に影響する鳥獣被害の深刻化の実態を踏まえ、国は2013年から全国の鹿316万頭、イノシシ96万頭、合わせて412万頭を10年間で個体数の望ましい水準とされる約190万頭にする、つまり、10年間で半分にするという計画を出しました。数値目標を出したわけですね。被害額は依然として高い水準にあり、営農意欲の減退ともなっております。数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしていると農林水産省のコメントも示しています。厳しい状況が続いております。

青木村では、鳥獣被害防止計画に基づいて実施隊を設置し、対応しております。そこで、青木村において鳥獣被害についての8つ質問をさせていただきます。

まず初めに、今年の捕獲鳥獣とその捕獲数についてであります。今年の捕獲鳥獣と捕獲頭数はどのようになっているのか。この頃の捕獲鳥獣や頭数をどのように見られているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

令和4年度の駆除実績につきまして、8月時点での数値になりますが、イノシシが14頭、鹿が228頭、ハクビシンが26頭、タヌキが44頭、アナグマが30頭、キツネが13頭の計355頭となっております。

猟友会の皆様の活動、御協力によりまして、一定の鳥獣駆除実績が上がっているものと認識しております。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

今年は昨年よりもたくさん捕獲しているという話をお聞きしました。

鳥獣が増えているということなのか、捕獲することが多くなってきたのかというところがありますが、2点目として、鳥獣被害額についてですが、長野県の鳥獣被害額は、令和2年度の野生鳥獣による農林業の被害額については、約7億4,000万とありました。ニホンジカによる農林業被害額が最も大きく、全体の29.4%を占めていると。次に多いのが、ちょっとこれは驚いたんですが、鳥類が22.4%で2番目に多いということでありました。

昨年は、長和町では341万8,000円の被害だったとお聞きしました。森林組合でも、被害額について出していないけれども、ヒノキやコナラなどの食害が毎年増えているように感じていると言われました。

そこで、青木村では、鳥獣被害についてはどのように把握されているかお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

村では、毎年野生鳥獣による農作物の被害状況調査というものを実施しておりまして、長野県も県下の77市町村から上がってきた数値を合計したものを、県のデータとして把握しているというふうに認識しております。

この調査については、国からいただいている鳥獣被害対策の獣害の防止柵等の設置状況等を見た中、また、JA等から情報をいただく中で、推計に基づいてこの増減数値を把握して報告しているという状況でございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） すみません、具体的にはどのくらいの額というのは、青木村では把握されているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 令和3年度の被害状況報告につきましては、約17ヘクタール、56万円の被害額ということで報告をさせていただいております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

先ほど、課長さんからありました防護柵について、ちょっとお聞きしたいと思います。

防除対策については、農業被害対策として防護柵、侵入防止柵の設置が推奨されていますし、村でも防護柵をつくっています。防護柵の設置では、農業被害を年々減少させる大きな成果を生み出していると思います。村内の防護柵の設置状況は、今どようになっているのか、また、これから未設置の場所については、村は今後どのように対応していくのかお聞きします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

防護柵の設置状況でございますが、現在、村内全域で約5万2,000メートル余の進入防止柵が設置されており、全体の9割以上の設置は完了しているものと認識をしておりますが、一部の未設置箇所がございます。各地区、地元において合意形成を図っていただき、村もその要望に応えられるよう、遅滞なく予算化、国・県への補助金を要望してまいっているところでございます。

未設置箇所に対しては、区長会等を通じて設置要望を上げていただくようお願いをしておりますが、区民の合意に至らないことから要望が上げられず、防護柵設置に係る労働の大変さがその理由の一つであるというふうにもお聞きをしております。

設置に当たりましては、区では設置場所の選定、地権者の方の設置の同意、防護柵の運搬までやっていただければ、村のほうで防護柵の設置指導の名目で雇用している方が実質的な防護柵の設置を行っておりますので、改めてその辺のところを丁寧に区長さんに説明することを通じて、設置要望を上げていただくよう伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君）　　お願いします。

次に、その設置に関してであります、隣接する市町村と連携してということではありますが、広域的に被害防止対策に取り組むことがより効果的だと考えます。

そこで、上田市や筑北村、松本市と連携して、広域での防護柵、青木村から向こうへ行ったらもう柵がないじゃなくて、そのような防護対策の連携は行われているのでしょうか。それとも、これからそのような計画はあるのかお聞きします。

○議長（金井とも子君）　　稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君）　　お答え申し上げます。

具体的に周辺の市町村との広域的な連携の取組はございませんが、令和3年度にある会議の中におきまして、当郷区では上田市境まで進入防止柵が設置されているが、上田市浦里地区が未設置のため、そちらからイノシシ、鹿等が進入し、当郷地区で被害が発生しているというような情報をいただきましたので、この点につきまして上田市のほうに確認をしましたところ、令和3年度に約500メートルの柵の設置をされ、本年度も設置予定というふうにお聞きをしております。

今後、近隣市町村とどのような広域連携ができるのかまた模索しながら、獣害防止に取り組んでまいりたいというふう考えております。

○議長（金井とも子君）　　塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君）　　続きまして、各個人で行っている防護であります、追い払いとか電気柵への補助についてであります。

各個人では、花火などを使っての追い払いは電気柵などの対応をされているかと思えます。青木村では、獣害予防施設への補助がありますが、附属資料にも載っていますけれども、あえてちょっとお聞きしますが、ここ数年でどのくらいの申請があったのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君）　　稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君）　　お答え申し上げます。

個人での花火使用の実績というものは、把握をしておりません。

電気柵の補助につきましては、個人向けの獣害対策として防護柵の設置補助、こちらは設置費用の30%で10万円上限の補助になりますが、こちらを実施しておりまして、令和2年度につきましては10件で20万3,770円の補助、令和3年度で9件、29万3,070円の補助、令和4年度につきましては、8月末時点で5件の申請があり、12万470円を補助することとし

ております。

また、令和2年度から村単の鳥獣被害大規模防護柵設置事業を創設し、令和2年度では2件に対して114万9,000円の補助、令和3年度では1件に対して13万円の補助を行っており、令和4年度では、これまでのところ申請はございません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） これからも多くの村民の皆さんに利用していただければと思います。

次に、鳥獣被害の対策についてであります。狩猟免許についてであります。

ここ数年で狩猟免許を取得された方の人数はどのくらいあるのか把握されているのでしょうか。その中で、農林家、村に住んでいる人たちの取得はあったのでしょうか。

基幹産業が農林畜産業の本村においては、より戦力的かつ組織的、一体的に取り組むことが求められている点を考えると、農林家への狩猟免許取得への働きかけと取得状況の調査、把握は欠かせないものだと考えます。狩猟免許試験予備講習会への参加を呼びかけるはもとより、自治体によっては、免許取得費用を補助しているケースもあります。本村でもそのような導入ができないかお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

狩猟免許の取得者の状況になりますが、まず、上小管内では、令和2年度では、わなが14名、第1種が9名、第2種が1名、計25名、うち青木村が、わなで1名。令和3年度では、わなが33名、第1種が19名、第2種がゼロ名、合計52名、うち4名が、わなを取得しているという状況でございます。

ちなみに、第1種とはライフル銃、散弾銃、空気銃を指しておりまして、第2種とは空気銃、わなとはくくりわなを指しているというものでございます。

使用者登録の状況になりますが、上小管内で令和2年が計362名、令和3年が計427名という状況になっておりまして、御質問の農林家の取得状況という御質問でございますが、狩猟者登録については、個々で地域振興局林務課に手続をしているため、村内の人数については把握をしてございません。上小地域の他市町村についても同様かと思っております。

猟友会については、村の林務担当で一括して申請しておりまして、青木村の猟友会員の登録につきましては、令和3年度は19名、それ以外に上田市のほうから3人の登録をいただいているという状況でございます。

取得補助をしている自治体もございますが、増加に直結する効果はなかなか出ないというようなお声も、他市町村のほうからは聞いております。これまで役場内にポスターを掲示したり、猟友会員の皆さんからもお声がけをいただくなどしており、引き続き取得に向けて広報紙掲載など周知、PRを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） すみません、地元の農林家さんが免許を取ることが大切なのかな、必要なのかなというふうに感じています。

長野県でも、昨年から旅行会社と一緒に狩猟ツアーというのがあって、東京や県外からのツアーの人たちと狩猟しながら、免許の取得についての活動を行ったり、ジビエのこととかやっているようでもあります。それで狩猟免許を取っていくといいますか、それに手伝いましょうということをやっているようでもあります。何か働きかけをして、地域の方が免許が取れるような方法を考えられるようにしていただければと思っています。

続きまして、鳥獣被害の新たな脅威となる猿の脅威についてであります。昨年、県内各地で猿が出没しました。この頃は聞いていませんけれども、全国を見ると、この猿被害によって人を傷つけ、捕まって猿が殺されたということがありました。

村として、今後、猿対策をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

今後の猿対策でございますが、以前に、議員さん御存じのとおり、猿数匹が村内に出没したことを受けまして、令和3年10月に開催をしました県環境保全研究所の後援会、また県主催の野生鳥獣被害対策研修会での研修会等を踏まえ、捕獲、条件整備、追い払いが基本になるものと考えております。

1つ目の捕獲に関しては、猟友会へ委託をしております。また、猿捕獲用のおり2基を購入し、猟友会へ貸与しており、猿の目撃情報等があった場合におりを設置していただくよう依頼をしております。

2つ目の条件整備でございますが、動物が来る前、来る理由をなくす取組としまして、コンポストの活用を含めた残渣や生ごみの適正な処理、果樹の実を全て収穫して取り残しをなくし、不要な果樹は伐採する、動物の隠れ場所をなくす取組として、耕作放棄地や茂みをつくらぬよう緩衝帯を確保する、電気柵等の設置でございます。

3つ目は、爆竹等を使用した追い払いでございます。これまで村で購入した爆竹を猟友会や森林組合、役場職員に配布をし、昨年、猿が出没をした際には使用しております。ロケット花火については、追い払いに一定の効果があるということはお聞きをして承知をしておりますが、当村は中山間地でもあり、林野火災の心配があることから、使用もしておらず推奨もしていない状況でございます。

ニホンザルの生態につきましては、調べたところ、同じメンバーで群れ、集団を形成、維持し、雑食で群れごとに移動しながら採食する集団で、1日の移動距離はゼロから数キロメートルと言われておりますので、その群れが本村に移動してきた際に、先ほど申し上げたような対策を事前に講じて、また、対策を取ることによって、餌場をつくらない、居心地の悪いエリアであると思わせることが肝要であると考えております。

このような対策について、広報等で周知しながら住民の皆様の御協力を得て、また猟友会等関係者の皆様と連携しながら、地道な活動を展開していくことが有効な対策であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 有害鳥獣についても、やはり同じだと思うんですね。ごみの処理、それから雑草や草木が生い茂り見通しの悪い場所をつくらない、動物に餌を与えない、それから農作物の取り残し等をしないというような、明るく見通しのいい環境、餌をつくらない環境というのを、やはりこれからも地域の方も一緒に考えてやっていくことが、猿や野生鳥獣の住みにくい場所をつくるという大切なことで、地域住民も気をつけていかなければいけない点だと自分も考えます。

続きまして、鳥獣については最後であります、その処理事業についてであります。

青木村では、鳥獣被害防止計画を基に実施隊を設置していますが、これらの処理事業をまとめた一貫した対策が必要と考えています。鳥獣被害の状況や食肉利用の大切さを学校教育のプログラムに取り込むべきだとも考えています。

北海道の取組として、ジビエの日を定め、鹿の日ということで、第4火曜日がジビエの日となって、そこでは学校給食で肉を、ジビエを提供するようにしているようであります。食物連鎖や食育、命の大切さを学ぶ機会となり、さらにはジビエ料理に親しむこともできます。そうすると、将来、ジビエの消費拡大になっていくと考えます。捕獲した鳥獣の利用活用にもつながっていきます。

前回の処理事業についての質問では、答弁の中に、周辺の自治体でも同様に鳥獣被害対策に苦慮されている認識を持っているので、共通認識を持った上でお互いに協議していくことが現実的であるというようにお答えになりました。早期に周辺自治体と連携して、捕獲から処理まで一貫した被害防止計画を立てていただき、鳥獣捕獲等の強化やジビエフル活用への取組、森の恵をいただく、命をいただくをぜひ考えていただきたいと思います、村のお考えをお聞きします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 北海道の取組のように、ジビエの日を定めまして、学校給食に提供することにより、食物連鎖、食育、命の大切さを学ぶ機会という御質問に、まずお答えしたいと思います。塩澤議員も御案内のとおり、まず学校では、青木の小学校では、6年生の理科で、動物の中に植物を食べたり他の生き物を食べたりするものがあることを学びます。中学3年生の理科では、食物連鎖について学び、生態系のバランスについて考えることになっております。ある種が増加する生態系のバランスが崩れることが、結局は元のバランスに戻るといった内容でございます。

2の命の大切さについてでございますが、道徳の学習において、小学校から中学校まで全学年において、命の大切さについて継続して学んでおります。

3の食育についてでございますが、子供たちの食生活が乱れている社会状況の中、文部科学省は栄養教諭制度の創設をし、村でも栄養教諭を採用し、食育の大切さ、そして給食指導を通じて子供たちに教えていくことによりまして、各学校では、折に触れて子供たちに継続をして、御質問の件については指導しているところでございます。

以上のことから、単にジビエによる指導だけが突出して有効というわけではないというふうに私は考えておまして、普通指導すべき事項につきましては、各学年それぞれの場で、何度も何度も繰り返しているところでございます。

もう一つ、課題としては、ジビエを給食に提供することについては、衛生面で確実な保証と、それから、食べ物であるから様々な考え方がありまして、保護者への丁寧な説明が必要なのかなというふうにも考えているところでございます。

次に、御質問の処理事業についてでございますが、鳥獣の生息地は流動的でありまして、市町村単位では対処仕切れない部分もあります。広域連合では、猟友会が中心となり、既に実施しているところでございますが、ジビエ振興の面からは、広域的な連携は財政的な負担軽減になります。第2次上田地域定住自立圏共生ビジョンの中で、有害鳥獣駆除対策として、

ジビエについて調査・研究を進めていくことになっておりますので、関係機関とも協力して進めてまいりたいと思っております。

なお、個体の処理に関しましては、野生動物がゆえに、特に安全性の配慮が必要でございます。1つ提案として、解体移動車をできないかということをおは県に提案をいたしまして、これを購入し、青木では道の駅あおきで解体の実演と試食をしたことがございます。捕獲から処理まで一貫したこういった被害防止計画、あるいは実施は大事だというふうに思いますが、課題もあることも御理解いただけたらと思います。

○2番（塩澤敏樹君） 何回も質問させていただきますが、村では、先ほど村長さんの――すみません。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 村では個体を埋設処理されているわけでありまして。埋設場所も、今の牧場前のところもいっぱいになってきて、3か所目のところが入っています。その前の埋設場所を埋め立てたり穴を掘った方に聞くと、とても臭くて臭いが体に染みついて、うちへ行っても自分の体がもう臭くて大変だったという話もされていまして。ただ命をあそこに捨ててしまうというのが、自分も気になっているところでありまして。

先ほど村長さんも言われましたように、ジビエの活用であります。法の整備だとか多大費用など、いろんな課題がたくさん山ほどありますが、命をいただく、命を無駄にしないということで、やはり実際に、教科書ではなく実際に子供たちにも食育だとかそういうもの、共生のことについて考える機会になるかと思っております。ぜひとも捕獲から処理まで一貫した被害防止計画を、近隣の自治体と広域で考えていただくことを再度お願いして、この件については終わりにしたいと思います。

続きまして、防災・減災についてお願いいたします。

初日の村長さんの御挨拶にありましたが、この夏も各地で大雨が相次ぎ、被害の様子が連日報道されました。特に東北や北陸では大きな被害が出ました。先月は、隣の新潟県でも大雨の被害が出ています。また、各地で地震のニュース速報なんかもテレビに出てきています。

災害は、いつどこで起こるか分からないです。ふだんから防災・減災について意識することが大切だと考えます。9月ですので、この話題はどうしてもと思ひまして、出しました。

そこで、このことについても村長さんからお話がありましたが、今年の防災訓練についてであります。今年の防災訓練は、8月28日日曜日に、新型コロナウイルス感染拡大を考慮した通信訓練でありました。通信訓練では、情報収集・伝達訓練でもあり、災害発生直後、住

民は不安の中で情報を求め、また、村も地域の情報を求めています。このような中で、不確かな情報やデマを混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を習得することが大切と考えます。

今回の訓練の目的と成果や課題についてお聞きします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 8月28日に予定いたしましたが、残念ながらコロナ禍の中、規模縮小しての訓練となりました。もともと計画していたのは、広域消防、それから川西消防署、それから県の防災ヘリコプター、それから国の機関、それから地震の起動車、地震の体験車、そういったようなことを村民参加の皆さんもいただきながら、訓練を計画、直前まで実施する予定でございました。今回できなかったんですが、部分については、この日ではなくて、できるものはしていくことも考えてみたいというふうに思っているところでございます。規模を縮小しての28日の訓練でございました。

目的、成果についてでございますが、各種の通信訓練を中心に実施いたしました。緊急速報メールの試験発信を実施し、有事の際の避難指示発令を発信する場合に円滑な運用ができるようにするため、訓練を行いました。限られた人数での訓練ではございましたけれども、一分一秒を争う中で、改めて情報の収集、そして伝達を迅速かつ的確に実施していくことの重要性を、関係者一同認識したところでございます。

また、当郷、そして沓掛地区では、区民の皆さんに参加をいただきまして避難訓練の実施をし、非常に有意義な訓練となったところでございます。

訓練のないところに自信はない、あるいは、少しでも訓練していると実際の際は違うというところでございまして、今後も区等の関係団体と共同して住民参加による有意義な訓練を行ってまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 自分の区でも、防災についての集会を行ったりしましたが、自分も沓掛のほうに参加させていただいて、あれしましたんですが、やはり村長さんの言われるように、訓練のないところに自信はないとお話のように、訓練に勝る備えはないと思っていますので、これからもお願いしたいと思います。

続きまして、青木村でこの3月、青木村避難行動要支援者名簿に関する条例ができました。その要支援者の名簿の提供がなされたとお聞きしましたが、名簿の提出先と提供に当たっての活用の仕方について、どのように説明されたのか、また、地区でどのように活用されてい

るのか、お分かりになったらお答えいただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 避難行動要支援者名簿につきましては、6月に各地区の区長さん宛てに提供させていただいております。今後ですけれども、民生委員、それから社会福祉協議会、それから地域支え合いの会、青木村消防団、それから川西消防署、それから上田警察署青木駐在所にも提供させていただく予定でございます。

活用の仕方につきましては、各地区での避難計画等を作成する際の資料でありますとか、また、日頃から地域の中での状況を把握して、有事の際に必要な支援について確認するための資料として活用していただくよう、お願いをしております。

各地区でどのように活用しているかにつきましては、各地区からの聞き取り等を行っているわけではございませんので、現状のところ把握はしてございませんが、災害発生時に効果的な利用が図られることで、要支援者に対する援護が適切に行われるよう、今後とも働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 分かりました。

有効に活用できるようにと思います。

そのために、次の質問であります、やはり提供を受けた地区では、個別の支援計画を立てることが大切だと考えます。それによって、地区の中で要支援者の方がいることを認識し、ふだんからの見守りもとても大切でありますので、それもできる。要支援者の方を地域で理解し、その人に合った支援の仕方を考えていくためにも、個別の支援計画を立てることが必要と思います。立てるようにもう指示が出ているかと思えます。作成の予定はあるのでしょうか。

また、前回もお聞きしましたが、社会福祉協議会の支え合いマップとの連携はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（金井とも子君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 個別の支援計画作成の必要性につきましては、理解をしているところでございます。

しかしながら、個別の支援計画となりますと、要支援者の必要とする支援の内容は一人一

人異なるため、議員おっしゃるとおり、その人に合った支援の仕方を考えていく、また、短期間で状況等が変わっていく場合もございますために、個別に聞き取り等を行っていくことが必要になると思われまます。

こういった作業は非常に時間を要することが想定されますことから、村、それから区、自治会はもちろんですけれども、社会福祉協議会、それから地域支え合いの会、それから民生委員会等が連携して進めていくことが重要になると思っております。

社協の支え合いマップにつきましてですけれども、現在、中挾区のみが作成済みと承知をしております。既につくっていただいたその防災マップを活用して、支援の必要な方の家を支援のレベルごとに赤、黄色、緑のシールを貼るなどして、要支援者の状況把握というものが一目で容易に分かるものでありまして、避難支援の体制づくりにも役立つものと思われまますので、ほかの地区につきましても、中挾区のその様子を伺いながら、村、それから社協と一体となって支え合いマップのマップづくりを推し進めていき、個別の支援計画の作成につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

今ほど、隣のうちだとか地区でも、どなたが住んでいるのか分からないとか、どういう方が分からないというような状態であります。本当に個々によって状況が違うといたしますか、ましてや出産、妊婦になられた方も要支援者になる、けがをされて骨折されている方もそうだと思います。そのときによって状況が違うと思うので、そういうことが把握できるようなシステム、それが地域のコミュニティーだと思います。そういう支えづくりをしていく必要があるというふうに考えています。

続きまして、お願いします。

避難時の要支援者の避難訓練であります。

ぜひとも避難訓練の中に、名簿の活用も含め、避難方法を実際に確認するためにも、個別の支援計画を基に、要支援者の安否確認の仕方や避難訓練が必要と考えます。避難先は福祉避難所になるのかと思いますが、福祉避難所の確認も含め、要支援者の方の避難行動訓練を行う予定はあるのでしょうか。

先ほど言いました、訓練に勝る備えはないと思います。どういう障害を持たれているのか、どういうお困りがあるのかということが、やってみないと分からないと思いますので、ぜひ

とも避難訓練をいつか計画していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 要支援者の避難訓練につきましては、議員さんおっしゃるとおり、個別の支援計画を基に、避難支援を実施する方ですとか避難場所、それから避難経路等を確認していただくことは、とても重要かと思います。

地域支え合いマップや個別の支援計画が作成できたところから、順次行っていただくような形でお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひいたします。

次に、最後であります、村や各地区の避難場所、避難所設置についてお聞きします。

各地区で避難所の設置は、各地区の公民館であります。広域の避難所は、学校や村の施設になります。広域の避難所は、村の職員が設置・運営に関わるのかと思いますが、運営責任者として予定していた職員の配置が困難な場合は、例えば学校では、施設管理者である学校長が運営の責任者を担うことになるかと思ひます。

各公民館の避難所の設置・運営は、自主防災組織等の地区住民の自主運営が原則であります。区の役員さんが行うことになります。学校の職員も毎年交代してしまいますし、地区の役員さんも毎年交代していってしまいます。避難所設置の開設・運営・閉設の具体的なマニュアルをつくっていただくのがいいのかなと考えています。

それに、住民、つまり避難者主体による円滑な避難所運営が図られるように、毎年設置管理者や地区の役員さんで確認できるようにしてほしいと考へます。つまり、避難所づくりのシミュレーションをすることで、いろいろ分かってくるものがたくさんあると思ひます。ぜひとも具体的なマニュアルづくりとシミュレーションを行う講習会というか、そういうものを行ってほしいと考へます。

また、その避難所設置のマニュアル作成には、女性や障害者などの多様な考へ方の意見を取り入れて計画づくりをお願いしたいと思ひますが、村のお考へをお聞きします。

○議長（金井とも子君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 公民館等の避難所の設置・運営につきましては、各地区の区長さんはじめ、地区の役員さんの皆さんにお願いをしているところでございます。

避難所設置マニュアルにつきましては、現在、青木村地域防災力向上行動計画の共助編のダイジェスト版を、各区長さんに4月の区長会の際にお渡しをさせていただき、その中に、避難所運営のチェックリストというものがございますので、そちらがマニュアルに代わり得るものとなっておりますので、当面の間はそのチェックリストを活用をしていただきたいと思います。

なお、ダイジェスト版には、チェックリスト以外にも、主な備蓄品ですとか停電時の通信手段の確保についてですとか等も掲載をされていますので、ぜひそちらを公民館等の避難所に備え付けておいていただいて、有事の際には誰もがすぐに確認できるように徹底を図っていただきたいと思います。

また、公助のみならず、共助、自助の考えの下に行動ができるようにしていただきたいと思いますというふうに感じております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、御質問の中にもありましたように、地区の役員さんが毎年交代してしまうということが、今回の防災訓練でもその課題は浮かび上がりました。私は、このところを何とか継続してできるような体制をつくっていくことが、一つ大きな課題だというふうに思っております。

地域支え合い事業を実施したときに、老人会があるから、当時の名前ですけれども、老人会があるからいいじゃないかとか、区の組織があるからいいじゃないかという話がありましたけれども、こちらの村の言葉で言えば、1年のほっぺた回りではなかなか事業は継続しないよということで、中挾では特に第1号として地域支え合い事業をしていただきまして、大変活躍していることに感謝を申し上げますけれども、特にこの防災の、やはり1年ぽっきりで替わっていってしまう。今回も、防災の緊急電話があるんですが、その設置を分からない区があったり、これは何とかしなきゃいけないなということで、これを何か継続する方法について、また議会の皆さんと相談し、区長とか消防団とか、そんなことを考えていきたいというふうに、今、思っております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

先ほどの避難所についてであります。そのマニュアルがチェックリストになっていて、チェックしていくようになっているんですが、また、感染症に関してのことについても書い

であるかと思います。

それだけではどうしても、その地域によっても、チェックすればいいだけじゃなくて、具体的に受付をどこにつくったらいいかとか、こういう人が来たらこうしようとかという具体的なものがもう少しあったほうが、犬を連れてきたらどうだとか、妊婦の方が来たらこういうところがいいんですよとか、例えばそういう具体的なものも必要なのかなという気が一つしています。

同時に、実際にその避難所のシミュレーションをする、行ってみるということが大切なかな。だから、それで一回やっておくと、人が替わっても、知っている人が増えていけばまたいいのかなという気もしますので、またぜひともそこら辺を考えていただき、避難所づくりのシミュレーションができる具体的なマニュアルができるということを期待したいと思います。

つまり、今まで災害では、住民の方の危機意識が低くて、災害への事前の意識が不足していることがうんと指摘されています、ずっと。村には地域防災向上行動計画がありますので、これを基に、ふだんから住民の皆さんに防災・減災について意識を持っていただけるように、これからも村として取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 2番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（金井とも子君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井弘議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、村道の維持管理並びに安全策について質問をいたします。

7月末、当郷区の幹線道路である村道当郷室賀線と大庭線とが交わる丁字路周辺の安全対策が強化されました。具体的には、「スピード落とせ」や「左右確認」の警戒標識、看板の設置、車道外側線や中央線の白線の塗り直し、幅員を狭く見せるための破線やカーブ手前の

減速を促すV字、速度注意の路面表示の敷設をしていただきました。4月の小学生の集団登校時、あわや人身事故になる事案が発生したことによります。小学生が当郷室賀線を1列になって横断していた際、見通しの悪い下り坂カーブから進行した車が小学生の列に突っ込む寸前だったという事案であります。村に小学校から報告があり、区からも緊急要望を行い、迅速に安全対策がなされたものと承知しております。関係機関の速やかな対応に感謝をいたします。

質問です。

毎年4月に小学校で実施されております集団登校の目的、実施期間並びにルート選定がどのように行われているのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、毎年4月に年度当初としての通学指導の確認の意味と、新1年生に安全に通学できるようになってほしいという意味から、集団登校を行っております。地区の役員さん方に対応を依頼し、集合時刻や集合場所、歩行ルートの選定や指導を行っていただいております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今回、事故が起きそうになった場所については、以前より保護者から危険箇所として認知されており、日常の通学ではこの場所を避け、多少遠回りになるものの、別のルートを使って通学している児童もおります。

ルート選定の際、学校側では、この場所を危険箇所と認識されていたのでしょうか。また、そうであるならば、どのような安全指導がされていたのかお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 5年前に行われた小・中学校合同下校時の子供たちが自ら行った安全点検では、丁字路について危険であるという指摘がなされ、歩行する子供たちには気をつける必要があるという認識がされておりました。次の年の点検でも同様であります。今年の通学路検討会では、新たに標識の設置や白線引きなどを行うと報告がされました。

指摘の事案は、今、お話しされたように、スピードを出してくる車が直前で停止をして危険を感じたという事案であると認識しております。

一方で、村当局の白線引きや標識の設置、当郷区区长によるスピード制限についての呼びかけなど、多方面からの素早い対応については、本当に感謝しておるところであります。

学校では、見通しの悪い交差点や細い道、交通量の多い国道での歩行については、折に触

れて指導しておりまして、地区の危険箇所については、まさに毎年、集団下校時に指導を重ねて対応しております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 集団登校の目的について、先ほど御答弁いただきましたけれども、本来の通学ルートでないコースが集団登校のルートになっていることが多々ございます。日常的な通学路は国道なのに、集団登校のルートは旧道です。集団登校の目的が半減されてしまっているのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 通学路は、各家庭が申告して決めているものであります。一方で、集団登校のルートは、その地区の子供たちや保護者の皆さんが決めているものであります。

数名の子供が集まることから、各自が決めた通学路と一部では異なっているということは予想できるところでありますが、もしルートに課題があるとすると、それはその班で相談をして改善をしてもらえばよいことだと考えております。

ただ、今回の当郷の事案では、丁字路の横断が危険ではないかということで、学校からも班の通学路については検討を呼びかけることにしております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） いろいろ手を打っていただいているということは理解をいたしました。が、集団登校とふだんの通学路が異なっている点については、今後、また御検討いただきたいなど、目的と合わせる形で実施方法も検討いただきたいというふうに要望しておきます。

次に、村道の維持管理をどのように行っているのかお聞きをいたします。

最初に、維持管理の基本方針をお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答えを申し上げます。

限られた村の予算の中におきまして、各地区から寄せられた要望書を基に、毎年区の役員さんと一緒に現場踏査をした上で、通行量や緊急度など優先度が高い場所から、また12地区のバランスも見ながら実施をしております。

また、それ以外にも区長さんや、先ほどありましたとおり学校、教育委員会側から緊急要望があった場合には、都度、別途対応させていただいているような状況でございます。

また、軽微な道路の維持補修等につきましては、損傷の程度にもよりますが、業者への委託、また、村道補修用のアスファルトの常温合材を常備しておりまして、職員で補修可能な

場合には自営で補修をしておりますし、また、区長さんから申出をいただいた場合には、地区に常温合材をお渡しをして、補修をしていただいていることもあるというような状況でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 道路の表面にひび割れができて、地下水がにじみ出て、冬場は凍結し危険になっている。大雨の際、村道に流れ出た雨水とともに土砂が敷地に入り込むなど、対策を求める区からの要望を何年も、場合によっては10年以上も出し続けているのに、一向に改善されない箇所が幾つもあります。

予算が限られている中、ただいま御答弁ありましたように、緊急性、危険性の高いものからという基本方針は理解をすることはありますが、取り残された箇所はいつまでもそのままになってしまいます。中長期的な見通しに立った整備はできないのでしょうか。

あわせて、路面標示の更新についてもお尋ねをいたします。

今回、当郷室賀線の安全強化のために、新たに路面標示をしていただきましたことは、大変感謝するところではありますが、同時に、路面標示について見直す機会ともなりました。今回敷設いただいた路面標示は、どれくらいもつのか、いつまで鮮やかな状態にいるだろうか、経年劣化で薄くなってきた後はどうなるのか、不安になりました。

村内の村道を見て回りましたが、路面標示が鮮明に残っているところは多くありませんでした。道路補修が行われたとき、または安全対策を求める要望が出された折に塗り直しをするだけの対応になっているのではないかと思います。こちらも予算が限られた中というところは理解するところではありますが、中長期的な計画の下、順次更新することが必要と思います。先ほどの点と併せてお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず、路面標示の関係でございます。

路面標示につきましては、停止線、それから横断歩道など、交通規制を伴うもの、それから、車道の幅を示す外側線や「注意」等の文字やマークなどの交通規制を伴わないもの、大きく2つございます。

交通規制を伴う路面標示は、警察署を通じて公安委員会で設置や引き直しを行っており、交通規制を伴わない路面標示につきましては、道路管理者である村のほうが対応しているという状況でございます。

そんな中、村道の維持管理、改良、補修等につきましては、先ほど来から申し上げておりますとおり、予算の限りがある中で、区からの要望等に基づいて、緊急度、優先度の高い箇所を選定し、施工しているというような状況でございます。

今、議員さんから御指摘があったとおり、要望があってもなかなか10年近くできていないというような御指摘がございましたが、区の役員さんが毎年替わる中で、もしそれが区の中で緊急度、優先度が高いものであるということであれば、区長さんを通じて村のほうにそういった申出をいただければ、そちらのほうを優先的に検討させていただいて対応していきたいというふうに考えております。

路面標示は、箇所数も延長も多大でありまして、また、通行量の道路状況がそれぞれ異なることから、劣化の度合い、設置してから何年もつのかということにも大小様々異なりますので、全施設の引き直し計画というものを、個別施設計画というようなものを立てて一様な基準で策定するということは、現実的には困難であるというふうに認識をしておりますし、村道の維持管理についても同様の考えでございます。

そのため、繰り返しになりますが、施工箇所の選定については、地区の要望や小・中学校の合同点検等の結果に基づき、要対策箇所などを優先的に行っているということで御理解をいただきたいと思っております。

また、上田交通安全協会の青木部会では、役員さんを中心として毎年白線の引き直し作業を行っていただいております。引き直しはペンキで行い、主に薄くなった村道の停止線等をメインに行っていただいているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村道において、カーブ手前のV字型の減速表示が敷設されている場所は、今回新設いただいた場所を除いて5か所確認できました。そのいずれもがほとんど消えかかっています。白ペンキが全てはがれ落ち、かろうじて敷設跡が確認できるような場所もありました。「速度注意」などの文字が敷設されている場所は2か所、やはりほとんど見えなくなっています。中でも細谷区の「カーブ注意」の文字は、車を降りて目をこらして、やっと何が書いてあるか判読できるほどでした。

一旦停止場所の路面に「止まれ」の文字が敷設されている場所20か所以上、赤色のカラー舗装した場所は比較的鮮明に残っていますが、「止まれ」の白文字のみの場所は剥離が進んでいます。村道に敷設された横断歩道は3か所、保育園前と総合体育館前の横断歩道は鮮明

ですが、細谷区公民館脇の横断歩道は、手前に敷設されたダイヤモンドマークとともに、ところどころ見えなくなるほど消えかかっています。ほかに2か所、横断歩道としての標識もない、幅の狭い、自主設置の簡易横断歩道かなと思えるような場所もございました。

また、中央線や車道外側線などの白線、ゼブラゾーンもほとんどの場所が消失しかけています。中学生が自転車通学路にしている旧道、東山道の車道外側線も、目をこらさなければ見えません。路側帯は覆いかぶさる草に隠れ、通行できる状態にありません。当郷グラウンドの駐車場の区分け線も、恐らく建設当時から一度も更新されていないように見えます。

以上申し述べた場所の路面標示の多くは、危険箇所との判断から敷設されたものと思います。路面標示の経年劣化とともに危険性も滅却しているのでしょうか。そうではないはずで、道路改良などによって危険性が解消されない限り、事故防止のための措置は継続性を持って取り組むことが必要ではないでしょうか。住民からの要望を待つまでもなく、継続的に安全対策が行われるよう予算措置すべきと思います。再考いただくよう要望しておきます。

続いて、村道大庭線の安全対策についてお伺いをします。

この件については、3月議会でも取り上げたところですが、竹内製作所周辺の道路工事が進んできていることから、改めてお聞きをいたします。

竹内製作所への進入路となる村道当郷北3号線並びに6号線については歩道が設置されるということですが、大庭線については設置される予定がありません。大庭線については、どのような安全対策を施す予定かお示してください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

まず、今後発生する工事中の安全対策についてでございます。

村道大庭線につきましては、今年度、村が発注する水路改良工事の現場となります。ボックスカルバートを敷設するため、掘削等を行いますので、工事期間中、車両は前面通行止めとさせていただく予定でございます。常時誘導員を配置する計画はございませんが、国道横断部など片側交互通行になる区間の工事については、誘導員を配置する予定でございます。

その他、今後の現場の状況によって誘導員等が必要になった場合には、配置計画等見直す必要も考えております。

また、村道上でクレーン車両を用いて敷設する予定のため、作業期間は歩行者も一時村道を通行することが不可能になることが見込まれております。そのため、隣接する竹内製作所の駐車場用地に仮設の歩道を設置し、歩行者の通行スペースを確保するなどの調整を図って

いきたいというふうに考えております。

続きまして、工事後の安全対策についてでございます。

竹内製作所の社員の皆様等の関係車両については、青木工場稼働後も大庭線を通行しないよう依頼をしていく予定でございます。同様に、村松東地区の周辺企業についてもお願いをしていきたいというふうに考えておりますが、前回も御答弁したとおり、公衆用道路であるという性格上、強制力までは持たせられませんが、各企業様には、地元と調和した企業づくりを目指していただくためにも、企業努力によって自主規制を図っていただきたいというふうに考えております。

歩道の関係ですが、ボックスカルバート敷設後の土地、カルバートの上には、現時点では掘削土による埋め戻しをするまでの計画でございます。今後の利活用については、現時点では未定となっております。将来的には、車道を拡幅するべきか、歩行者等の空間を確保するべきか、あるいは緑化ゾーンにするべきかなどを検討していく必要がありまして、今後の周辺の土地利用の計画なども考慮しながら、全体を見て総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 将来的な部分については、またお考えいただくということで結構かと思いますが、工事終了後の時点で、2点お聞きをいたします。

1点目、速度制限をかける予定はありますか。

2点目、車道外側線の外側の路側帯の幅員はどれくらいになるのでしょうか。また、この部分の安全対策として、カラー舗装をする、あるいは外側線上に道路びょうを打つなどの予定はありますか。お答えください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

まず1点目の速度制限をかける予定はあるかという御質問でございます。

御存じのとおり速度制限については、警察署を通じて公安委員会の決定により決められるものでございます。その場合、速度規制を行うためには、区間の延長や集落の状況、歩道の有無などの周辺状況により判断されるということですが、ケース・バイ・ケースのため、当該箇所では速度制限を行うことが適切な箇所かは、現時点では判断ができないということで、警察署と相談した結果、そんなお話をいただいております。

一般的には、歩道のないような幅員が狭い村道であれば、速度規制を行うのではなく、交通安全対策を行うことが適切ではないかというふうに考えております。ただ、自主規制のお願いの標識というものは規制標識ではないため、ここは、例えば時速40キロ以下で通行してくださいというような自主規制のお願いの看板等をつけることはできるかというふうに考えております。

以上のことから、当面、この区間について速度制限を行うことは、予定はしておりません。村内の交通状況を鑑みて、他の村道とも比較し、大庭線が特に交通危険箇所であると判断される場合には、警察署等関係機関と協議の上、適切な対策を行っていかねばならないものと考えております。

続きまして、2つ目の車道外側線の外側の路側帯の幅員等に関係した御質問でございます。

現況の大庭線は、ほぼ全線的に平均では側線、外側の線ですね。この15センチ幅を含めて、おおむね50センチずつの幅が確保されているというふうに承知をしております。他の村道と比較しても、特別ここの幅員が狭いわけではないというふうに認識をしております。

将来的にこの水路上、先ほどありましたボックスカルバートの上ですね、舗装を打って道路化をすると仮にした場合には、車道の幅員を広げるべきか、カラー舗装等、グリーンベルト等をして歩行者との空間を確保するべきかについては、先ほども申し上げましたとおり、将来的な周辺の土地利用状況、あるいは地元の皆様の御意見も聞きながら進めていく必要があります。全体的な動線を考慮しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 将来的なということですが、将来に至るまでの間、通行が可能になった時点では、交通安全上、カラー舗装等はどうしても必要かなと思うんですが、その点はすぐにはやっただけないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

今、工事自体を発注しておりますが、途中、施工協議等、最終的な道路の線形、水路形が確定しているわけではございませんので、それが確定するのを併せて、歩行者の安全確保策がどういったものが取れるのかということを検討して、必要な対応は取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 路肩カラー舗装の効果検証についてと題する兵庫県姫路土木事務所の検証データを見つけました。そのまとめの一部を読み上げます。

路肩カラー舗装は、歩行者等の有無、歩行者がいるかいないかにより効果には差が見られ、歩行者等がない場合、カラー舗装後は車両の走行位置が中央側にシフトし、速度も減少傾向にあった。カラー舗装を認識したことが走行に影響したためだと考えられる。事故は、運転者の意識が歩行者等に対して低いとき、つまり、今回の報告で言えば、歩行者等がない状態に近いと考えられる。それゆえ、歩行者等がない場合に確認されたカラー舗装の効果、走行速度の低下や走行位置の変化が、事故減少や重大事故の軽減に寄与していると考えられると結論づけています。

大庭線は、当郷区の多くの子供たちのメインの通学路になっています。改修工事の終了、開通の際には十分な安全対策が施されていることを念願し、1点目の質問を終わります。

2点目、空き家並びに危険家屋の対応処理について質問をいたします。

青木村空家等対策計画が策定されたのは、2018年3月、今から3年半前のことです。このときの青木村の空き家件数は230戸でした。以前からも空き家バンク登録制度などが発足し、空き家活用に積極的に取り組んでいただいているところですが、空き家対策の基本方針並びに3年間の推移、活用状況について御説明いただけるでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました空き家対策の基本方針でございます。2つあります。まず1つは、利活用による空き家の抑制、2つ目は、所有者による適正管理、以上になります。

実情ですけれども、令和元年、空き家バンクによる空き家の登録件数ということで、令和元年16件、令和2年14件、令和3年12件となり、全体で令和3年末の現在累計で95件の登録件数があります。その空き家を購入された方は、令和元年13件、令和2年11件、令和3年15件と動きまして、令和3年末現在の累計で72名の方が購入されています。令和3年末現在の空き家バンクの登録件数は23件となっております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの数字は、先ほどの松澤議員の質問への御答弁とも重複する

部分があったかと思います。重ねての質問になったことをおわび申し上げたいと思います。

基本方針が2つあるというお話、承りました。

さて、青木村空家等対策計画では、ただいま御答弁いただいたように、適正管理、そして利活用の2つの観点並びに6つの方策が打ち出されていまして。2つの観点のうちの利活用に関しては、空き家バンク制度などの具体的取組が始められて、効果が上がっているというふうに考えますが、適正管理についてはどうなのでしょう。

特定空家候補とされていた16戸の処理は、どのように行われてきたのでしょうか。

青木村空家等対策計画に示されていた具体的な方策は、老朽危険空き家の除却支援補助制度の創設、空家等対策推進特別措置法に基づく行政代執行、そのための条例制定でした。掲げた方策が現在どのような形で具現化されているのか御説明ください。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まず、空き家対策の関係で、制度については、実際、立ててございません。また、条例に関しても立ててございません。

特定空き家16戸のその後ですけれども、6件は御自分で自主的に除去されております。残りの4件は屋根が落ちた状態、さらにそれ以外の6件はそのままの状態ということでございます。ですから、16件のうち6件は除去されましたけれども、残りの10件はそのままの状態であるということでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本村が、先ほど来申し上げている青木村空家等対策計画を発表したのは2018年。上田市では、その同じ年の6月に空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付要綱が制定されています。また、東御市では、同じ年3月に空き家片付け事業補助金交付要綱、さらに本年3月には、空き家の除却に係る土地の固定資産税等の減免に関する要綱が制定されています。

この2市に先駆け、長和町では2012年12月に空家等の適正管理に関する条例、そして2016年11月には空き家改修費等補助金交付要綱が制定されています。

先ほどの御答弁では、制度について、あるいは条例について、今、現存していないというお答えでしたが、青木村でも早急に支援補助制度並びに空家等対策推進特別措置法に基づく条例制定を進める必要があるのではないのでしょうか。制定の見通しをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 空き家を放置されると、その危険、あるいは景観、御近所迷惑ということは予想されるところでございます。村では、条例によらず、所有者、相続人を特定する中で、立入調査、現地調査等を進めてきておるところです。また、併せて、地元、地域、近隣の方々の情報も把握しているところではございます。

なぜ空き家がそのままになっているか、あるいは特定空家のままなのかというところは、議員御指摘のとおり、相当数解体除去にお金がかかるからということがあると思います。そのあたりを考慮しまして、空き家に対する改修の補助金、そちらのほうを今後強く検討してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 最初に御答弁いただいた条例制定については、条例によらずという御答弁でしたが、先ほど申し上げました対策計画の中では、掲げているわけですよね、条例制定というふうには。では、この方針は変更したということですか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御指摘のとおり、計画の中では、青木村空家等の適正管理に関する条例案を制定しますということをおうたってございます。これは、このまま引き続き制定する方向ではおりますけれども、現段階では条例によらず対応させていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解しました。

今後、条例化に向けては、動きをつくっていくというふうに理解をしておきたいと思えます。また、助成制度についても、制定に向けて考えていかれるということでした。いつ頃までをめぐりに、これは制定できるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 一応、この計画自体が5年間ということで、今年度末の計画になっております。またそのあたりも踏まえまして検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ちょっと厳しい言い方といたしますか、いつまでということをお聞きよ

うな質問になっていますけれども、やっぱり目的を持って制定していくというためには、期限を区切ってやっていくということが大事なことかなと。先ほど申し上げましたように、近隣3市町では、既にそうしたものが出来上がっているわけですから、青木村も早急にやるべきかと思っておりますので、そのことをお願いしておきたいと思っております。

さて、特定空家候補、あるいは活用不可・難と判定された空き家のうち、所有者と連絡が取れなくなっている物件、また、所有者と連絡が取れていても、遠隔地に在住し、管理が行き届かず放置されている物件もかなりあるのではないかと考えられます。

こうした空き家並びにその周辺の土地の管理については、何か方策が取られているのでしょうか。草が繁茂したり、木が伸び、つるが絡まったりして、立ち入るのもためられるような場所がまま見受けられます。御近所の善意に頼るには限界があります。お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まさに議員御指摘のとおり、御近所、その所在する地域に頼っているところが多々ございます。そのあたりも踏まえまして、現状等把握する中で、所有者、相続人の方と連絡を取って対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 空き家を除去するための支援に限らずに、現存する空き家を管理するための支援制度も創設していただきたいというふうに思います。

現にボランティアで協力してくださっている方もたくさんいるかと思いますが、そうした方には、緊急避難的にでも補助金を出すとか、必要物品、除草剤であるとか、そういったようなものを考えていただきたいと思っておりますけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御指摘の点につきましても、十分現状を把握する中で検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 空き家は、大変長い時間かけて私ども、悩んでいる事項でございます。幸いにして、空き家バンクを活用して、冒頭を通じて申し上げましたように、大分、コロナが追い風といったら失礼になりますけれども、数字が上がってきておりますので、それは、

一方、よかったなというふうに思っております。

それで、今、坂井議員から言われた所有者不在の土地、あるいは家、あるいはその周辺のことに関して、村民の税金を使ってやるのが本当にいいのかなというのが、悩むんですよ。本当に大きな家だったり。それよりも早く活用してくれとか、処分してくれとか、そういうことや、あるいは、自治体によっては何か代執行をして、壊すのも代執行、それから管理するのも代執行でやっているというような例も見受けられます。

除草剤を提供するとか、草刈りを行政で青木村がサービスするとか、ちょっと本当に村民の皆さんが納得してくれるのかなというのが悩みです。ただ、それがあることによって周りが非常に迷惑をしているとか、動物の巣になるとか、犯罪がどうだということは、よくよく分かるところでございますが、私ども、先ほど御質問いただきましたような条例だとか補助金を出す、そういうようなことを周辺市町はやっているしということで、この3月といいましょうか、今年度の当初予算のときも議論を何回もしました。

しかし、急ぐというか、緊急性のあるものから優先させていただくということで、今、そういう状況になっていることは御理解いただきたいと思いますが、最後の御質問にありましたように、補助金とか用物品の現物支給というのは、またこれは村民の皆さんの御意見も伺いながら慎重にやっていきたいなど、一方ではそう思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村長の御答弁ではありますが、村税を使って果たしてやるべきことかどうかということも、村長のお考えも分からないわけではありませんが、実際にそこでボランティアでやっている方は、身銭を切ってやっているわけですね。じゃ、その方が身銭を切ってやる仕事かどうかということと同じ問題ではないでしょうか。そのことを付け加えておきます。

○議長（金井とも子君） 村長。

○村長（北村政夫君） 私は、身銭を切ってやることをノーと言っているわけでは決してございません。ボランティアでやっている人に私は言っているわけじゃなくて、そのボランティアとは別に、今ある不在の家に対して行政がやることについてお金を出すことについてでございます。ボランティアをやっている人を私は否定しているということではないことを御理解いただきたいと思っております。本当にボランティアでやっている人を私も若干知っておりますけれども、ありがたいことだなというふうに思っておりますし、感謝をしております。

それは、何か草刈り条例ってありますよね。不在で畑が、あるいは不在で遠くの人がやっ

てくれて、それは強制的に草刈りをして、それは請求できるというようなものがありますね。それは青木村になかなか草刈り条例をつくるということは、これだけの状況の中では、都会とは違うなというふうに思いますけれども、実は、地区名言っちゃいますと、夫神で長く倒壊しそうな家があって、私もいろいろ間に入ったり、地区の皆さんと連絡してもらったり連絡したりして苦労しました。結果、その地主さんの皆さんがやってくれたんですが、その間、地元の皆さんは、心配したり草刈りしたし、だけれども、民地なんですよ。だから、民地へ入っていいかどうかという議論も、一方ではあるわけでありまして、そういうことを苦労しながら、夫神の皆さんと苦労した、あるいは夫神の皆さんがうんと苦労してやってきていただいております。

そのボランティアをやっている人たちに物品の支給が駄目だということではないことを、十分御理解いただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村長今おっしゃるように、ボランティアの方を否定しているわけではないということを、村長が否定しているわけじゃないと、その辺は理解をされていて発言をしたつもりなんです。つまり、今、最後に村長がおっしゃった、身銭を切ってボランティアをしているわけですよ。近所の荒れ果てた家の管理を自主的にやっているわけですが、そういう方に補助金とか現物支給とか、それはできるんですか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 制度上といいますか、考え方の中には、当然あると思いますよ。それとは議論がちょっと私、違うんですが、テーブルが違うんですけれども、空き家になっている人たちに、いわゆる不在の地主、いわゆる所有者ですね。所有者にどうすべきかということがまず大事だろうと、第一義だろうと思うんですよ。

あそこは空き家バンクにしてくれないかな、登録してくれないかなという家も若干あって、その親戚だとかきょうだいだとか行くんですが、なかなかそれも難しい、入ってみると、実は。そういう人たちに、国がもう少し制度をしっかりとってほしいというふうに思うんですけれども、少し強制的に何かを、適切な管理をしろとか、どうしろというようなことを地元自治会が言えるという制度をつくってほしいというふうに、まずは思います。

例えば、草刈り費用だとかというのは、また議会の皆さんにもう少し御議論をいただきながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村長をはじめ関係機関の皆さんが大変な御努力いただいているというところは、理解するところでございます。今後ともまたいろんな方策を考えていただいて、よりよい方向になっていくようお願いしておきたいと思っております。

次に、現存する持家を住居としているものの、建物が老朽化し生活に困難を来している、そういった場合、村営住宅に入居することは認められるでしょうか。

村営住宅の入居条件に、青木村営住宅設置及び管理に関する条例第5条3号に、現に住宅に困窮していることが明らかな者であることという文言がうたわれていますが、先ほど申し上げたような状態にある場合については、住宅に困窮していると判断していただけるのかどうか、見解を伺います。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員の御指摘のとおりお取りいただいてよろしいと思っております。村営住宅は、住民の皆さんに良好な居住環境の確保という役割があると思っております。実際に御本人、遠く離れた御家族の御意向であれば、いつでも相談に乗る準備はあります。

また、年齢や世帯構成に応じて、村営住宅以外にも高齢者生活福祉センターの居住スペースもありますので、そちらのほうとも連絡を取り合って相談に乗りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 生活困窮者については、村としても状況をつかんでいる部分が多々あるかと思っております。そうした方への村営住宅のあっせんについても、前向きに御検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上、2点目の質問を終え、3点目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症第7波並びに今後の対応策について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症、とりわけ7月半ば以降、感染が収まらない第7波の感染防止に向け日々御奮闘いただいている村並びに関係機関の皆様へ感謝と敬意を申し上げます。

さて、この第7波は、誰しもがこれまでとは異なるフレーズに入ったと認識しているところであります。青木村における第7波の感染状況の解析並びに6波までの対応に加え、新たな対応としてどんな取組を行ってこられたのかお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 7月に入ってからのおミクロンの変異株であるB.A. 5に

よりも第7波と言われている感染拡大の状況が、今現在も続いております。このBA.5につきましては、一般的には感染力は強いけれども重症化がしづらいというふうなことを言われております。

例えば、長野県におきましても、第6波、通常令和4年1月から6月までを指しておりますが、この6か月間での全県の感染者総数は約6万9,000名、青木村では、同期間の感染者数は約60名、これと比較いたしまして、第7波の7月から8月の2か月間、これの全県での陽性者数が約9万2,000人、青木村では約150名でございました。この1か月間の平均陽性者数は、全県では6波から7波にかけて4倍、青木村では約7.5倍に上昇しているという非常に感染力が強い状況がありました。

また、9月4日現在になりますけれども、入院等の療養している全県の約1万7,000名の方のうち、重症者が2名、中等症の方が70名ということで、残りは軽症か無症状であると思われております。これにつきましても、やはり重症化しにくいという傾向が表れております。

ただし、青木村につきまして、重症、中等症等の人数については把握しておりませんので、それについての解析はできておりません。

また、感染者の年代別の状況につきましては、全県で10代以下が29%、60代以上が17%となっておりますけれども、青木村でも同様に、10代以下が約32%、60代以上が18%と、全県と同じような傾向になってございます。また、他の年代におきましても、おおむね10%前後ということで、これは全県、青木村とも同様の傾向で、全世代にわたりまして満遍なく陽性者の方が出ているというふうな状況が見てとれます。

村の対応といたしましては、3回目の接種を終了した60歳以上の高齢者及び50歳以下の基礎疾患を有する方、医療・高齢者施設の従事者等に対しまして、コロナワクチンの4回目の接種の集団接種を実施するとともに、今現在も引き続き個別接種のほうを実施しております。また、村で8月に抗原検査キットを購入いたしまして、これを村民希望する方に配付して、感染拡大の防止等を実施しております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 陽性者に対する昨日時点での措置状況を調べてみました。先ほど課長からお話のあった1万7,000人ほどが療養しているという話でしたが、同じような数ですね。県全体で365人、2.1%が入院している。パーセントで言えば、宿泊施設療養が0.9%、自宅療養78.3%、調整中18.7%。昨日までの青木村の陽性者239人、わけてもフレーズが劇的に

変化した7月20日以降の陽性者153人については、この措置はどのような形で行われてきたのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 新規陽性者の方につきましては、保健所の指導によりまして、療養施設、自宅待機、入院等の措置が行われております。ただ、陽性者個人個人の措置の内容につきましては、村のほうに情報がないために分かりません。

ただ、先ほど申しましたように、オミクロンの変異株のB A. 5の特性が重症化しづらいという特徴があることから、自宅待機の措置を取られている方が多いものと推測されております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村では把握できていないという、制度上のことですが、そういうことは理解するところですが、今お話があったように、県の状況、また近隣で耳にする情報から察するならば、ほとんどの方が間違いなく自宅療養を余儀なくされている、そういう状態かと思えます。

陽性者並びに濃厚接触者と判断され、自宅療養せざるを得なくなった村民に対して、村として行った支援がありましたらお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 自宅療養者に対する村の支援という御質問でございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、新規陽性者の個人ごとの措置の内容につきましては、村として把握しておりません。ですので、現在までのところ、自宅療養者の方に対する支援というものは行っておりません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 以前にも同様の質問をしたことがございます。陽性者から支援要請があれば対応すると、そんなふうなお話だったように思います。村としては、つかめないんだから、保健所等を通してそういったことが出てくればというふうなお答えだったかと思いますが、しかし、陽性者側から支援を申し出るということは、いささかハードルが高いように思います。

陽性者の家族は、隔離期間の間、一步も外に出られません。その間、どうしても必要とな

るのは食料品です。近くに援助できる方が住んでいないような場合には切実です。私自身も身近なところで陽性者が確認され、急遽、支援物資を郵送した経験がございます。

村として、ハードルを下げ、手際よく支援ができるよう、支援要請をどこどこで受け付けていますとか、玄関先までこんなものをお届けできますといった情報発信をしてはいかがでしょうか。支援要請しやすい環境設営をすべきかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、自宅療養者の方につきましては、県のほうで設置しております健康観察センターで、日々の健康観察ですとか、必要な方には生活必需品の支援等をワンストップで行っております。

ですので、支援が必要な方に対する支援は、今のところ行われているものと認識しておりますので、そこに村としてあえて支援を行うということは、今のところは考えてございません。

ただ、先ほど議員からの御質問の中でもありましたように、保健所の業務が逼迫し、保健所の健康観察センターでも対応がし切れないというような状況で、市町村のほうに支援依頼等がありまして、個々の療養者の方の情報等が得られるのであれば、そこはその時点で考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 保健所からワンストップでというふうなお話ですが、それで十分行き届いているのかどうか、私は多少疑問に思うところがありますが、私自身、まだ実際にそういう支援を受けた経験をしていませんので、どういう状況で支援が来られるのか、本当にすぐに来るのか分かっていません。

そういう点では、経験者の声も聞きながら、本当に支援が行き届いていたのかどうか、村として、やっぱり小さな村ですぐに行き届く、そういった村であるからこそ、支援できるようなことがあるんじゃないでしょうか。

少なくとも、先ほど私が経験している身近なところでの支援物資を送ったところについて言えば、必要だから送ってよと、こういうものが欲しいよという要請を受けて送りました。そういうことが必要なんじゃないでしょうか、実際に隔離されている方について言えば。

そういうところに対して村としてどんな支援ができるのか、もう少し開いて、ハードルを下げ、受け付けられるようなことを考えてほしいなということを要望しておきたいと思

ます。よろしく申し上げます。

次に、先ほど課長から御答弁もございました、6月議会で予算化した村独自の抗原検査キットの活用状況をお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村では、8月上旬に抗原検査キットを独自に675セット購入いたしました。この検査キットにつきましては、現在、約350個程度が配付済みでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 半数くらいはもう活用されているということで、理解いたしました。

今、数量的な活用状況の説明でしたけれども、具体的に抗原検査キットの活用によって、早期に、あるいは利用者自身によって陽性確認に結びついたというような事例はつかんでいるでしょうか。また、利用者の声などをお聞きしているようでしたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村でこの8月に購入しました検査キットにつきましては、陽性等の結果の報告は求めておらず、陽性になった場合には医療機関等に連絡し、相談するように御案内しております。ですので、陽性の方がいたかどうかということは不明でございます。

ただ、以前、県から配付のあった抗原検査キットにつきましては、県へ陽性者数を報告する必要があったために、陰性・陽性の報告を求めてまいりました。ですが、陽性という報告は1件しかございませんでした。

また、利用者からの声ということでございますけれども、ちょうど時期的に第7波で感染拡大が広がり、抗原検査キットが薬局等で不足してなかなか手に入らなかったけれども、助かったというような声はお聞きしております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 半分ほどを、今、使っているという状況ですが、予算化した60万円は既にほぼ使い果たしているという状況というふうに聞いております。

今後、この件に関しては、どのような対応をしていくお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今回、抗原検査キットを村で独自に購入いたしましたのは、感染が爆発的に拡大している第7波という状況におきまして、さらに3年ぶりに行動制限がなく、大勢の人が移動する夏休み、お盆の時期を控えていたにもかかわらず、検査キットが不足ぎみであるという状況にあるために購入したものでございます。

また、そうした中で、国の地方創生臨時交付金により財源確保されたことによりまして、検査キットの購入を決定したものでございます。

今後につきましてですけれども、感染状況及び県の支援体制等を総合的に勘案の上、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 全戸に検査キットを配付しているという、そんな自治体もあるように聞いております。今後とも村民が安心して活用できる状況をつくっておいていただきたいと思えます。

また、かねてより要望しておりますが、保育園、小・中学校、高齢者介護施設などでは、クラスターの発生と常に隣り合わせです。クラスターの発生を抑える意味でも、検査キットを拡充し、そうした場面でも十分活用できる体制をつくっておくべきではないでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） コロナの検査等につきましては、村で現在配付しておりますキット以外にも、県でも無料の検査キットの配付及び無料の検査等を実施しております。また、今までにおきましては、保育園、学校等への無料配付等も実施されてきた経緯がございます。また、高齢者施設の自主検査につきましては、県の補助制度等もございます。

今後につきましては、全ての検査を村のほうで対応するというのではなく、このような事業等も活用しながら、総合的に対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今日の青木村の陽性者数は何人というふうに発表されるが、どこでどんな人がどんなふうに感染しているのか、どこで療養しているのか全く分からない。感染しないように気をつけろと言われるが、情報がないんだから何をどう気をつけていいのかわか

らないといった声が、村民何人もから寄せられています。詳しくは県のホームページで確認をと言われても、ホームページを見ることができないと話される高齢の方もいらっしゃいます。

さて、その県のホームページですが、発表される情報が徐々に簡略化され、実態が県民に伝わりにくくなっています。7月18日まで掲載されていた陽性者の職業が掲載されなくなりました。そのため、10歳未満並びに10歳代としてカウントされている陽性者が、保育園児なのか小学生なのか中学生なのか、あるいは高校生なのか把握できなくなり、発生源の特定ができなくなりました。村民の皆さんが、気をつけようにも何をどう気をつけていいのかわからないと言うゆえんは、ここにもあるように思います。

さらに、7月27日まで公表されていた陽性者との接触状況についても掲載されなくなりました。こうした情報が掲載されなくなっていくのはなぜでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 県のホームページ上で、以前は掲載されておりました陽性者等の感染状況等が掲載されなくなったということがございますけれども、これにつきましては、第7波によりまして、感染拡大により医療機関の負担軽減としまして、6月末に国のほうから通知が発出されまして、医療機関からの発生届出事項から感染原因、感染経路等が省略されたことによりまして、保健所におきましても、陽性者一人一人についての接触状況等の把握が難しくなり、公表ができなくなったというものと考えております。

参考までに申し上げますと、長野市や松本市におきましても、7月末から個々の感染状況についての公表は一切省略しているという現状がございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 陽性者の急増、急拡大に伴って、県からの情報も大雑把なものになっています。そうであるならば、村として村民の不安を取り除くような情報発信はできないでしょうか。8月2日には、村内の陽性者が11例と発表され、村民一同、愕然としました。また、盆の入りの8月13日には9例、17日からの3日間は連続9例という状況でした。まさに異常事態でした。しかし、このときも村民は、何をどう気をつけていいのかわからない状態に置かれていました。

県のホームページで陽性者個々の年代をつかむには、4日間のタイムラグがあります。タイムラグの後に出た情報によれば、盆前後の異常事態時には10歳未満並びに10歳代の子供

たちに感染が広がり、そうした子供を持つ親や家族に家庭内感染が広がっていたことが推測されます。こうした情報をタイムラグを経ず村が掌握できているのであれば、また、そうした情報が確定的、断定的でないのであれば、予測情報として発信することはできなかったでしょうか。

例えば、村内でクラスターが発生しているという情報はありませんか、未就学児や小・中学校の児童・生徒の陽性者が増えている傾向にあるようですとか、家族内での感染が広がっている傾向が見えますといった形で、曖昧性を含みながらも情報発信できたのではないのでしょうか。

また、タイムラグの後に明らかになった情報であれば、4日前の状況として情報発信してはいかがでしょうか。何をどう気をつけていいのか分からないという村民の不安、危機感を少しでも払拭できるのではないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、新規陽性者が確認された場合に、県の発表を待つ陽性者数の発表を行っております。この陽性者の情報につきましては、発生場所、個人の特定等につながるおそれがある情報の発信につきましては、非常に慎重に行うべきものであると考えております。

また、村といたしましても、県の発表した以上の情報というものは、ほとんど把握していないというのが現状でございます。また、県で発表しております4日前の状況につきましては、現在、年代と性別のみとなっております、議員御指摘のように、以前と比べますと情報の量はかなり減ってきております。

こういった状況の中で、当日の陽性者の情報と4日前の陽性者の情報を同時に発信することは、受け取る側にも混乱しかねないという状況もございますので、県で発表している情報を再度村の情報伝達等で発信することは、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 7月20日から9月3日までの青木村の陽性者150人の年代別内訳は、10歳未満17.3%、10歳代14.0%、すなわち子供、未成年者が全体の3割以上を占めています。20代8.0、30代18.0、40代14.7、50代10.7、すなわち労働者の年代が5割を占めます。60代以上では17.3%です。この状況については、先ほどのところ、当初の課長の解析された情報と一致するかと思います。こうした情報も、リアルに伝わっていれば、何をどう気を

つけていいのか多少なりとも村民に伝わるのではないのでしょうか。

ところで、村から村内の陽性者の発生を知らせる際、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう冷静な行動をお願いしますという注意喚起がなされております。これまでに村内にそうした人権侵害に当たるような事例は発生しているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在まで、青木村において、コロナに関わる人権侵害に当たるような事例があったということは聞いておりません。これは、教育委員会のほうにも確認しております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 誰もが感染する可能性がある、誰がかかってもおかしくないという状況がリアルな事態になっています。人権配慮の情報伝達は、感染拡大の発生期にあつては必要かつ効果的な発信でした。しかし、誰もがかかる状況を迎えつつある中での発信は、むしろ狼少年になる危険性のほうが高いように感じます。人権配慮は当然のこととし、感染拡大を防止するための情報発信にウエートを切り替えていくべきときではないのでしょうか。

全数把握をやめ、定点調査に切り替えていくという政府方針が検討されています。状況を正確につかむことがますます困難になることが予想されます。村としての今後の情報伝達の在り方について、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 自治体の判断によりまして、発生届が必要とする対象を高齢者や重症化リスクが高い人等に限定する全数把握の見直しの運用が、9月2日から全国の4県で、その後、9月2日に三重と長崎が追加申請をしておりますけれども、先行的に開始になりました。

長野県といたしましては、現時点ではこういった運用の見直しをしておりませんが、国では、今月末にも原則一律の運用に移行する方針であるというような報道もされております。

また、あらかじめ指定された医療機関から患者数の報告を求める定点把握につきましては、今後検討する予定であるというふうに聞いておりまして、実施時期については未定ということでございます。

また、今後、どのような制度になるのか、全数把握を続けたい自治体については、例外的に認めるということも検討中というふうに聞いておりますけれども、長野県としてはどのよ

うに判断し、長野県としてどのような情報提供をどのように行うのかということ等、まだ不明な点があることから、今後の状況の推移を見ていく必要があるというふうに現在では考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村民が何をどう気をつけたらいいのか、少しでも不安が払拭できるような情報発信を考えていただきたいということを要望しておきます。

9月に入り、ようやく第7波の収束が見え始めてきたかに見えます。今後、村として考えている新たな対応策がありましたらお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今後、新たな対応策ということでございますけれども、今後につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種につきまして、ワクチンの準備等整い次第、速やかに集団接種を開始できるように準備を進めてまいります。

また、先ほど申し上げましたように、村で購入いたしました抗原検査キットを有効に活用いたしまして、感染拡大の防止を実施してまいりたいと考えております。

また、コロナへの対策といたしましては、村単独でできることは非常に限られておりますので、国あるいは県等の対策等を有効に活用しながら、総合的に村として対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 加えまして、私のほうからも答弁させていただきたいと思っておりますけれども、今後のコロナ対策について、議会、議員の皆さんには今までも何回か申し上げてまいりましたけれども、この状況はまだ当分続くというふうなことを前提として、行政をやっていく必要があるというふうに思っております。

以前、ウイルスでは先端に行く研究をしている長崎大学の先生方と記憶しておりますけれども、これは1年、あるいは1年半ぐらい前の話だったと思う、マスクが取れるのは5年先、コロナ風邪になるのは10年というふうに言っていました。それが正しいかどうかは別として、その後の状況とか今の状況を見ていると、やはり私ども行政をしていく立場としては、それもありという前提で全てのことをやっていく必要があるというふうに思っております。

ウィズコロナと最近言われ始めておりますけれども、今、課長が答弁いたしましたように、

単に共存するというのではなくて、基本的な感染防止対策を徹底して継続していくということ、そして社会活動の回復、感染防止と社会活動の両立、これを基軸にして今後も考えていく、短期的にも、中期的にも、長期的にもというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 少し具体的にお話をさせていただきますが、飛沫感染とともにエアロゾル感染を懸念する情報を発信されている方も見られます。今後、冬場に向かう季節にあつては、換気対策も重要になることと思います。集団で生活する場面での換気対策として、空気清浄機を設置するところも増えているようです。

保育園、小・中学校、高齢者施設等でも、既に十分に配慮し、換気対策が取られていることとは思いますが、この際、空気清浄機を設置するというようなお考えはないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） エアロゾル感染を防ぐための対策ということでございますけれども、現在、国及び県で示しております感染対策のマニュアル等では、感染対策のために学校及び高齢者施設における換気の方法といたしましては、常時換気あるいはこまめな換気を行うことを求めています。空気清浄機の設置もある程度の効果はあると思いますけれども、窓を開けて換気を行うこととマスクの着用、消毒、3密の回避といった基本的な感染防止対策を併せて行うことで、集団感染リスクの低減を図れるというふうに書かれております。

現在、小・中学校、保育園におきまして、各教室にエアコンが設置されておりますけれども、換気機能がないために、エアコンの使用と併せて換気を行っております。これは、コロナの感染拡大が始まって以来、もう2年以上行ってきておりまして、各施設ともしっかりと感染対策はできているものと認識しております。

また、村内の高齢者施設につきましては、現在、窓を開けてのこまめな換気ということは当然行っておりますけれども、それと併せまして、国の補助金を活用しまして、昨年度と今年度で換気機能のついたエアコンの入替えを行う予定であるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 最後に、ワクチンの副反応についてお伺いをいたします。

これまで4回のワクチン集団接種が行われてまいりました。その結果として、村内でも副反応の重症例を度々耳にするようになってまいりました。村として副反応の状況をどのよう

に把握されているのかお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、コロナワクチンの副反応についての状況の把握につきましては、診察をしました医療機関から国に報告があり、国が事例を収集し、報告のあったものにつきましては、国が都道府県を通じて該当の市町村に情報提供されている仕組みになっております。ですが、今のところ村において、そういった情報提供はございません。

ただし、これは、高い確率で起こる注射した部位の痛みですとか頭痛、筋肉痛等の副反応の状況について、手元にはございませんので、あくまでも医療機関等を受診して国に報告された症状でございます。ですので、今申し上げました筋肉痛等の副反応の状況については、現在では把握する体制にはございません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ワクチンの副反応を懸念し、接種に否定的な見解を持つ医療関係者もいます。村内でも、副反応を恐れ、ワクチン接種をためらわれたり、拒否したりされている方も何人もいらっしゃいます。加えて、第7波では、3回目ワクチンを済ませた方が大勢感染している実態も報告されています。

第7波以前は、ワクチン接種を先行的に行ってきた村の取組によって、青木村の陽性率は低く抑えられてきましたが、残念ながら第7波では、他の自治体よりも陽性率が低いとはいえ、近づきつつある状況になってきました。

10月以降、5回目かつオミクロン株対応の新ワクチンの接種方針も打ち出されておりますが、ワクチン接種の効能を疑う声や弊害を懸念する声が広がりつつあり、接種率は4回目以上に下がるだろうことが予想されます。こうした不安や否定的な見解に対し、村としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） まず、ワクチン接種は、あくまでも本人の意思により実施するものでありまして、決して強制的に行うものではありません。ワクチン接種に対しまして、疑問ですとか不安をお持ちの住民の方も当然いると思います。

村としましては、今まで4回目までのワクチンにつきましては、ワクチン接種の接種券を送付する際には、通知文に国及び県の相談窓口の案内を記載するとともに、併せてワクチンの製造会社の説明書等を同封し、副反応についての情報も提供してございます。この説明書

の中に、今、申し上げましたように、副反応及び接種を受けた後の注意点及びワクチン接種健康被害救済制度についての記載も、併せてございます。

また、ワクチンの効果、副反応につきまして心配のある方につきましては、国・県の相談センターのほうで御相談も受けております。

今後予定されておりますオミクロン株対応ワクチン、あるいは5回目のワクチン接種につきましても同様に、心配、疑問等お持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、村としましては、接種券の送付の際にできる限りの情報提供をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） これまで村を挙げてワクチン接種を推奨する立場で取組を進めてきました。5回目接種を耳にして、また数年はワクチンを打ち続けなければならない状況にあることが報道されるに至って、立ち止まって考えることも必要な時期になっているように思います。

接種に否定的な見解を持つ医療関係者は、とりわけ子供への接種が将来に影響することを懸念し、少なくとも子供への接種は控えるべきと警鐘を鳴らしています。別の報告でも、ワクチン接種後の12歳から17歳の男児の心筋炎、心膜炎の発症率が高いことが報告されています。また、帯状疱疹、心筋梗塞などの発症も報告されています。村としては、ワクチン接種を推奨し、そのための環境を整えることをしながらも、一方で、懸念される副反応の実例や弊害についても、十分な情報発信をする必要があるのではないのでしょうか。

ただいまの御答弁では、接種券を配付する際にそうしたものを発信しているというお話でしたが、より細やかに副反応等について、どんなような症状、状況があるのかということについても、より細やかに発信をお願いしたいなと思うところです。

また、先ほどの御答弁では、副反応の重症例を村としては把握していないということでしたが、これについても、私はこれまで何度も主張してきたところですが、ワクチン接種を村として推奨している以上、その責任として、副反応の重症例を把握することが必要ではないのでしょうか。医療機関から巡り巡って国から県から村へというルートの中では、まだ一件もないということですが、実際には、どうも具合が悪くてかなりまいっちゃったよ、こんなような症状だったよというふうな状況を聞くわけですよ。肩が痛かったくらいではなく、かなりの症状を出している方もいるわけで、そうしたことについて把握することは必要なんじゃ

ないでしょうか。

薬害は、後の世になって検証され、明らかにされるのが常です。そうした事態に備えても、記録を残すことは極めて重要です。村として村民全員アンケートを行い、副反応の有無、症状、対応、措置、現在の健康状態を把握すべきと思いますが、いかがでしょうか。その上で、重症例については、明確に検証されない場合であっても、救済の申立てをすべきと考えます。

以上、副反応や弊害についての情報発信、副反応についての調査・集計、重症例の救済申請、3点について村の見解をお聞きします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

コロナ感染拡大から3年を迎え、また、ワクチン接種も4回目となっていることから、副反応等の事例につきましては、既に国、製薬会社等において研究がなされております。国においては、副反応の症状についても、ホームページ上で公表しております。そういった既にある国、製薬会社等の検証結果等を参考にいただければというふうに思います。

また、村としましては、先ほど申し上げましたように、ワクチンの接種券を送付する際に、村として提供できる情報については同封して情報提供を行っております。

また、副反応の状況等につきましては、基本的には、村独自というよりも国・県が状況を把握し、必要な対応を取るべきというふうに考えております。現在、医療機関において副反応等の疑いがある場合には、法律に基づきまして国に報告を行い、国で情報を収集し、専門家による評価を行った上で公表し、安全性に係る情報提供も行っております。また、副反応につきましては、相談につきましては、先ほど申し上げましたように、国・県の相談センターでも対応しております。

あと、救済の申立てにつきましては、制度といたしまして、本人が申立てを行い、市町村・県を経由し、国に書類を進達し、国の審査会で審査を行い、認定となされるものでございます。救済を申し立てるかどうかの判断につきましては、村の判断というよりも、診察をした医療機関等とも相談の上、御本人の判断で行っていただくことが必要であると思っております。

そのための相談窓口といたしまして、先ほど来申し上げておりますように、相談センター等もございますので、活用いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ホームページを確認してほしいという話でしたが、ホームページ確認できない方が大勢いらっしゃいます。そのことも考えていただければ。

それから、副反応の調査、集計について、国がやるべきことだというお話でした。もっともです。しかし、国がやらないんだから、村でそのことを、小回りの利く村でやる必要がありますではないでしょうか。

そのことを訴えて、以上3点にわたりました私の一般質問……

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 答弁が終わる前に、ちょっと私の考え方を述べさせていただきたいと思いますが、坂井議員の質問の中に、よく推奨、村が推奨している、ワクチン接種を推奨しているというお言葉がありました。少なくとも私は、村民の皆さんに対してワクチン接種してくださいとは一回も言っておりません。何をもって推奨というか、それはちょっとまた違うかもしれません。

ただ、村としては、ワクチン接種できる環境を早期に整えております。それををもって推奨というふうにおっしゃったんだらうと思いますが、ワクチン接種をやってくださいということは、少なくとも私は村民の皆さんには言っていないということは、ひとつ承知していただきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、村長がおっしゃったことは、先ほど来、小根沢課長のほうからの判断は御本人であるというお話の中に、そのことが表れていたというふうには理解をしておりますが、村として環境を整えるというふうなことをしてきたということをもって推奨というふうな言い方を使いましたが、その辺の捉えについては、そこまでにしたいと思います。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） 5番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時30分からいたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 零時 32分

再開 午後 1時30分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（金井とも子君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林幸一議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私は、さきに通告をいたしました大項目の3点について、各項目ごと小項目を質問してまいります。御回答をお願いいたします。

まず初めに、いまだに終息のめど立たない新型コロナウイルス感染症に対応するため、長期にわたり最前線で御尽力いただいている医療従事者の皆様、感染症拡大防止対策の先頭に立ち、奮闘されている村長はじめ執行部の皆様、また、御協力いただいている青木村の全事業所の皆様に対して、心より敬意と感謝を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） それでは、大項目1の生活基盤である水の安定供給と強靱化取組について質問してまいります。

本年4月、アジア・太平洋水サミットが熊本市で開催されました。このサミットは、気候変動による水不足や洪水被害の増大等、水に関する声を取りまとめ、世界の優先課題として提起し、知識の英知を結集させ課題の解決を図るための水の国際会議です。その国際会議の折、天皇陛下が水は地球上のあらゆる生命の源とお言葉を述べられました。生命の源というお言葉には、水は当たり前で享受できるものではなく、自然の中の一部である人間が自然と共に守り育てなければならぬ、生きていく上でなくてはならないものという思いを込められ表現されたのではないのでしょうか。

また、昨年10月に起きた和歌山市水道橋崩落事故、それから、今年5月の菊川市での老朽化水道管の破断による大規模断水、同じく今年5月の豊田市の取水施設明治用水頭首工の大規模漏水事故、水の大切さを改めて思い知らされる事態が起こっています。

この先、水の安定供給に加え、災害や老朽化等、危機管理に対する取組を進めていく上で、本村の水道事業における経営基盤の強化を図っていくことが急務となります。経営基盤強化実現に向け本村は、本年令和4年からスタートの第6次青木村長期振興計画において、健全経営による持続可能な上下水道事業を上げています。

村民の生活の基盤である水に対し、災害の備えを時間とお金を効率的に使い、人間の知恵を駆使し、しっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、小項目1として、上水道施設の整備、更新の取組について質問いたします。

水道法の法定耐用年数は、40年とされています。全国の水道管の15%超が耐用年数を超えているというデータもあります。災害に備えるためには、水道施設と管路の老朽化対策が必要であり、第6次青木村長期振興計画にうたっている上水道施設の整備、更新の計画に際し、本村の40年を超える管路の延べ長さの推移、施設機器の耐用年数等の現状把握及びこれらの整備、更新の進め方の基本的考えについてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

上水道施設の整備、更新の基本的な進め方の考え方でございますが、村の総管路延長は、約100キロメートルで、水道管の法定耐用年数は、議員が御指摘のとおり40年でございます。現在把握しているものと、そのうちの約4割の管が耐用年数を経過している状況でございます。

今後の推移ですが、毎年約2キロメートルずつ耐用年数を迎えていく管が増えていくというふうに見込んでおります。施設機器の耐用年数は、種類によって異なりまして、機械設備や電気設備などは約15年ですが、計装機器などについては、早いもので5年というものもございます。

これらの整備、更新の進め方ですが、まず、管路につきましては、今年度管路更新基本計画を策定することとしておりますので、その計画に沿いまして、計画的に管路更新をしてまいりたいというふうに考えております。施設機器の更新に関しては、日々のメンテナンスをする中で、維持管理をしていく状況の中で、必要なものから修理、あるいは更新をしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 大変長い管路の延長数、それから、40%というのが現状40年を超え

ているという御答弁です。毎年2キロずつ、それが増えていくということですので、しっかりその優先順位をつけ、対策することが重要と考えます。

水道事業関係者は、実際には、水道管の材質や布設場所によって更新時期には差があり、必ずしも40年に縛られることはないと考えています。私も同様です。優先順位をつけ対策することが重要と考えます。ただいまの御答弁の整備、更新の進め方、基本的考え方で着実に取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、小項目2として、予防保全とA I管路診断ツールの導入について質問いたします。

水道施設と管路の老朽化対策は、事後保全ではなく予防保全が基本で、計画的に進めることが大変重要です。国土交通省は、インフラメンテナンスの考え方について、事後保全の維持管理費、更新費と予防保全のそれを比較し、予防保全は20年で30%、30年で50%減少すると示しています。

そこで、予防保全の修繕、更新の時期を設定するために、A Iを活用した水道管劣化予測、これは膨大なデータベースですけれども、具体的には管路データ、配管材質、使用年数、過去の漏水履歴など、環境変数を含むデータ、土壌、気候、人口などを組み合わせたものから成るデータベースですが、それから水道管の破損確立を解析し、将来の劣化を予測する技術であり、管路更新計画の精度向上及び保全管路の維持管理に活用していく高度な予防保全、予知保全ともいいますが、そのツールです。この導入を提言いたしますが、村のお考えをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

A Iを活用しました水道管の劣化予測でございますが、これは最先端の技術でありまして、管路の耐用年数だけではなく、地質や交通状況など、様々な点から効率的な更新順序を決められ、古いだけで機能をしっかり維持している管を無駄に更新しないで済むというものが大きな利点であるというふうに認識をしております。

今回、先ほど申し上げましたとおり、青木村の管路更新計画を策定しているところでございますが、現在村では、A Iは活用しておりませんが、過去の漏水修理の記録、また影響する戸数などを考えて、より重要性が高く緊急度が高いところから更新していく計画を立てていきたいと考えております。

また、A I 機器ではありませんが、村では施設の維持管理のために、スマートフォンによるクラウドシステムを導入しまして、各配水池等の施設の状況の確認等を行っておりまして、職員の負担の軽減、または迅速な対応に役立てておりますので、引き続きこういった最新機器等を導入する中で、A I の管路劣化予測についてのシステムもまだまだ始まったばかりでございますので、今後先進地等での導入の効果、また費用面等、総合的に勘案し、また情報収集しながら、参考にしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ただいまの御答弁、まだA I ツールの導入は未ということで、まだ検討もこれから進めるということですが、漏水発生など問題発生の事後保全前にA I 診断を効果的に進めることで、熟練の水道技術者の専門職の人手不足を補い、漏水調査等に対する時間短縮のメリットがあるA I 診断が今後さらに進化し、A I 技術が当たり前になるA I 診断ツールを今後の導入と有効活用を進めていただくことに期待をいたします。

生活基盤である水の安定供給と強靱化取組について、水道施設と管路の老朽対策は、事後保全ではなく予防保全、これが基本ということが重要と認識をされている、強靱化に向けて着々と取組が進められていることが確認できました。今後もさらに継続をし、着実に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、大項目1の質問を終わります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、大項目2の健全経営による持続可能な水道事業の取組について質問をいたします。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少等による料金収入減、少子高齢化による医療需要の変化、保有する資産老朽化による大量更新期の到来等で大きく変化し、水道事業の経営は厳しい要因が多いことが現実です。令和元年10月には、水道法の一部改正により、水道事業者には水道基盤強化と広域連携の推進が求められています。

そこで、小項目1として、水道事業経営の考え方について村のお考えをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました、水道基盤強化、そして広域連携の推進について答弁をさせていただきます。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化などに対しまして、水道の基盤強化を

図る水道法などの改正がされました。1つとしては、お話にありましたように、国・県、水道事業者の広域連携の推進、2として、水道施設台帳を作成し、施設の適正な管理、3として、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新、4として、収支見通しの作成をし、適切な資産管理の推進、5、民間事業者による水道事業への参入などでございました。

以上のような国の方針の下、村では、水道事業の公営企業会計適用拡大を受けまして、水道施設台帳を整備し、適切な資産管理に努めているところでございます。さらに、令和2年度より、水道事業特別会計にこれを導入いたしまして、会計の見える化を促進し、今後の経営戦略策定の資料として活用してまいります。

御質問にもありましたように、村の今後の水道経営につきましては、人間が生きていく上で、最も大切な飲料水の恒久的な確保に向け、計画的で安定的な運営に努めてまいりたいと思っております。

実は昨日、急遽全国簡易水道協議会の役員会が招集され、出席してまいりました。私は、全国の副会長を仰せつかっておりますので、議会のさなかではありましたが、午後行って、夜帰った来た、こんな会議でございました。

一番大きな点は、厚生労働省から、今コロナ対策でもういっぱいなので、ぜひここを軽減してということで、水道行政が国土交通省へ移管ということに決定をしたそうでございます。一部水の管理については、環境省でも請け負うということですが、必要な法改正等を支給して、平成6年度からスタートをするということだそうでございます。

昨日も2回発言する機会がありまして、一つは、今回平林議員が通告していただいたような課題と、それから、今物価高騰で全国でも水道のみならず公共事業、大変苦勞しておりますが、そんな状況を発言させていただきました。いろいろ課題は、青木村だけではなくて簡易水道、特に経営が弱小自治体等でございますので、こういったことをリアルに国に上げていく立場でもありますので、しっかりこれは代表として伝えていく、そして、今御質問いただいているような課題解決につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

今、北村村長から御答弁ありましたように、非常に水道事業経営、厳しいということですが、さらにいろいろな取組を進めて強靱なものにしていてもらいたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、小項目2としまして、ただいまもありましたが、基盤強化のための取組についてということで、今後は、施設及び管路の維持管理、老朽化対策、耐震対策を実施していく必要があります。同時に、基盤強化につながる効率化に向けた取組も必須となってきます。

そこで、持続する水道事業の今までの取組実績と今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

これまでの村の水道事業の取組でございますが、村の水道事業は、昭和30年に認可を受け、翌31年に通水を開始いたしました。その後、3回の拡張工事を行い、事業を強化してまいりました。水道管の布設替につきましては、昭和53年の滝川ダム建設に合わせて大幅に行い、さらに平成5年から平成12年までに、下水道管の布設工事に合わせて布設替を多く行ってまいりました。

最近では、平成24年から青木の森の水道と統合整備事業を行い、さらに、市ノ沢浄水場を新たに建設するとともに、原池の木戸配水池を拡張整備してきたこと等によりまして、村の水道事業は、より安定的に水道水を供給できるようになってきました。令和3年度の1日当たりの排水量の平均は、1,479立方メートルですが、その約1.8倍の取水能力を有しており、十分に余力のある事業展開をしております。

今後の取組といたしましては、先ほどから申し上げておりますとおり、老朽管の更新を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいま御答弁の水道施設の統廃合など、30年に確立をして、平成5年等の工事等の紹介がございましたが、その取組、基盤強化に効果的な取組と言えます。取組を進める中で、本村の地域性を考慮し、村民のための持続していける水道事業の取組が必要です。さらに取組をお願いしたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、小項目3として、財源確保の取組について質問をいたします。

水道事業経営が厳しくなっていく状況の中で、水道事業経営での財源確保の取組、お金も大変重要です。水道事業経営は、その利用者、受益者からの水道料金収入で成り立っている

事業であり、サービスに対し、公正でなければなりません。

そこで、公正な受益者負担に向けた取組について、どのような取組をしているか、お伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

財源確保の取組でございますが、企業会計上の基本的な考え方でございます、当年度純利益の確保、自己資金の確保、企業債残高の抑制を軸としまして、生活に欠かせないライフラインである水道水を安定して供給してまいります。持続可能な水道事業経営を行うために、現在コストの削減等を検討しており、その上で水道利用者の負担の公平性にも配慮しつつ、水道施設の維持管理に必要となる投資経費を見込み、水道料金等の収入の見直しも今後検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

水道料金の見直し等も考えておられるということで、これも慎重に議論をさせていただきたいというふうに思います。しかしながら、公正な負担を確保する取組に期待をいたします。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、小項目4としまして、民間企業との連携について質問をいたします。

国は、水道事業の基盤強化を図る上で有効な選択肢の一つとして、民間活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要としています。水道施設の適切な維持管理、計画的な更新、それから、サービス水準等の向上、技術水準の向上に向けた取組の施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針でのスマートメーターの導入、窓口、受付業務でのデジタルの活用による工事オンライン申請システムなどの業務を民間事業者の効率化のノウハウ等を活用、業務連携を提言しています。

青木村は、今後どのような取組をしていくのかをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の民間企業と連携するもの、最たるものは運営権を民間に委ねる方式、いわゆるコンセッション方式と言われておりますけれども、自治体が浄水場や水道

管の所有を持ったまま、民間企業に運営権を売却する方式でございます。

海外では、この方式により民営化が進みましたけれども、2000年から2016年の間に32か国、267の自治体が再公営化が決定したとのことでございます。特に有名な話としては、フランスのパリ市では、料金が171%値上げいたしまして、再公営化を選択したとのことでございます。最近、日本でも幾つかの自治体に動きがあります。近くでは、小諸市が第三セクター方式により、既に事業化されておりますし、宮城県、奈良県では、県全体での動きもあるように聞いております。

長野県では、企業局が中心となりまして、上田市から長野市までの県営水道エリアを、また県環境部が中心となりまして、この圏域では小県、上田管内の広域の検討会、あるいは研究会も始まっております。青木村でも、この動きを注視してまいりたいと思っております。

それから、もう一つの御質問の日常点検につきましては、機器、資材の一括購入を含めた、近隣市町や民間の意向も把握してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 今、北村村長から御答弁をいただいた、官民連携という最終的な姿が今説明されましたけれども、そこへ行くには非常に多分検討、それから村民とのいろんなコンセンサス、こういうものが必要だというふうに思います。そこへ向けて、小諸などでやっている第三セクターとか研究をしていただいて、そこへ向ける方向性をつくるなどしていただきたいと思います。小規模なアウトソース、ぜひ民間に委託できる事業、業務について、村内事業者への発注も考慮をし、バランスよく活用と連携を進めていただくようお願いをいたします。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、小項目5としまして、水道事業アセットマネジメントの取組について質問をいたします。

次世代に健全な水道を引き継ぐためには、水道施設のライフサイクルを意識しつつ、中長期的な視点を持って、施設更新のために適切な投資を行うことが必要不可欠です。そのためには、アセットマネジメント、資産管理ですけれども、に関する手引きを策定し、現有資産の現状把握、中長期的な更新需要と財政収支の見通しに基づく施設更新、資金確保の方策の策定など積極的に進め、経営努力を継続していくことが重要と考えます。

この取組の一つとして、令和2年度より、公営企業会計の適用が実施されました。本村の

アセットマネジメント実践の進捗状況と将来的な水道経営の健全化に向けて、財政収支見通しの結果はどうであったか、また、今後の水道事業経営の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

水道事業会計につきましては、企業会計になって2期目の決算を終えたところであり、まだ財政収支を見通せるデータは整っておりませんが、固定資産台帳とリンクし、減価償却費を織り込んだ会計により、施設の更新財源を考慮した収益のある計画的な更新をし、適切な資産管理をしていきたいと考えております。

今後の水道事業経営の考え方につきましては、先ほど村長から答弁申し上げましたように、良質な水道水の安定供給に向けまして、計画的な施設更新等により、安定的な運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

生活の基盤である水の安定供給を果たすため、将来の財政収支見通しがどうなっているのか、その結果より経営の在り方をしっかり考え、課題を克服し運営していかなければなりません。経営の健全化に向け、限られた財源と人材で効率的に様々な取組を推進し、健全経営による持続可能な水道経営をさらに推し進めていただきたいというふうに思います。

以上で、大項目2の質問を終わります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、大項目3の豪雨災害時も継続できる給水体制について質問してまいります。

水害による断水、水質異常の発生について質問いたします。

日本列島では、近年になって毎年、大きな豪雨被害が発生しています。これまでは、大型台風の上陸や低気圧の接近などが豪雨被害の主な原因となっていましたが、梅雨時期から秋口まで、前線の発生が豪雨をもたらすことが増えています。この8月には、東北地方でも大きな被害に見舞われました。

大雨が降れば当たり前のこと、そこを流れる川の水は濁ります。平常時はきれいな水を浄水する場合、問題はありません。しかし、濁った水を浄水した場合は、水質異常、または臭

いが出る異臭異常が起こることもあり得ます。

そこで、本村における大雨等による水害で、断水や臭気異常などの水質異常があったかについて、過去の発生状況をお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

青木村での、大雨等による断水や臭気の異常についてでございますが、断水につきましては、大雨により土砂崩れ等が起き、管路が破損されれば断水になってしまう可能性がございます。また、破損した管路を復旧するため、一時的に断水をかけて修理する場合も当然ございます。過去10年間では、水害が直接の起因となった断水の発生状況は認識してございません。臭気異常等につきましては、浅い湧水を水源としている配水池では、大雨等の影響により水が濁ったりする場合がございますが、臭気の異常は起きていないと認識しております。

常日頃から、降雨には気を配り、雨量計システムや監視システムで、色度、濁度等を確認し、濁りが入る前に流入を止めるよう対応しております。中でも、殿戸配水池につきましては、一定以上の濁度を検知すると、湧水の流入を自動的に遮断する装置を設置しております。浄水場につきましては、大雨により水源であるダムの上水が濁ってしまうと、その濁りを除去するために、濁度に応じた薬品投入量を調整して浄水処理をしております。

引き続き、安心・安全な水を安定的に供給できるよう、対応してまいります。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

10年間で、水害による断水、臭気異常はなかったということでございます。それから、それを予知する、濁度を判定して停水をするという装置もついているということですので安心をいたしました。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、小項目2としまして、浄水場への土砂流入防止について質問をいたします。

青木村簡易水道は、浄水場3か所、配水池25か所、ポンプ室8か所を有し、先ほどもありましたが、供給能力は2,100立方に整備されてきました。近年よく耳にする言葉、今までに経験したことのない大雨がこの地域にいつ起こるかもしれません。このような大雨災害による、施設への土砂流入が想像されます。

そこで、施設への土砂流入の防止対策について、十分に取られているかをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

近年、激甚化する風水害等によりまして、他の自治体では、浄水場に土砂が流れ込んで、水を浄化できなくなったという事業体もあるというふうにお聞きをしております。当村におきましては、滝川浄水場が土砂災害警戒区域に立地しておりますが、築造以降、土砂流入等の被害は発生しておりません。引き続き、周囲の状況を注視しながら、必要に応じた対策を検討してまいります。

一方、市ノ沢浄水場につきましては、警戒区域等のエリア外に築造しており、防止対策等を講じる必要のないものと、現時点では考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

御答弁にありました、土砂災害の警戒区域内にあるもの、それから、外にあるものということでもありますけれども、区域内にある場合の施設については、土砂流入防止の対策の計画に取り組み、進めていただきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） それでは、最後ですけれども、小項目3としまして、摂取制限を伴う給水について質問をいたします。

水道水は、飲料水として認識され、当たり前のように口にします。そのため、水道水は飲用に適する安全な水でなければなりません。しかし、豪雨が続くとき、水害が起こったときは、水道の元となる水が濁ることによって、水質異常や臭気異常により、給水を停止せざるを得ない状況も起こります。そのため、災害により異常が認められたときは、一時的な断水はやむを得ないわけですが、広範囲の地域にわたる給水停止となった場合、給水車による給水で対応するのですが、長期的には限界があり、また、水を利用する村民、特に高齢者にとって、自身による運搬も容易ではありません。つまりは、やむを得ない給水停止の期間をできるだけ短期間にする必要があります。

その一方で、災害時でも、風呂、トイレ、洗濯など、公衆衛生の観点から必要不可欠なものがあります。こうした水は、飲める基準まできれいに水質を必ずしも必要としない場合が

あります。

そこで、小項目3として、水害等災害時、飲料用として利用できない水においても、その周知を十分に徹底した上で、給水を継続する摂取制限を伴う給水、これを採用すべきを提言いたしますが、村のお考えをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

水道水は、飲料水として適した水質に浄化して供給することが大前提でございますが、水道工事や火災等により消火栓を使用した場合には、一時的に茶色く濁ったり白濁する場合がございます。そのようなときは、排泥管等を使用し、濁りを除去してから供給をしております。

また、断水地への対応として、先頃給水タンクを2基、1,000リットルと2,000リットルを各1台、それから、それを積むための2トントラックを購入し、備えてございます。

大規模災害等が発生し、長期化した場合の対応でございますが、その発生規模と復旧までにどのぐらいの時間を要するのかによって対応は変わってくるものと考えております。議員の御提案は、水道管を含めた水道施設に異常がないことを前提に、濁りや水質異常が長期間にわたる場合を想定したものと捉えておりますが、摂取制限を伴う給水につきましては、飲料水には適さないものの、トイレ等に限定してのみ使用できるということを十分に周知し、誤った使用をされないことを留意しなければならず、慎重な対応が求められると考えております。村としましては、いち早く復旧できるよう対応するとともに、災害時援助協定等に伴う、他の自治体等からの給水支援を受けることを並行して行ってまいりたいと考えております。

水道水は、住民の皆様の生活に欠かすことのできないライフラインであり、災害時においても、水の供給が非常に重要であることは言うまでもありません。今後も、いつ発生するか分からない自然災害等に対し、一歩ずつでも着実に対策を進めていくよう対応してまいります。

また、災害時、いかに水の確保が大変であるかを知っていただくという観点から、住民の皆様には、風呂の水をためておく、ペットボトル等の飲料水の確保、先頃創設をしました雨水貯留タンクの創設補助金の活用による雨水の確保等、日頃からそれぞれ備えをしていただくようお願いするとともに、水の大切さについても知ってもらえるよう、併せてPR等もしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

当村には、摂取制限を伴う給水についての運用ルールはないということですが、冒頭でも申し上げましたが、今までにない災害が我々にも発生するを念頭に置き、また、大規模災害から学ぶ防災への取組の観点からも、運用ルールを計画、整備することを期待いたします。

それも併せて、今御答弁にありました啓蒙をし、雨水をためる、それから風呂の水を必ず取っておく、そういう準備、啓蒙も大事だというふうに認識をしたところです。

私たちは、水の恵みへの感謝の気持ちを持ち、同時に水への恐れも忘れず、人間の都合だけで水を何とかしようとするのではなく、水と共に生活をさせてもらっているという気持ちが必要であるというふうに思います。今後も、執行部の皆様には、生命の源である水の安定供給に向け、未来永劫途絶えずに続く不断の取組をお願いし、私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） 3番、平林幸一議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（金井とも子君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入隆通議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番の宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして、質問させていただきます。御答弁のほどお願いいたします。

最初に、反社会的勢力についての質問です。

反社会的勢力とは、暴力や威力、または詐欺的手法を駆使した不当な要求行為により、経済的利益を追求する集団または個人の総称と言われており、多くは暴力団や半グレ、それに関係する組織や関係者を指しています。

最近では、反社と略して表現されることも多いわけですが、こういった反社会的勢力については、暴力団等との資金源を断つ目的から、一般的な企業間では取引する際には、契約書

内で反社会的勢力排除条項が盛り込まれていることがほとんどであります。そういったことで、反社会的勢力と関係を持たないようにしているということではありますが、自治体である青木村が反社会的勢力についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。どのように考えていますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 反社会的勢力とは、今宮入議員からお話にありましたように、威力を用いて金品等の経済的な利益を要求する団体ということで、お金など、経済的な利益を得るための手段として暴力等で脅かしを使う団体というふうに理解をしております。

村行政といたしましては、許認可の事業について規制権限を適切に行使することによりまして、反社会勢力の害悪を阻止する責務があります。役場の業務の中で、どういうところが狙われるといいましょうか、関係するかなということですが、総務全般について、あるいは公共事業、あるいは環境、福祉、不動産、開発、特にこういったところが狙われやすい、また注意しなければならないというふうに感じております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 村としても、そういったところといろいろ付き合わないということを考えているかと思うんですけども、今までにそのような反社会的勢力と言われる組織と、青木村として関わりがあったかどうかというのを調査したということはあるんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ここいろいろ問題になっておりますので、改めて調査をしてみました。少なくとも、私がこの職務にとどまらせていただいている間はなかったというふうに思っております。

関わりがあるのは、各種の後ろから推す後援依頼とか、物品の購入のセールスとか、講演会への出席要請だとか考えられます。常日頃、このようなことがないよう配慮しているところですが、今後もそんなことがないようにしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今まで、そういったところとは関わりがなかったということなんですけれども、反社会的勢力の組織というものは、現在とても複雑化してきておりまして、見分けることが困難なケースも増えてきていると言われております。普通の企業のように見えて、実はそういった反社会的勢力の関係する会社だったとか、表向き中で働いている人すら、そ

ういう会社だったとは知らなかったみたいな、そういったことぐらい複雑化、なかなか分かりづらいということなんですけれども、そのような状況下で、村として関わらないための策というのはあるんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、特に申し上げましたように、そんなにいろいろなことがあるものではありませんし、新しい企業とか団体から、いろいろの依頼とか、というか、そう頻繁にあるものでは実はないんですよ。大体普段お付き合いしているような団体からということですよ。新しい団体というのは、予防ネットといいましょうか、我々の心のどこかにそういうようなセーフティネットがありまして、慎重にやらなければならないというのは、もともと持っております。分からないところは、インターネットでチェックするとか、あるいは関係機関に聞くとか、それから関係自治体も、特に隣は市ですから、私ども以上に情報が入っているでしょうし、そんなところに照会をしてみるとかをして、関わらないように注意はしております。

村では、御案内のとおり、青木村暴力団排除条例を設けまして、暴力団の排除を推進しております。それから、建設工事の請負契約書に発注者の催告によらない解除権を設けまして、暴力団との関係協定の取引の防止に努めております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村自ら、暴力団等排除する法、そういうものを推進する条例をつくっているということでもありますから、もちろんそういった形で関わらないような努力をしていただいていると解釈したわけですが、今、反社会的勢力とはされておられません、靈感商法などで社会的な消費者問題となっている組織、世界平和統一家庭連合、旧統一教会ですが、国会議員はじめ、地方自治体の首長などとの関わりについて連日報道もされております。長野県内でも平和的なサイクリングイベントとして開催されたピースロードがあったこともあり、イベントに関わった自治体が複数ありました。

旧統一教会及び関連団体との関わりについて、村長として、また青木村として、協力してもらおうとか、協賛するとか、そのような接点はあったんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 遡って調査した時点では、知る限りでは、そのようなことはございませんでした。それから、北村政夫個人といたしましても、そのような関係はございません。

インターネットで質問の世界平和統一家庭連合を調べてみますと、結構たくさんあって、

こんなところもというような感じですよ。例えば、金融、食品、衣料、宗教、政治、文化、教育、スポーツ、私が調べたところでは、141もの関連団体がある。最近、新聞なんかを見ると、関連団体の先にまだいろいろとあるようでございまして、今後いろいろなことにつきまして、慎重を期していなければならぬというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今までも、北村村長個人としても関わりはなかったということなんです。旧統一教会に限らず、社会的な問題となっている組織とは、今後も関係を持つことはないと思っていてよろしいのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その必要性を感じないんですよ、村の住民福祉の向上のために、そういう団体と関わりを持たなければならないとか、目的を達成しないとかというようなことは、全くありません。今後、いろいろ新しい組織、団体等と関わる場合には、特にしっかりチェックをいたして、公共の福祉、あるいは暴力団との関係のないようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 村長がおっしゃられたように、非常に幅広い分野で、企業であったり団体があったりするものですから、今後、青木村としては教育委員会も含めて、会場でいろいろ講演して貸し出すとか、そういったことも考えられなくもありませんので、そういったことに関しては、重々特に新しい団体に関してですけれども、チェック等していただきたいと思えますし、村としても、こういった団体で被害に遭わないようにしてもらおうような広報等もしていただければと思います。

次の質問にまいります。

次は、村内の事業者への支援について伺います。

いまだ解決の見えないウクライナとロシアの紛争や円安による物価の上昇など、私たちの生活に重くのしかかってきております。同様に、村内の事業者もこの3年はコロナのことがあり、大きく経営的に影響を受けているところが多いと感じています。こういった物価上昇や燃油代、円安によるコスト上昇に対する村内事業者向けの策というものほどのものがあるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在、村内の事業者向けの支援についてでございますけれども、主に

は地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価と燃料の高騰対策を実施しております。まずは、全村民向けの生活応援券の事業でございます。村民4,256人、ひとり親家庭92人、低所得者971人、累計で5,319人に対しまして、地域消費券の金額として2,659万5,000円となりますが、支援をいたしております。個人の家庭生活を支援する事業であります。一方、商工業、そして小売店業者など、地域消費券の利用によって支援する内容もかぶっております。

次に、農業関係でございますけれども、事業継続を支援する支援金事業の農業所得者などから3段階に分けて、7万、5万、3万円を給付しているところでございます。5日現在でございますけれども、7万円が13件、5万円が5件、3万円が9件、合計27件、143万円の支援金を給付しているところでございます。また、農作業の中で負担の大きい草刈り作業を軽減化するスマート農業の取組として、ラジコンの草刈り機を導入いたしました。これも現金による給付ではございませんが、事業継続を後押しする村の事業の一つとして取り組んでおります。

それから、商業、工業事業者への支援についてでございますが、現在青木村の実情に合わせて、商工業の方と、それから国・県の支援策等、動向をみる中で、支援策の内容をまとめて行っているところでございます。

また、最近の報道によりますと、追加で、国の予算ベースで1兆円の地方創生臨時交付金の物価高騰分の追加交付があるという情報もありますし、低所得者への財務の追加もあるというふうに伺っております。国・県の支援策を早期にアンテナを高くいたしまして情報を収集し、村の支援が必要な方にできるだけ早く支援を行うように、引き続き事業を展開してまいります。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） コロナ対策も、青木村としてそれぞれのタイミングで行われてきたと思います。現在、コロナの第7波のさなかではありますけれども、7波に対する事業者向けの対応策というものはあるのでしょうか。また、検討されているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほどの坂井議員の答弁とかぶりますけれども、コロナの陽性が続く、当分の間続くという前提で村の行政を推進していかなければならないし、今そういう考えで推進しております。福祉、教育、農林、商工、観光、移住などの各事業とともに、一方では税収とか財政など歳入についても、コロナにより大きな影響を引き続き受けるんじゃないか

なということを前提としております。

ワクチン接種、キットの配布など、村で実施できることは速やかに対応するとともに、国・県へ財政支援をしてもらうよう努力するとともに、医療、検査体制の確保を県に求めてまいりたいと思っております。

村民の皆さんには、うつらないうつさないための3密の回避はもとよりでありますけれども、各種の対策を引き続いてお願いをしております。また、今後想定されますオミクロン株の対応ワクチン接種につきましても、国では開始を前倒しするような検討もありますので、これも希望者の方には早期にできるように準備を進めてまいります。

有効なワクチンが開発され、治療のための特効薬が開発されるまで、今後もこの波は続くのではないかと心配しております。感染拡大の防止に最大限の確保を行いながら、村民の皆さんが平常な状況の中で、生活や経済活動を行うことができるよう、村民の皆さんと行政が一致いたしまして、この難局を乗り切ってまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今、どこの業種も厳しいわけなんですけれども、燃油代や資材の高騰、あと飼料、肥料の高騰で、特に農家が苦しい状況にあります。例えば、近隣の上田市では、認定農業者、認定新規農業者向けに、個人20万、法人100万円までの対策費の補正予算案がこの9月議会に出されるなど、近隣自治体では大幅な支援拡充がなされようとするところがあります。

青木村と上田市の農家の規模の違いがありますので、一概に比較はできませんけれども、私も農家なので、よく状況が分かるんですが、これは本格的な冬が来る前にこうした対策をしておかないと、冬を越せない農家がいるんじゃないか、そういったことの対策としてこれだけのことが盛られているんじゃないかと私なんかはちょっと思うわけです。

青木村でも、農業法人や認定農業者など、ターゲットを絞った形で、さらなる農家支援の策をする必要はないんでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど来、村長からも答弁で申し上げましたとおり、村では、既に7月から、農業者経営継続の応援支援金ということで、こちらを販売農家の方に対して、営農の継続を支援し、将来の農業生産を支えることを目的としまして、高騰した燃料、資材費等の経費の一部を支援するというので、それぞれ7万円、5万円、3万円と金額は一概に周りの市町村さんと比

較はできませんが、いち早く導入をして支援をしてきたというところを、まずご理解をいただきたいと思います。

その中、国のほうでも、議員さん御存知かもしれませんが、肥料価格高騰対策事業というものを実施しておりまして、これは肥料価格の高騰に対する農業経営への影響の緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料を支援するもので、今年の6月から来年5月までに購入した肥料に対し、7割が支援金として交付されるというものでございます。この申請には、化学肥料低減に向けて2つ以上取り組むということが条件となっております、肥料の購入価格が分かるものを添付することで申請ができるという内容になっているというものもでございます。

国・県の協議会、農業者等の取組の実施者、また事業の参加農業者と連携をしてスムーズに進んで、多くの農業者がいろいろなメニューの支援金を受け取れるよう、情報提供を含めて、村もできる限り協力をしていきたいと考えております。

先ほども申し上げたとおり、国の事業もありますし、また村の支援金の交付事業は、現時点では9月末までが申請期限となっておりますので、まずはこちらをさらに情報電話、スマートフォン等を使って、農業者の方に周知をして、まだ申請がお済みでない方はできる限り申請をしていただくような努力をしてみたいと思っております。

今後のさらなる支援についてという御質問でございますが、まずは、今の支援策をきちんと行き届くようにということをございまして、現時点ではさらなるものは考えておりませんが、村としましては、農業だけにとどまらず、商工業も含めた産業分野、幅広い事業者の皆さんへの支援として、国からの交付金の額も踏まえて、他のコロナ対策事業とのバランスも取りながら今回の事業を実施したものであるということをお理解いただきたいと思っております。

先ほど、村長からも御説明ありましたとおり、今後の国からの地方創生臨時交付金が追加配分された場合には、改めて村全体のコロナ対策事業を検討する中で、必要があれば支援メニューを創設することも検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 国の今支援しているもの、またもちろん今現在村で支援しているもの、また引き続き村内の農業者に向けても交付をお願いしたいと思います。

村の基幹産業として位置づけている農業であります。ただでさえ担い手の確保が課題という、こういう状況の中でのこういった苦しい状況なので、ぜひともこういった、村としても

農家に対して支援をしているというのをぜひアピールしていただいて、新規の農業者の方たちも安心して、こういう状況下でも就農できるような村であるということも周知してもらえればと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 4番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長（金井とも子君） 引き続き会議を進めます。

これより、令和3年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（金井とも子君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第7号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） それでは、委員会付託の案件について、事務局より資料を配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（金井とも子君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より、内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○議会議務局長（片田幸男君） それでは、令和4年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明を申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第1号から議案第7号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下の報告2件と議案第8号から13号、陳情第1号、2号につきましては、最終日の本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定につきましては、次のページをお願いいたします。歳入につきましては、2ページ目、3ページ目になりますが、該当するページにつきましては、左端に記載してあります12ページから35ページまでとなりますので、よろしくをお願いいたします。

歳出につきましては、最終ページを御覧ください。該当するページにつきましては、36ページから113ページとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、下段の表のとおりとなります。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄におのおの記載してございます委員会をお願いをいたします。

最初のページに戻っていただきまして、議案第2号と4号、5号につきましては、社会文教委員会をお願いいたします。議案第3号と6号、7号につきましては、総務建設産業委員会をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 何か御不明な点等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 2時35分

令和 4 年 9 月 1 6 日（金曜日）

（第 3 号）

令和4年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年9月16日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第15 議案第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第18 陳情第 1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書について
- 日程第19 陳情第 2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書について

出席議員(10名)

1番 松本淳英君

2番 塩澤敏樹君

3番 平林幸一君

4番 宮入隆通君

5番 坂井弘君

6番 松澤正登君

7番 金井とも子君

8番 宮下壽章君

9番 沓掛計三君

10番 居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	高柳則男君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君
建設農林課 課長補佐兼 建設防 災副 管理	小林義昌君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女敦君	住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係長	依田哲也君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林宏記君		

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（金井とも子君） 皆さん、おはようございます。
定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。
-

◎議事日程の報告

- 議長（金井とも子君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第2号、議案第1号から陳情第2号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。
なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はありませんので、御承知おき願います。
-

◎委員長審査報告

- 議長（金井とも子君） 各委員長より委員会審議の内容について報告をお願いします。
最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について委員長より報告をお願いします。
居鶴総務建設産業委員長、お願いいたします。
- 総務建設産業委員長（居鶴貞美君） おはようございます。
9月13日に総務建設産業委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、御報告申し上げます。
まず、議案第1号です。令和3年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会関係部分です。
歳入につきましては、村税の徴収率、光ケーブルの使用料、村営住宅使用料の滞納繰越分の徴収状況などについて質疑並びに意見が出されました。
歳出におきましては、総務企画課、税務会計課関係では、経常収支比率の状況、地域おこし協力隊の現状、地方創生臨時交付金、タチアカネのブランド化の取組、免許返納者、太陽光発電に対する補助金の状況や、選挙経費や投票所の現状などについて質疑が出されました。

また、建設農林課、商工観光移住課関係では、畜産業へのコロナ禍物資高騰の影響、農地の適正管理、開発による用排水路の更新についての検討、工業振興奨励金、移住定住施策、林道工事に対する負担金、災害復旧の進捗状況などについて多岐にわたり質疑がなされました。

反対討論はなく、賛成討論では、歳入では財政に有利な国の交付金による事業推進を評価する。

歳出では、地方創生臨時交付金を活用した19の事業に効果的に取り組んだこと、自動車免許返納者にとって欠かせない村営バスは、フルデマンド利用者が増えつつあること、村内5つの橋梁が一部修繕を要し、林道を含め適正な管理が行われていること、松くい虫対策にも積極的に取り組まれ、ハザードマップ、雨量や警戒区域など体制整備も継続的に行われていること、就職対応支援事業などの手厚い支援や自由相談、空き家バンクの活用等、移住定住促進に結びつける努力などを評価する。

以上、当初計画どおりの事業執行に努力され、財政運用の効率化・健全化を図り執行された決算と認めるとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてです。

こちらは質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてです。

特別損失の内容や債権放棄、不納欠損処分についての質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第7号です。令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてでございます。

合併処理浄化槽を含めた村内の水洗化率や、今後の普及についての質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上です。

○議長（金井とも子君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告を願います。

宮下社会文教委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） 社会文教委員会では、9月14日の日に審議いたしました。

付託されました案件につきまして御報告させていただきます。

議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係部分に

ついて御報告いたします。

教育委員会関係においては、保育所職員の処遇改善の内容、小・中学校備品使用状況、部活動の地域移行、埋蔵文化財の調査の内容や効果、図書館、五島慶太未来創造館等の利用状況について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係においては、人口の変動と今後の見通しについてや、マイナンバーカードの交付状況、地域少子化対策強化事業の子育て世帯への特別給付金及び住民税非課税世帯に対する特別給付金の内容、未熟児養育料受給者負担の内容、不妊治療保険適用後の村の対策、ごみ排出、ごみ指定袋、地域包括支援センター費の委託料について質疑応答がなされました。

教育委員会は、学校でのコロナ禍の状況でも学びをとめないという考えの下で、タブレットパソコンを用いた学習方法や、保育園での組立て式プールの導入、未満児向けの教室の増設、また、五島慶太未来創造館ではナウマンゾウの企画展が開催され、これからの事業やイベント開催に期待します。

住民福祉課では、子育て世帯や住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業などを、ミスなく素早く対応し、新型コロナワクチン接種でも迅速な対応をするなど、国庫や県費の負担金や補助金を最大限に有効活用したことを認め、適切に予算執行されたとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしましたという賛成討論がありました。

続いて、議案第2号でございます。令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

繰越金増の要因と今後の推移、特定健診、保健指導、人間ドックの受診向上要因、取組の評価などについて質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第4号でございます。令和3年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

基金積立金の活用や、成年後見人等の報酬助成、任意事業の内容などについて質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第5号でございます。令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教委員会としての報告とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） ありがとうございます。

◎報告第1号の質疑

○議長（金井とも子君） それでは、9月6日の議会開会日にお配りした議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率について質疑のみを行います

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 報告第1号 健全判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第2号の質疑

○議長（金井とも子君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますかでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 令和3年度青木村一般会計決算案について、賛成の立場から討論をいたします。

令和3年度一般会計決算について、歳入額34億5,298万7,000円、歳出額32億6,575万2,000円、歳入歳出差引残高1億8,723万5,000円となりました。財政状況を示す数値も良好な状態で、健全な財政運営を認めます。

歳入について、予算現額に対する決算額の比率は101.3%、繰越明許費を加味すると102.1%と適正となりました。

自主財源である村税は、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、村税総収入額では1.4%の減になりました。徴収状況は現年課税分では99.2%で、前年より0.1%増と高い徴収率となり、職員の努力に感謝をいたします。

新型コロナウイルス感染による課税軽減分については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金にて補填されていることが確認されました。税の公平性を保つ上から、不納欠損処理、未収決済額の解消については、さらなる努力をお願いいたします。また、固定資産税課税客体調査において、航空写真撮影及び現場調査が終了し、今後、適正な評価がされることを要望いたします。

歳出については、予算現額に対する執行率は95.8%で、繰越明許費を付け加えると97%となりました。全体として、計画どおりの予算執行がされたと理解いたします。

総務企画課関係では、地方創生臨時交付金を活用して、公共的空間安全・安心確保事業など19事業に効果的に取り組まれたことを評価いたします。

村営バスについては、フルデマンドの利用者が増えつつあります。自動車運転免許を返納された方には欠かせない移動手段となっており、今後も効率的な運行と交通弱者の利便性向上を図っていただけたらと思います。

また、ふるさと納税寄附金額は減少傾向であり、村内外への周知、村特産品の開発等の一層の努力をお願いいたします。

建設農林課関係では、村内の橋梁のうち5つが一部修繕を要するというので、安心・安全に利用できるよう、今後も道路を含めた適正な管理をお願いいたします。

松くいによる松枯れ処理に積極的に取り組んでおり、松の育成、景観の維持の面から、今後も継続されるようお願いいたします。

令和3年度には、大きな災害はありませんでしたが、ハザードマップの周知や、雨量や警戒区域の監視体制の整備に継続的に取り組んでいることを評価いたします。

商工観光移住課関係では、就職対応支援事業として5名の方が対象になりました。経済情勢が大きく変化する中、手厚い支援が行われたことを評価いたします。また、第2期青木村人口ビジョンによると、高齢化比率が2035年には生産比率を上回ることが予想されています。移住相談や空き家バンクの活用、お試し住宅での移住体験、集落支援員のサポート等、移住、定住に結びつける一層の努力をお願いいたします。

教育委員会関連では、コロナ禍の状況でも学びをとめないという考えの下で、タブレットパソコンを用いた学習方法に、生徒も先生も慣れてきていることと感じます。学校行事など、まだ様々な制限があるとは思いますが、引き続き、子供たちが伸び伸びと育つ環境を整える努力をお願いいたします。

保育園関連では、組立て式プールを導入するなど、増えてきている未満児への対応が取られております。現在、建設工事中の未満児向け教室についても、保育環境の整備として、引き続き事業の執行をお願いいたします。

五島慶太未来創造館では、ナウマンゾウの企画展が、限られたスペースの中で開催されるなど、アイデアを生かしたイベントが行われました。飽きがこない工夫がされていることでリピーターが生まれ、来場者数も順調に増えております。今後も新しい未来をつくる子供たちのために、イベント開催を行っていただきながら、ケンショウ活動となることを期待いたします。

住民福祉課関連では、民生費、衛生費ともに国庫並びに県の負担金、補助金を最大限利用して、必要なところに有効活用できていることを認めます。子育て世帯への臨時特別給付金や、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業などを、ミスなく非常に早く対応していただいたことに感謝申し上げます。

新型コロナワクチン接種では、接種希望者に対して迅速な対応をしていただいております。引き続き正確な情報の提供をしていただき、村民の皆様が安心して暮らせるよう、よろしくお願いいたします。

以上、歳出全体を通して、当初計画どおりの事業執行に努力されております。新型コロナウイルスが影響する中、財政運用の効率化・健全化を図り、細心の注意を払い、適切に執行

された決算と認め、賛成討論といたします。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第1号 令和3年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第2号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第2号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第3号 令和3年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第4号 令和3年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第5号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第6号 令和3年度青木村簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第7号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定については、
原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第9号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑はありますでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第9号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第10号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦の同意を議会にお願いするものでございますが、人事案件でございますので、別室にて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室へお願いいたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時40分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（金井とも子君） 北村村長、説明をお願いいたします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてをお願いいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字田沢93番地2、氏名、橋本幸江さん、生年月日、昭和33年4月19日生まれ。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦の同意については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第11号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案説明を求めます。

なお、議案第11号の協議については、先ほどの議案第10号の協議を別室で行った際に併せて終了しておりますので、事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（金井とも子君） 北村村長、説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） 議案第11号 教育委員会委員の任命についてをお願いいたします。

下記の者を教育委員会委員の任命にしたいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字村松253番地1、氏名、金井文子さん、生年月日、昭和40年4月24日生まれ。

令和4年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第11号 教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第12号 令和4年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 五反田の減圧弁の更新ということなんですけれども、これかなり受益の大きい減圧弁です、と思います。それだもんで、工事のやり方、仮設かけるのか、それとも夜間にやるのか、どんなやり方で工事をやるのか御質問できるかと思えますけれども。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

こちらについては、不断水の方法を取りまして、断水をかけずに工事をする方法を取りたいということで考えております。

以上です。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 私は、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書に、賛成の立場から討論を行います。

私は昭和55年に長野県の教員になりました。それからおよそ40年以上がたち、学校現場では当時とは大きく変わり、求められる児童・生徒一人一人に行き届いた教育実践が大変困難となっています。今の現場では多忙化が深刻さを増し、一緒に遊ぶことは困難な状況であると感じています。その上で、学級規模の縮小が子供たちの学びの環境を改善するための第一歩となると考えます。

指導してきた中で、40人近いクラスを持ったとき、教室が窮屈なだけではなく、一人一人本当にしっかり向かい合い接してきたのかと、思い返すことがあります。この頃も、卒業さ

せたクラスの卒業文集を読み返して、生徒一人一人を思い起こしましたが、もっと寄り添うことができたのではないかと、反省することがありました。それは自分の力量にもよるところがあると思うんですが、生徒数が多いということにも起因していると思います。また、生徒一人一人に関する事務処理も多くの時間を費やすことになりました。

今は青木小学校で勤務させていただいていますが、村の措置で、1年生は14名のクラスです。指導されている先生方は、教材を工夫され、一人一人に合った内容のものを用意されています。また、児童一人一人にゆっくりと寄り添って話を聞いている姿が見られます。少人数学級のよさを感じています。

学校現場では、心のケア、いじめ、不登校等の解決すべき課題に加え、保護者対応、また、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を、十分に確保することが困難な状況となっています。

こうした中、令和3年3月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、公立小学校の学級編制標準が、学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまることなく、中学校、高等学校等での35人学級の実現が必要であります。

きめ細かな教育をするために、さらなる学級編成の標準引下げが不可欠であり、このような状況を受け、厳しい財政状況の中、独自に教職員の人的措置を図っている青木村のような自治体もありますが、これにより自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題であります。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善も求められます。

また、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子供たちが全国どこに住んでいても一定の水準の教育を受けられることは、憲法の理念にもかなうものであります。

子供たちに豊かな学びを保障する観点から、教育現場の一層の改善を図るため、国及び政府が実態に応じたさらなる施策を推進されることを強く要望し、賛成討論とします。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 本定例会に提出されました「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める陳情書について、不採択すべきという立場から討議をさせていただきます。

青木村は、へき地教育地域には該当しておりません。上小管内では菅平地区のみと思います。陳情書では、長野県のへき地手当制度では、へき地教育に様々なゆがみが生じているということですが、実情は、私もこちらのほうの担当をしたことがないので、よく分かりません。また、勤務する職員に様々な格差が拡大していると述べられていますが、私は教育現場での状況や県の考え方が分からず、今陳情書の理由だけでは理解できませんでした。

なお、全国各都道府県には、離島等それぞれ地理的条件も違っており、その指定地域の状況や県の考え方もあるため、国では一律の法律で制度化するのは難しいため、各県の実情に合わせた条例委任をしていると考えられます。やはりこの陳情書を採択するには、長野県の条例制定過程等の考え方を考慮する必要があると考えられます。

今回このまま、青木村議会が本陳情書について十分な審査等がなされないまま、今議会で

本陳情書を採択し、青木村議長名をもって知事、県議長に提出することはいかがなものかと私は考えます。今回は不採択とすべきと考えました。

以上、私は不採択の立場からの討論といたします。

○議長（金井とも子君） ほかに反対討論ありますでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

本陳情にございますへき地手当ですが、国の指定では4級から1級、準ずる学校、特別の地域に所在する学校の6段階に分かれております。現在、長野県に存在するへき地指定校は、4級地が栄村秋山分校となっておりますが、2020年度から休校中であり、そのほか、2級地が下伊那や松本市に、1級地、準ずる学校が下伊那、木曾、南佐久、大北、下水内に存在し、上小地方においては、菅平小・中学校が1級地に指定されております。

これらのへき地指定校に対し、陳情書にも記載されておりますが、2006年度より、1級地が国基準8%を1%に、また、2級地が12%から2%、準ずる学校が4%から0.5%に引き下げられており、今日まで16年間、そのままになっているのが現状です。

長野県を取り巻く県は、全て国基準を維持し、東京都は国基準以上の手当を支給しています。まさに長野県のみが基準以下の措置を取っている、そういう状況であり、そのために、教育の近隣県への流出が起きていることが、陳情書に記載されてございます。

長野県は、御承知のとおり全県人事です。私は、さきの9月議会で、青木小・中学校の教育の諸問題について一般質問し、教員の年齢構成が偏っていることを指摘した際、教育長からは、近年は教員確保に大変苦勞し、骨を折られているという答弁がございました。私は、教員不足が教育免許制度のなせる業であることを指摘いたしましたが、そればかりでなく、このへき地手当の切下げもまた、影響していることを知りました。私自身の経験ですが、現役時代、私も7年間、へき地教育に携わったことがございます。へき地での貴重な経験が、38年間の教員生活、学校教育に多大な影響を及ぼし役立っていたことは、身をもって感ずるところです。

現在、青木小・中学校に勤務する先生方が、菅平小・中学校をはじめ、全県のへき地指定校に勤務されることがあるやもしれません。また、へき地指定校での勤務経験を生かし、青

木小・中学校の教育に携わる先生方もいらっしゃることでしょう。そうした意味で、へき地手当の切下げは、青木小・中学校の教育にも少なからず影響を及ぼすものであると考えます。

よって、本陳情を採択し、県に対し、へき地手当の支給基準を国基準に戻すよう、意見反映することは妥当かつ必要なことであると判断し、賛成意見といたします。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（金井とも子君） 賛成多数。

陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回青木村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時02分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和四年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録

令和四年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録